

令和3年第3回定例会

白子町議会会議録

令和3年 9月10日 開会

令和3年 9月17日 閉会

白子町議会

令和3年第3回白子町議会定例会会議録目次

第 1 号 (9月10日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
○事務局職員出席者	2
○開会の宣告	3
○開議の宣告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期日程等の議会運営について	3
○会期決定の件	4
○諸般の報告	4
○行政報告	5
○一般質問	7
宗 島 理 仁 君	7
大多和 正 之 君	10
今 井 滋 則 君	16
大多和 正 夫 君	23
北 田 百 人 君	34
東海林 東 治 君	41
市 川 隆 子 君	49
梅 澤 哲 夫 君	61
板 倉 正 道 君	69
大多和 秀 一 君	77
○休会の件	88
○散会の宣告	89

第 2 号 (9月17日)

○議事日程	91
○本日の会議に付した事件	92
○出席議員	92
○欠席議員	92
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	92
○事務局職員出席者	92
○開議の宣告	93
○発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	94
○発議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	96
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	98
○議案第2号～議案第5号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	99
○認定第1号～認定第6号の一括上程、説明	116
○追加日程の件	131
○発議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	131
○決算審査特別委員会の閉会中の継続審査申し出の件	133
○議会運営委員会委員の選任について	133
○閉会の宣告	133
○署名議員	135

令和3年第3回白子町議会定例会会議録

議 事 日 程（第1号）

令和3年9月10日（金）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期日程等の議会運営について
- 日程第 3 会期決定の件
- 日程第 4 諸般の報告
- 日程第 5 行政報告
- 日程第 6 一般質問
- 日程第 7 休会の件

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第7まで議事日程に同じ

出席議員（13名）

1 番	今 井 滋 則 君	2 番	大多和 正 夫 君
3 番	北 田 百 人 君	4 番	梅 澤 哲 夫 君
5 番	宗 島 理 仁 君	6 番	東海林 東 治 君
7 番	酒 井 良 信 君	8 番	今 関 勝 巳 君
10 番	板 倉 正 道 君	11 番	大多和 正 之 君
12 番	齋 藤 鉄 也 君	13 番	大多和 秀 一 君
14 番	市 川 隆 子 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	石 井 和 芳 君	総 務 課 長	斉 藤 繁 男 君
税 務 課 長	御 園 友加里 君	建 設 課 長	齊 藤 雄 君

産 業 課 長	小 高 健 史 君	商工観光課長	田 邊 健 治 君
健康福祉課長	竹 下 裕 之 君	環 境 課 長	梶 幸 男 君
住 民 課 長	今 関 道 雄 君	ガス事業所長	緑 川 栄 治 君
会 計 管 理 者	緑 川 義 之 君	教 育 課 長	目 羅 伸 夫 君
生涯学習課長	齊 藤 貴 人 君	学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	三 橋 政 明 君

事務局職員出席者

書 記	鈴 木 宏 和	書 記	味 戸 ひろ子
書 記	阿 曾 弘 康	書 記	萬 崎 弘 也
書 記	上 代 智 也	書 記	畠 山 優 也

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（酒井良信君） これより令和3年第3回白子町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（酒井良信君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（酒井良信君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第117条の規定により、6番東海林東治君、8番今関勝巳君を指名いたします。

◎会期日程等の議会運営について

○議長（酒井良信君） 日程第2、会議日程等の議会運営について、議会運営委員長より報告を求めます。

議会運営委員長、齋藤鉄也君。

○議会運営委員長（齋藤鉄也君） おはようございます。

残暑も和らぎ、過ごしやすい季節になってまいりました。議員各位におかれましては、公私ともご多忙のところ、ご苦労さまでございます。

最初に、去る7日に逝去されました齊藤豊彦議員には、5期18年間の長い間、町議会議員としてご尽力いただきました。不死身の体と思っていましたが、病魔に打ちかつことができませんでした。大変残念に思いますとともに、心からご冥福をお祈り申し上げ、哀悼の意を表します。

私たちを取り巻く状況は、皆様方をご承知のとおり、町内でも新型コロナウイルス感染者が増加し、千葉県でも3度目の緊急事態宣言が発令されるなど、依然厳しく、出口の見えない状況が続いております。ワクチン接種の加速化を推進する取組等により、一日でも早い収束と安心・安全な日常生活を取り戻せますよう、議会、執行部、双方力を合わせていきたいと思っております。

それでは、9月3日に開催されました議会運営委員会における協議の概要について、報告させていただきます。

まず、今定例会に上程されます町長提出案件は、補正予算4件、町道路線認定1件及び決算認定6件の計11案件であります。

また、発議案が2件あり、一般質問は10名の方から通告がありました。

以上のことを踏まえ、協議した結果、今定例会の会期は本日9月10日から17日までの8日間と決定いたしました。

議員各位におかれましては、この会期日程にご賛同いただき、円滑にして効果的な議会運営ができますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

◎会期決定の件

○議長（酒井良信君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日9月10日から9月17日までの8間にしたいと思います。これに異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日9月10日から9月17日までの8日に決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（酒井良信君） 日程第4、諸般の報告を申し上げます。

去る9月7日に、齊藤豊彦君がご逝去されました。ここで改めてご冥福をお祈り申し上げます。

次に、議長の出席要求に対する出席者については、お手許に配布の印刷物によりご了承ください。

次に、監査委員から例月出納検査令和2年度白子町一般会計特別会計歳入歳出決算の審査意見書、令和2年度白子町基金運用状況の審査意見書、令和2年度白子町健全化判断比率及び資金不足比率の審査結果報告書の提出がありました。お手許に配布の印刷物によりご了承ください。

次に、町長から令和2年度主要施策の成果報告書の提出がありました。お手許に配布の印刷物によりご了承ください。

次に、教育委員会から令和2年度白子町教育委員会点検評価報告書の提出がありました。お手許に配布の印刷物によりご了承ください。

次に、一宮聖苑から令和2年度一宮聖苑組合会計歳入歳出決算書の提出がありました。お手許に配布の印刷物によりご了承ください。

これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（酒井良信君） 日程第5、町長から行政報告の申出がありました。これを許します。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） おはようございます。

先ほど議長及び議運の委員長からの追悼のお言葉もありましたように、去る9月7日に逝去されました故齊藤議員は、5期18年の長さにわたり町会議員としてご活躍をいただきました。生前のご苦勞とご功績に改めて謝意を申し上げますとともに、ご冥福をお祈り申し上げます。

それでは皆さん、改めて、おはようございます。

お忙しいところ、9月定例議会に参集いただきまして、ご苦勞さまでございます。

貴重な時間をいただきまして申し訳ございませんが、行政報告をさせていただきます。

皆様もご承知のとおり、新型コロナウイルス感染症対策に伴う緊急事態宣言が9月30日まで延長されました。国、県をはじめ、町でも適切な対応に努めているところでありますが、

皆様のご協力なくして感染症対策はありませんので、今後ともご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

さて、町では新型コロナウイルス感染症の対策として、国、県の指導に基づき、防災行政無線やホームページ等で感染対策の周知を図るとともに、ワクチン接種を促進しております。ワクチン接種については、5月29日から医療機関での個別接種を開始しまして、7月11からは集団接種を行っております。8月末時点で高齢者の接種比率は83.2%です。64歳以下についても、7、8月、順次、個別接種も開始しており、全人口12歳以上の46.2%が接種を完了しております。

新型コロナウイルスの感染拡大の長期化で国の経済は疲弊しており、観光を主産業の一つとする本町にとっても極めて厳しい環境になっております。緊急事態宣言が出されて以来、学生を中心とした合宿や多くのスポーツ大会が中止となっており、また、最もにぎわう夏は、海水浴場の設置を2年連続で中止せざるを得なくなりました。観光客数の戻りが期待できなく、宿泊施設をはじめとする観光事業者の皆さんは大きな影響を受けております。町内の各施設、店舗はガイドライン等を遵守し、感染拡大防止に努めながら事業の継続を図っておりますが、ワクチン接種が計画どおりに進み、また、国、県の事業継続支援や町の対策支援効果が確実なものとなり、一日でも早く町のにぎわいが戻ることを期待しております。

ガス事業に関しましては、先ほど説明申し上げましたが、コロナ禍において外出自粛等、人流抑制の影響を受け、ホテル等商業用のガス販売量が大きく減少した要因により、令和2年度の経営成績は2,221万円の赤字でありました。コロナ禍以前の販売量水準への回復に期待するものでありますが、コロナ禍を経て見えてきた課題の解消とともに、町民生活に不可欠なライフラインの事業者として、プロジェクトの着実な推進をより引き続き、安全、安定供給に努めてまいります。

続きまして、農業に関しましては、米の生産、米の民間在庫量が需要量を大きく上回る懸念から、コシヒカリで1万円を下回る価格で取引がされております。農家にとっては大きな打撃であります。本町も、需要バランスを図るため、主食用米から飼料用米等の新規需要米への転換を積極的に推進しておりますが、より一層の推進と、ナラシ対策（収入減少緩和対策）への加入を促進し、稲作経営の安定化と担い手支援に取り組んでまいります。

続きまして、教育に関しまして、各小・中学校が新型コロナウイルス感染症対策を徹底し、宿泊を伴わない校外学習や中学校の運動会、総合体育大会等の学校行事をほぼ実施することができました。また、自然の中で心豊かに学ばせる事業として、中学校3年生対象のイング

リッシュキャンプ、小学生と中学校1年生対象のふれあいキャンプを、宿泊させながら実施することができました。近隣市町村では、コロナ感染者数が増加傾向にありますが、夏季休業明けも小・中学校教職員をはじめとして、関係機関が一致団結して安全対策を徹底した上で学校を再開しています。

コロナ禍で、これまでの生活が大きく変わりました。町の最大の課題である人口減少に対しても、ピンチをチャンスに変え、観光客や就業人口の増、交流人口の増に向けた今後の施策を実施したいと思います。町の活性化には、町民の皆様のご理解、ご協力が必要なことは言うまでもありません。皆様のご協力をなくして、一つ一つの事業を適切、的確に実施してまいりたいと思います。

議員各位のご支援、ご協力をお願いしますとともに、一刻も早いコロナの収束を願い、行政報告とさせていただきます。

○議長（酒井良信君） これで町長の行政報告を終わります。

◎一般質問

○議長（酒井良信君） 日程第6、一般質問を行います。

◇ 宗 島 理 仁 君

○議長（酒井良信君） 通告順により、5番宗島理仁君。

○5番（宗島理仁君） おはようございます。

通告順に従いまして、一般質問を行います。

子育て支援について伺います。

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響で、少子化がさらに進んでいます。厚生労働省によると、2020年の出生数は2019年より2万4,407人少ない84万832人で、5年連続の減少となりました。さらに、今年1月から3月期の出生数は19万2,977人で、前年同期を9.2%も下回っています。また、2020年の婚姻数は戦後最少の52万5,490組で、2019年より12.3%減少し、2020年に全国の自治体に提出された妊娠届も87万2,227件で、2019年から4.8%減っています。

新型コロナ禍によって人が集まらないため、結婚を延期するカップルや、医療体制が逼迫する中で産み控えをする夫婦が増えているためと見られています。全国的に新型コロナ禍に見舞われて少子化が急加速していますが、この流れは多くの知恵と工夫をしていかなければ、歯止めが利かない危機的な状況になっているかと思います。

その中で、子育て世帯の経済的負担の軽減を図り、安心して子供を産み育てることができる環境づくりを推進し、複数の子供を望む家庭の負担を減らし、子育て環境の改善をしていくべきかと思います。

また、継続的に支援していくことで、子育てに対して負担感や不安、孤立感を感じるのではなく、保護者がしっかりと子供と向き合うことで、その成長に喜びや生きがいを感じ、未来を担う子供たちが地域全体で大切に育てられ、健やかに成長できる社会の実現をしていくべきかと思いますが、我が町においては、多子世帯に対する支援として保育、教育でどのような施策があるのか伺います。

明確な答弁をよろしく願いいたします。

○議長（酒井良信君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 宗島議員の質問にお答えいたします。

質問要旨としましては、多子世帯の経済的負担を軽減するため、第2子、第3子以降に負担軽減策等を継続的に支援していく必要があるかということだと思っておりますが、お答えしますと、多子世帯の支援策についてであります。まず、保育料について申し上げます。

令和3年度9月分の保育料より、多子世帯の保育料について改正しております。具体的には、3歳未満児の保育料については、改正前は保育所の兄弟同時入所に限り、第2子、第3子以降についてはそれぞれ2分の1、無料としておりましたが、今回の改正により、同時入所要件を撤廃し、例えば小学校、中学校の兄弟がある場合でも、第2子、第3子とカウントして、それぞれ2分の1、無料といたします。また、3歳児以上については、給食費5,000円を負担している世帯について、第2子は2,500円、第3子以降は無料とし、多子世帯の軽減を拡充しております。また、今年度より、新生児支援給付金として一律に新生児1人当たり3万円の給付をしております。

教育分野については、多子世帯の支援策は特にございません。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 5番宗島理仁君。

○5番（宗島理仁君） 答弁ありがとうございました。再質問させていただきます。

まず、保育料に関して、9月より3歳未満児のことについて第2子では上の子の年齢差や所得に関係なく保育料が半額、第3子以降は無料としていただいたことについて、これは本当に執行部の皆さんのご理解があつて、このように位置づけをしていただいたことに本当に感謝をしています。

全国の自治体でこのように様々な支援をしています。我が町においても、このように保育料の改定であつたり、出産したときの祝い金としての3万円であつたりという優れた支援を、もう少し前面に押し出していくべきかと思います。そのためにも、第2子、第3子ではこのような支援制度があるというのを一覧にして、産まれてから例えば15歳まで受けられるプログラムを明確にし、つくっていくべきかと思います。

現状は、ホームページ等でそれぞれが紹介されていますが、ひもづけをし、見やすくして子育て世帯にPRしていくべきかと思いますが、見解を伺います。

○議長（酒井良信君） 住民課長、今関道雄君。

○住民課長（今関道雄君） 周知の方法ですが、まだ始まったばかりですので、今後周知のほう努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（酒井良信君） 5番宗島理仁君。

○5番（宗島理仁君） ぜひとも周知に関しては、これから本当に結婚や妊娠を考えている世帯に十分に伝わるように、見やすく、そして一覧にしていいただければと思います。

もう一つ、今回、多子世帯への支援事業を全国的に調べてみると、市町村独自事業として、出産時や小学校等入学時等の一時的な給付を行っている市町村は数多くあります。一時的な支援金だと、これは一時的なものになりがちで、継続的な支援と言えないのかと思います。今後、子供たちが育っていく上で、保育、教育の分野で継続的な支援を新たに追加していくべきかと思います。

また、お祝い金ではなくて、他の自治体を見てみると、入学祝い品としてランドセルの補助、ヘルメット、文具、英和辞典、帽子、防犯ブザー、体育服などの品目が支給されています。学校や家庭での学習に使用する実用的な品でもいいかなと思っています。子育て、教育、生活に関する内容から就学に関する内容まで、ワンストップで寄り添い、支援を行うことができる体制を整備するとともに、潜在的な支援ニーズの把握に努めるべきかと思いますが、今現状、白子町で教育の分野では行っていないという答弁もありましたが、今後、新たな支援や仕組みを考えているのか、見解を伺います。

○議長（酒井良信君） 教育課長、目羅伸夫君。

○教育課長（目羅伸夫君） 小学校、中学校に入学しますといろんなことが変わります。例えば先ほどヘルメットの件が出ましたが、例えばヘルメットなどでも丸々子供たち、保護者に負担を課せるのではなく、例えば半額でも町のほうでやれることはないかということで、一つずつ見直していきたいと思います。

以上です。

○議長（酒井良信君） 5 番宗島理仁君。

○5 番（宗島理仁君） ぜひとも、小学校、中学校を一つ一つ見直していただいて、支援ができるものがあればやっていただければと思います。

最後に、要望していきます。

この少子化というのは歯止めが利かず、ドラスティックな変化がない限りこのような状況が続いていくかと思います。安心して子供を産み育てることができる環境の整備、出産や子育てに関する町民の希望をかなえ、少子化を少しでも食い止める努力と工夫をよろしく願います。子育て世帯は年々減少し、子育て世帯の声が町に届きづらいのが現状です。一人一人の子供に向き合うとともに、子育て世帯の声に真摯に耳を傾けてもらい、共に築き上げていただけることを期待し、一般質問を終わりにします。

○議長（酒井良信君） 以上で、5 番宗島理仁君の一般質問を終結いたします。

ここで休憩いたします。再開は10時35分といたします。

休憩 午前 10 時 25 分

再開 午前 10 時 35 分

○議長（酒井良信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 大多和 正 之 君

○議長（酒井良信君） 11 番大多和正之君の一般質問を許します。

11 番大多和正之君。

○11番（大多和正之君） おはようございます。

通告順に従い、2点4項目質問いたします。

まず、去る7日に亡くなられました故齊藤豊彦議員のご冥福を心よりお祈り申し上げます。

まず1点目の、道路の安全対策について。

通学路の一宮片貝線の交通安全対策の進捗状況について伺います。

6月28日に八街市で発生した児童5人死傷事故では、飲酒運転によるトラックが下校中の子供を死傷させ、亡くなられたお2人と被害に遭われた方々にお悔やみとお見舞いを申し上げます。八街市の事故発生後の6月30日には交通安全に関する関係閣僚会議が開かれ、通学路の総点検を改めて行い、交通安全対策の強化が示され、白子町でも、通学路の点検により、薄くなっていた停止線などは改修されましたが、依然として町内の通学路を見ると、決して安心して通学できる環境にはないと思います。

2019年の6月議会でも質問いたしましたが、県道一宮片貝線、中学校信号から南側、小学生、中学生の通学路になっており、特に危険な箇所は税務課長宅前の交差点で、横断歩道の要望に関し、警察との協議では、待避所、たまりを設けた際に横断歩道を設置していただけると伺っています。また、中学生の通学路となっている中学校南側の県道の歩道整備は時間を要すると思われるため、生徒が安心してできる路面標示などの現在の進捗状況を伺います。

次に、高齢者が安心して歩ける道路整備について伺います。

白子町の高齢化率も約40%と、千葉県内でも上位になっていますが、駅のない白子町として独自にバス会社への補助、今年度からは、らくらくタクシーなどの支援で交通弱者の足の確保をしています。近年は高齢者の免許返納などで、最近では移動は自転車やシルバーカーでの姿を目にします。今までの白子町の舗装道路新設は道路幅員4メートルが原則となっていました。この先の状況を考えると、道路幅員にこだわらず、高齢者から小さい子供たちが安心して利用できる道路整備が必要だと思うが、町長の考えを伺います。

続きまして、白子町の観光課題について。

今後の観光産業について伺います。

白子町といえば、やっぱりテニスですね。町内には340面のテニスコートがあり、年間に数多くの大会や、学生または社会人の合宿など多くの学生が訪れますと、町の商工観光課のホームページに掲載されています。平成22年には、ゆめ半島千葉国体に天皇皇后両陛下にご来町いただき開催されました。また、平成17年、26年には高校総体が開催され、その他サッカー場、フットサル場、グランドゴルフ、バスケ、卓球などの各種スポーツリゾートとし

て、コロナ前はにぎわっていました。いまだ収束の見込めない状況です。

前回の6月議会で町長の答弁では、一般観光客も集客できる施設に変貌していかなければならない部分もあるとの回答でしたが、白子温泉も広まりつつあると思います。今後の観光産業をどのように支え発展させるのか、町長の考えを伺います。

次に、白子荘・アクア健康センターについて伺います。

6月議会でも白子荘・アクア健康センターを質問いたしましたが、前回の答弁では、底地を購入後に、1つの方法としてPFIなどで民間企業誘致との答弁でしたが、現在の指定管理が今年度で終了とのことなどで、底地購入の打診を財務省に申し出たのか。また、底地購入、別件解体費用など、どのように捻出するのか。町長の工程表によると、令和3年度に解体、底地検討となっているが、誰といつ頃から検討するか、町長の考えを伺います。

以上、答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（酒井良信君） 当局の答弁を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 大多和議員の質問にお答えいたします。

まず、道路の安全対策についてでございますが、県道一宮片貝線は車の通行量が非常に多く、児童生徒の登校下校、それ以外にも健康増進のためのウォーキングなどに利用されておりまして、非常に通行量の多い道路でございます。利用者の安全確保のため、横断歩道の設置を茂原警察署に要望しており、横断歩道以外にも、段差、舗装、いや、カラー舗装などの対応ができないか、長生土木と一応協議しております。また、八街市の交通死亡事故を受けて全国一斉に安全点検が行われ、白子町では8月10日に通学路緊急一斉点検を関係機関と合同で実施しました。これらの結果を踏まえ、関係機関と連絡、連携を密にとり、今後とも交通安全対策に努めてまいります。

続きまして、高齢者が安心して歩ける道路整備についてでございますが、高齢者や障害のある方などの交通弱者の方々が、安全で安心して歩行できる道路を整備していくには、歩きやすい歩道を設置していくことが必要になります。しかし、歩道の設置については、道路幅員の確保が必要となることから、地域住民の方々のご理解やご協力が必要なこと、また、歩道設置には大きな予算が必要となりますので、整備を進めるに当たっては相当の準備が必要となります。まず、公共性が高い生活道路で未舗装箇所の舗装整備や、劣化した舗装の修繕等、できる限り段差の少ない道路整備を進めてまいりたいと思っております。

次に、白子町の観光の課題についてでございます。本町の産業は、ご承知のとおり農業と

観光が中心で、観光についてはテニスを中心としたスポーツ観光、また、美肌の湯、白子温泉の入湯客など、毎年多くのお客様をお迎えしておるところでございます。

しかし、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、多くの大会・イベントの中止、合宿等の活動自粛、また、全体的な旅行控え等により、観光客数は令和2年中17万8,000人と前年から7割以上の大幅な減で、また、今年についても、年明けから緊急事態宣言が発令されたこと、また、海水浴場の開設が2年連続で中止になるなど、客数の戻りが全く期待できない状況であります。宿泊施設をはじめとする観光事業者の皆さんは、過去に経験したことの甚大な影響を受けております。

町内の各施設・店舗はガイドライン等を遵守し、徹底した感染拡大防止に努めながら何とか事業の継続を図っており、また、町は宿泊施設復興支援事業として、昨年度議会にてご承認いただき、宿泊優待券の発行、施設改修補助及びスポーツ大会開催補助の復興支援策を昨年、今年度と講じておりますが、感染の予想以上の長期化、3度にわたる緊急事態宣言等により、いま一つ効果が乏しくなっているところでもあります。

今後についてですが、繰越し手続を行った復興支援策をより確実に執行していくとともに、今回の補助予算にてご審議いただきます宿泊施設事業者が行う感染防止対策の取組に対する支援を追加し、新型コロナウイルス感染拡大に配慮しながら積極的な支援対策を図り、また、アフターコロナ対策についても、その状況に合わせた支援の追加等を考え、一日も早い町観光復興を目指していきたいというふうに思っております。

それから、白子町の白子荘、アクア健康センターについてであります。

こちらもご承知のとおり、平成19年度から指定管理者制度により町内のカネイ産業株式会社を指定管理者として指定を行い、その管理運営を行い、お願いしているところですが、3期15年経過、令和4年3月に指定管理者契約が終了するところでもあります。過日、諮問機関であります休養施設運営委員会を開催し、指定管理者からの現在の管理・経営状況または施設の状況を聴取、協議を行ってもらったところであり、国民宿舎白子荘、アクア健康センターの今後については、施設そのものの老朽化が激しく、継続するには困難であるということから次期の指定管理者の募集は行わず、休養施設事業を終了し、建物を解体する旨の会議結果報告を受けたところでもあります。

この結果を踏まえ、また、使用している国有地の今後の活用も含めた最終的な判断を行い、改めて議会をはじめ関係者皆様に報告したいと思っております。

以上で答弁いたします。

なお、そういうことはまだ、これは国ですよね、

たしか。こちらはまだ全然申立てとかそういうことをしておりません。といいますのは、まだ、結局、指定管理者が継続するかしないかまだはっきりしていなかった段階でございますし、まだまだそんな期間でもないので、今後、そういうのも検討しながらやっていくつもりでございます。

○議長（酒井良信君） 11番大多和正之君。

○11番（大多和正之君） それでは、2回目の質問で通学路の一宮片貝線についてですが、八街市の事故でも市に対しては要望が前々から出ていた危険な箇所と認識されていました。県道一宮片貝線も数年前から要望が出ています。できる範囲で、警察、土木事務所、地権者がいると思いますが、子供たちが安心して通学できるよう、今後の進捗状況がどのようなになっているのか伺います。

○議長（酒井良信君） 総務課長、斉藤繁男君。

○総務課長（斉藤繁男君） 今年度、茂原警察署のほうとは3度協議をいたしまして、歩行者待機所が確保され、注意喚起、道路標示、段差舗装などを含めたものが整備されれば、公安委員会の案件とする旨の警察からのお話はいただいておりますが、ただし、それについては、警察と、また、道路管理者である千葉県、長生土木事務所、そして、白子町での3者協議を今後も協議、調整を図って対応していくようにしなければいけないというような指導をいただいているところです。

以上です。

○議長（酒井良信君） 11番大多和正之君。

○11番（大多和正之君） それでは、予定のほうは分かりましたので、一日も早く危険な箇所なので進めていただければと思います。

続きまして、高齢者が安心して歩ける道路整備ですが、先ほど町長の答弁でも、まずは公共性の高い町道、未舗装区間の整備、劣化のひどいところなど整備するとの回答がありましたので、高齢者から子供たちが安心して歩ける道路整備に努めていただけるよう、よろしくお願いいたします。これは要望です。

次の白子町の観光課題について、今後の観光産業についてですが、町長が推奨しているDMOですか、白子町は様々な可能性の下、観光振興ではコロナ禍で各種大会、イベントの未開催が続いているので、今の時期にできる準備として、観光協会、温泉ホテル組合、地域、行政で、あるべき方向性等、持続的成長の実現に向け、しっかりとターゲットングを行う時期にあると思うが、考えを伺います。

○議長（酒井良信君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 今、白子町の観光、いわゆる宿泊業に関しまして、前からも申し上げていますように、非常に厳しいところに来ております。特に団体客を中心の今の集客といえますか、そういう状況でございますので、今、ある面では仕方がないところに来ていると思います。ですから、やはり団体客だけじゃなくて個人客を中心としたような施設の変容をやりながら、今後も進めていけばいい部分もありますんですけども、ただ、観光に関しては、この間も鴨川のDMOを視察に行つてまいりまして、やはりあちらはすごくいい形で進めております。このDMOとの観光協会のちょっと拡大版みたいな形で、農業者とか、いろんな商工会とか、そういう方々が全部出資して、鴨川の場合は株式会社でつくっておるわけなんですけれども、もう相当な時間がたって結構軌道に乗っているという部分もあります。これもこの間ホテル組合の皆さんと一緒に見に来てきたわけなんですけれども、これをぜひとも白子町に立ち上げて、やはりそういう面で、ある面では行政もそういう観光に対してもう少し力が入れるような形で、どんどん支援していきたいというふうには思っております。

それでよろしいですか。

○議長（酒井良信君） 11番大多和正之君。

○11番（大多和正之君） それでは、今後の観光産業、本当に2年続けて白子町の観光は大打撃を受けています。また、ホテル、また、各種小売店、飲食店など大変な状況になっていますので、コロナが落ち着きましたらできる限りの協力体制で臨んでいただければと思います。

続きまして、白子荘、アクアセンターについてですが、白子荘、アクアセンターがある場所は自然公園になっており、底地を購入できても様々な制約があることはご承知と存じます。民間事業への募集に関しても同様に困難があると思いますが、あくまでも、この白子荘、アクアセンターのある場所にこだわられるのでしょうか。現在の観光中心は中里地区であり、中里地区での観光拠点づくりが望ましいと思うが、考えを伺います。

○議長（酒井良信君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） おっしゃるとおりです。今、観光の中心は中里地区だと思います。ですが、白子町のやはり観光の発祥の地というのは、やはり白子荘を中心としたあの辺が、やはり白子町の中心、かつては発祥の地であったわけでございまして、この辺もやはり底地が国有地とかそういう形で非常に制約を受けるわけでございまして、できればそういう形で、どちらかが、結局、民間でそこへ出店してくるとかそういう形のものが来てもらえれば一番

いいと思うんですけど、そういうのがなければいろんな方法があると思います。あそこはやはり白子町の顔みたいなのところでございますんで、そういう面で、例えば、スポーツアリーナとかそういうふうに形を変えていくということも非常にいいような気がしますんで、その辺は少し柔軟に考えて今後進めていきたいと思います。

いずれにしても、今の条件的なことが全部、いろんな条件がいっぱいついておりますんで、今後、発展的に考えて進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 11番大多和正之君。

○11番（大多和正之君） 分かりました。白子荘、アクアセンターの考えは分かりました。

それでは最後になりますが、6月議会の選挙総括でも質問いたしました、町長答弁でも、二極化しているなどとは考えておりません。いろいろな意見をよく聞いて、いろんな話をするのが町政の基本だと、答弁をいただきました。

月曜日の千葉日報新聞記事には、町長選挙で前町長を応援した議員が多数を占めている、人事案も含め話合いが難航しているのは確かとの記事が出ていましたが、就任して3か月が過ぎましたが、議会側には正式に人事などの話合いの打診はなく、先日の記事は驚き、疑問を感じました。

今さらながら前町長の批判を町民は望んでいません。今は白子町のトップとして、いち早く民意を反映した町政の対応をお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（酒井良信君） 以上で、11番大多和正之君の一般質問を終結いたします。

◇ 今 井 滋 則 君

○議長（酒井良信君） 引き続き、1番今井滋則君の一般質問を許します。

1番今井滋則君。

○1番（今井滋則君） 初めに、齊藤豊彦議員のご冥福を心よりお悔やみ申し上げます。

それでは、通告順に従い、1点3項目について質問いたします。

激甚化する災害対応と今後の減災対策について。

1つ目。2年前に台風21号がもたらした茂原市への甚大な被害は記憶に新しいですが、今年8月に発生した台風10号も、それをほうふつさせるような激しい雨数を伴って長生郡一帯

を襲いました。それに伴って、近隣地域である一宮町、茂原市、長南町は避難所を開設し、防災無線を使って避難の呼びかけを行った一方、白子町では避難所や、排水ポンプは設置されず、無線での情報発信も行われませんでした。なぜしっかりとした災害対策が施されなかったのかを伺います。

2つ目。1つ目の疑問、質問に関連する質問として、今回の台風10号では避難所開設も避難指示も行われなかったわけですが、災害対策本部は設置されたのでしょうか。また、災害時の避難指示の伝達方法、職員の配備体制について伺います。

3つ目。海や河川のある白子町では、水害の危険性を避けて通ることはできません。町の減災対策として、津波対策はおおむね完了したと言っていい段階に達しているとは思われますが、荊金、幸治東地区、旧南白亀川といった地域の内水対策についてはどのようにお考えでしょうか。今後の排水対策の展望について伺います。

以上、明確な答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（酒井良信君） 当局の答弁を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 今井議員の質問にお答えします。

台風10号による災害対応で防災無線による情報発信や避難所開設、排水ポンプ設置準備等が行われなかったのはなぜかということでもあります。すけれども、この辺につきましては、7日の11時に銚子気象台の最新の情報が発表され、8日の明け方から朝頃にかけて千葉県に最も隣接する見込みとされ、大雨警報ではなく注意報であったことから、避難所の開設はまたしなかったということでもあります。

それから、次に、白子町災害対策本部は、これが設置されたのかということでございます。すけれども、これはされておりません。先ほどの申し上げた関係でしておりません。

それから、内水対策では、これに対しましては、私もごもつともだというふうに思っております。といいますのは、私自身もある町民の方から、これは幸治の方なんですけれども、やはり相当冠水があったということでありまして、非常にそういう苦情もいただいております。で、この辺のことにしましては、まず、防災の関係は総務課長から詳細を説明してもらいます。また、内水の関係については、建設課長から詳細を説明してもらいます。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 総務課長、斉藤繁男君。

○総務課長（斉藤繁男君） では、補足説明をさせていただきます。

まず1点目の、台風10号による災害対応で避難所開設、排水ポンプ設置を行わなかったのかということでご質問でございますが、町長のほうからもありましたとおり、8月7日11時に銚子地方気象台の最新情報が発表されました。8日の明け方から朝頃にかけて千葉県に最も接近する見込みとされておりました。県北東部の風速は海上20メートル、陸上15メートルであったことから、停電の心配は非常に少なく、また、大雨警報ではなく注意報級であったことなどから、避難所の開設はせず、排水機場においてもポンプの適正な運転管理で対応できるとの判断をしたところでございます。

そのようなことから、防災無線による情報発信は行いませんでしたが、今後は状況に応じ、ホームページやSNS等での情報発信や空振りを恐れないという観点の下、対策を強化していきたいと考えております。

続きまして、②の今回の台風で町の災害対策本部は設置されたのか。また、災害時の避難指示の伝達方法や職員等の配備体制についてはどうなっているのかということでのご質問についてでございますが、町長の答弁にもあったとおり、今回の台風では災害対策本部は設置しておりません。

町では白子町地域防災計画運用マニュアルを策定し、地震、津波、風水害が発生するおそれ、または発生した場合において、白子町地域防災計画に準じ避難指示等の伝達方法や職員の配備体制を定めております。避難指示の伝達方法については、防災行政無線、緊急速報メール、防災ツイッター等を活用し、気象庁等の情報を基に、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保などの避難情報を町が発令します。警報が発表されてから避難することはかえって危険な場合もあることから、なるべく早めに明るいうちに避難情報を発令することとしております。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、安全な親戚宅や知人宅への避難や、安全な場所は自宅内での避難なども広報紙等で周知しているところです。職員の体制についても、配備基準に従い、配備を要する課等が定められておりますので、これに従い、職員等は配備することとなっております。

例えば8月8日のように大雨警報が発令された場合は、総務課、建設課の職員が配備し、気象に関する情報の収集や伝達、被害情報の把握などを行う情報収集体制を配備します。また、局地災害が発生した場合や大規模な災害が発生するおそれがある場合に、町長が必要と認めた場合は災害対策本部を設置し、職員全員が配備につき、避難所の開設や気象に関する情報の収集や伝達、被害情報の把握などをさらに強化し、応急対策活動が円滑に行える体制を整備することとしております。

私からの追加の説明については以上でございます。

○議長（酒井良信君） 建設課長、齊藤 雄君。

○建設課長（齊藤 雄君） 私のほうからは、3項目の内水対策について補足説明をさせていただきます。

内水対策についてですが、町内の排水の大部分をポンプによる機械排水としている本町では、排水機場の機能強化をまいりましたが、近年のゲリラ豪雨や線状降水帯による大雨には一時的に排水機場の能力が追いつかない状況がございます。今後の内水対策ですが、剃金地区につきましては、現在、農業事務所において改修中の南白亀第1排水機場が完成することによりまして、改善できる見込みと考えております。また、南白亀川漁業協同組合事務所近くの剃金排水機場については、本年度が定期点検の年となりますので、機械設備や電気設備の点検をいたしまして、安定した運転を維持できるよう努めてまいりたいと思います。

また、幸治東地区につきましては、流末の長生村の排水機場による排水に委ねているところが大きいので、引き続き、排水機場の早期運転、連携等を密にまいりたいと思います。また、停電や警報級の豪雨が予想された場合に、応急ポンプを設置しております箇所については、今後はゲリラ豪雨等にも対応できますよう、常時排水できるようポンプ設備の設置について検討してまいりたいと思います。

また、旧南白亀川の前川につきましては、あらかじめ予測できる台風等の大雨には、応急ポンプを長生土木事務所において設置し対応していただいております。近年の気象状況を鑑みてみますと足りないようなこともありますので、こちらにおいても、管理が県のほうになりますので、常時排水可能な排水機場等の施設整備について要望してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（酒井良信君） 1番今井滋則君。

○1番（今井滋則君） それでは、1つ目の項目で再質問させていただきます。

避難所開設や排水ポンプの設置を行うほど降雨量が多くなかったということですが、今回の台風10号の降水量は日当たり約190ミリと、令和元年の台風21号のときの茂原の降水量170から180ミリよりも多いです。どうして降水量が多くないという判断に至ったのでしょうか。明確な判断基準を、町長の答弁からお願いいたします。

○議長（酒井良信君） 町長、石井和芳君。

○1番（今井滋則君） 決定したのは町長ですか。

○議長（酒井良信君） 総務課長、齊藤繁男君。

○総務課長（齊藤繁男君） 8日の台風につきましては、24時間雨量197ミリということで日最大1時間雨量が32ミリということで、町のほうでも後で把握したところでございますが、先ほど申しましたとおり、7日の11時の段階で千葉県が台風の進行方向、右側ではなくて左側に位置するということで、右側に位置しますと、どうしても風が強くなるというおそれがあります。

白子町において災害等発生した場合には、風等の影響により樹木等が折れたり倒れたりして停電が発生した場合がほとんどでありました。先ほど建設課長の答弁の中にもありましたけれども、停電になって排水機場が動かなくなってしまうと、もう白子町には致命的なダメージとなります。そういう場合に備えて仮設のポンプとか、また、避難所とかということで対応しているのが大きいウエートを占めておるんですけれども、今回は進行方向の左側だということで、先ほど私も申したとおり、陸上で最大15メートルということの予報でございました。その関係で、停電するおそれは少ないだろうということで、ポンプを設置しなかったということと、また、実際に雨量については、その段階では明確な把握はできなかったんですけれども、今までの状況からすると、停電しない場合にはそんなに被害が出ないということの考えから、避難所についても今回は開設しないということに至りました。

実際に、町のほうで確認できました被害につきましても、床下浸水などの民間の被害は報告されておりません。それとあと、建設課のほうで道路パトロールをした中で、道路冠水が12か所あったということで報告は受けております。それから、土のう袋の提供依頼があって30袋ほど提供したということですが、これについても、それによってどこかが浸水したとかというようなことはなかったということで報告を受けています。

そのようなことから、今回の対応とさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 1番今井滋則君。

○1番（今井滋則君） それでは、もう一点お願いします。

台風情報を銚子地方気象台から収集していたとの回答ですが、気象台から発表される情報は少しタイムラグあります。茂原市は、株式会社ウェザーニューズと提携をして、よりリアルタイムで更新される防災気象情報を参照、公開しています。白子町では、なぜこうした提携をして、より正確な防災情報の発信に努めていないのか。また、これからそういう気持ちがあるのか、町長の考えを伺います。

○議長（酒井良信君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 今のご質問で、ウェザーニューズからの情報も当然やはり、ある面では非常に信憑性のある情報でございますので、そちらも一応今後検討していかなければいけないというふうに思っておりますが、ただ、防災関係の情報というのは県からほとんど来ているわけです。県から来て、県の指導に基づいてある程度、いろんなことをやっておりますので、当然にしてウェザーニューズとかそういう民間のものも今後入れていかなければいけないという部分も相当あると思いますけれども、ただ、今の段階では、銚子气象台からの情報が主でやってきたということですのでよろしいですね。そういう状況ですので、今後検討していきます。

○議長（酒井良信君） 1 番今井滋則君。

○1 番（今井滋則君） それでは要望ですけれども、先ほど 8 月 7 日に排水ポンプの設置の判断を下したということですが、7 日は土曜日なので、今ほとんどが休日になっています。ポンプを設置する業者に急な依頼をしても対応ができないことや、搬入が県外からになって費用が高くなってしまいうことが起こり得ます。有事の際は、余裕を持った対処をするために、なるべく早い段階での決断、情報伝達を行っていただけるよう、お願いいたします。

○議長（酒井良信君） 1 番今井滋則君。

○1 番（今井滋則君） それでは、2 つ目の項目の質問、再質問させていただきます。

様々な情報伝達の手段を挙げていただきましたが、高齢者が多い白子町では最も有効なものは防災行政無線であると思います。しかし、これらによる情報の発信はいつごろから行うのでしょうか。台風が接近する日の 2 日前から対策を練っていたということですが、台風の前日の朝方になっても何ひとつ連絡がないというのは、タイミングとして遅過ぎると感じます。町長の役割は、町民の生活と財産を守ることであると思います。避難指示を出さないにしても、台風が接近していることへの注意喚起は事前に行っていくべきではないでしょうか。町長の考え、お答えを伺います。

○議長（酒井良信君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） おっしゃるとおりだと思います。今回に関しましては、私も 7 日の時点、8 日の時点で待機しておりまして、8 日にたしか役場のほうに行きまして、いろんな状況を確認しましたんですけれども、総務課、建設課のほうでいろいろな対策を練っていて、雨がまだ本部が開設するまでに至らなかったということであります。

（発言する者あり）

○議長（酒井良信君） 齋藤議員に申し上げます。

発言は控えてお願いします。

○町長（石井和芳君）　そういうことで、いずれにしてもそういう対応を、私も今回この災害の対策本部設置とかそういう段階にまだ至っていなかったんですけれども、今後もう少しやはり綿密に対応していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（酒井良信君）　1 番今井滋則君。

○1 番（今井滋則君）　それでは、もう一点。

緊急時における職員の配備体制はマニュアルで定められているとのことですが、どれくらいの頻度でその配備体制を取る訓練をしているのでしょうか。特に、職員全員が動員されるという災害対策本部については、日頃から練習をしておかないと円滑に活動するのは困難であるように思われます。町全体を守る立場として、日頃どのように有事に備えているのか、伺います。

○議長（酒井良信君）　総務課長、斉藤繁男君。

○総務課長（斉藤繁男君）　年1 度、10月の第4 日曜日を防災訓練の日ということで町のほうは定めておりまして、その際に、それぞれ避難所等へ職員が出ておりますけれども、それも訓練の一環ということで、本部のほうには全課長が集まりまして、伝達の訓練等を行ってところでございます。

ですので、全体的な訓練ということになりますと、年1 度、その防災の日に行っているということで実施しております。

○議長（酒井良信君）　1 番今井滋則君。

○1 番（今井滋則君）　ありがとうございました。

それでは、3 つ目の質問でお願いいたします。

南白亀第1 排水機場が完成すれば荊金地区の排水問題の改善につながるとの回答ですが、今現在その工事は中止されており、その期間は半年以上にも上ります。回答にもあったとおり、この排水機場は内水対策において重大な役割を担うものです。町長は、この工事が早く再開できるようにどれだけ尽力し、農業事務所や県のほうへ要望を行っているのでしょうか。また、幸治東に常時排水ポンプの設置を検討、旧南白亀川への排水機場の設置を県に要望しているとのことですが、それらの進捗も含めてお答えください。

○議長（酒井良信君）　町長に質問です。建設課長は手を挙げていません。

1 番今井滋則君。

○1 番（今井滋則君） 町長はこれが止まっているのはご存じなのでしょうか。県と農業事務所、要望を行ってくれているのでしょうか。

○町長（石井和芳君） 止まっているのは知っています。ただし、どういう関係で止まっているのか、それから、要望等はまだ全然やっておりません。そのところは私はちょっと存じませんでした。申し訳ございません。

○議長（酒井良信君） 1 番今井滋則君。

○1 番（今井滋則君） それでは、最後、要望で終わります。

茂原での一宮の氾濫があったように、深刻な水害は我々の身近に存在するものです。一日でも早い排水設備の完成を実現し、内水問題の解決を図れるよう、お願いいたします。町民が安全・安心を確保した生活を送れるまちづくりをお願いいたしまして、私からの一般質問は終わりにさせていただきます。

○議長（酒井良信君） これで、以上で、1 番今井滋則君の一般質問を終結いたします。

ここで休憩いたします。再開は11時35分といたします。

休憩 午前 11 時 27 分

再開 午前 11 時 35 分

○議長（酒井良信君） 会議を開きます。

◇ 大多和 正 夫 君

○議長（酒井良信君） 2 番大多和正夫君の一般質問を許します。

2 番大多和正夫君。

○2 番（大多和正夫君） まず初めに、齊藤議員のご冥福を心よりお悔やみを申し上げたいと思います。

それでは、通告により、4 項目 7 点について質問をさせていただきます。

まず 1 項目であります。町長のマニフェストについてお伺いいたします。

①としまして、町長におかれましては、教育、産業振興、観光、福祉、行政改革における

12項目のマニフェストが早くから示され、マニフェストに沿った改革を実行しますと公約されております。4年間の任期における12項目の年度別取組スケジュールを書面にて要望した中、事前配布をいただき、ありがとうございます。

内容を確認いたしますと、空欄の項目も多くあり、マニフェスト工程表とは言い難いというふうに思いました。特に、各分野でも何々検討という表現が多く、何年何月から取組実施という表現が非常に少ない状況です。これらを踏まえ、12項目の取組順の考え方についてまず伺いたいと思います。

そして、②といたしまして、当面、今後一、二年での優先的取組事項について、どのような工程で進めていくのかも伺いたいと思います。

そして、③といたしまして、マニフェストに関係いたしますけれども、8月1日付で、行政改革担当職員2名の辞令があり、副町長室を執務室として取り組んでいるようですが、具体的行政改革の内容や方向性及びスケジュールについてお伺いをいたします。

続きまして、2項目でございます。農業振興施策についてお伺いをいたします。

近年の水田経営は、就農者の高齢化及び米価の低迷等の影響により、経営委託、一括管理委託が増加する中、30アール区画の圃場が中心であり、大型機械による作業効率性メリットを十分発揮できないのが現状であります。担い手が受託しやすい環境整備が必要であり、それには、畦畔を取り除き区画を拡大することが有効な手段と考えますが、町長の考え方を伺います。

3項目といたしまして、財政状況についてでございます。

町で公表しております、令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率についての中で、財政健全化の判断基準である比率は、実質公債費比率が令和元年度は3.7%であり、早期健全化基準の25%の2割以下と大きく下回っており、類似団体平均と比較しても下回っております。白子町のホームページにも、コメントとして、過去から適正な借入れにより類似団体平均より下回っていると記載されています。類似団体の平均より公債費比率が少ないのに、大きく地方債が増加した理由は何か、白子町の財政は健全なのかを伺います。

4項目といたしまして、入札について伺います。

①といたしまして、令和3年7月20日に開札執行されました3件の入札工事で、最低制限価格に対しまして落札額は3,000円、6,000円、1万3,000円の差額で、2者により落札されております。今回の7月20日に行われました入札では、石井町長が議員時代の本年3月の一般質問の案件と類似しております。なぜ2者が最低制限価格と数千円の上乗せした金額で落

札されたのか、改めて町長の見解を伺います。

さらに、指名競争入札から一般競争入札に変更すべきと質問していましたが、今回が就任最初の入札であったが指名競争入札で行われ、8月25日開札の2回目の入札も指名競争入札で行われたようであるが、今後はどうするのか伺いたいと思います。

②といたしまして、町発注の工事について指名競争入札にした理由を伺いたいと思います。

以上であり、町長の明確な答弁をお願い申し上げます。

○議長（酒井良信君） 当局の答弁を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 大多和議員のご質問にお答えします。

まず、manifestoの件でございます。

manifestoの件でこれ12項目あるんですが、空欄の件もあるというのも、例えば教育改革については、例えばこれに関してはまだ教育長も決まっていない状態で、これについてはまだ、どうのこうの言える状態ではございません。

それから、まず保育所、学校再編について別表の工程表にあるように、令和3年度中に事前準備を行い、令和4年度に適正規模・適正配置等委員会の設置をしたいというふうに思っております。こういうものに関しても、やはり今、実際、私の下で総務課の企画の関係の人間が事前準備でいろいろ動いておりますけれども、こういう計画もすぐにはできるものではありませんもので、それで私はやはり企画分野を相当評価しようという、そういう意向が非常にあったわけでございます。

それから、コンパクトシティに伴う都市計画の見直しについても、これも非常に難しい、長くかかる問題でございます。第5次総合計画の折り返し時点で計画の一部見直しを行い、令和5年度の第5次総合計画後期基本計画運用開始に合わせて、都市計画マスタープランの素案作成に取りかかる予定であります。これも相当な、やはり大変な作業だというふうに思っております。

それから、農業規模の拡大、これは、先ほど大多和議員からの質問にもあるように、とにかく担い手を育成しなければいけない部分がございますので、圃場条件の整備や担い手支援策について検討し、令和3年度下期より、これ実際、補正予算で150万取っております、令和4年度から諸施策の執行を目指していきます。

それから次に、中小企業施策としましては、令和3年度、創業支援等事業計画を国に申請すると。これは、創業支援においては、この創業支援等事業計画を国に申請するということ

は、これは創業支援の関係で千葉県信用保証協会とタイアップしていろいろやっていく予定でございまして、この辺の創業支援関係は今後進めていく予定でございまして。それで、創業資金について今まで100万円の補助がございましてけれども、これは継続してやっていく予定でございまして。

それから、令和4年度に創業支援等事業計画を執行する予定でございまして。

それから、新しい視点での観光の発案ということで各観光関係機関とDMO設立に向けて意識共有を図り、令和4年度に法人設立をできれば目指したいというふうに思っております。

それから、観光施設の再生、この辺でございましてけれども、白子荘、アクア健康センターの解体検討ということでありまして、この辺についても、また土地利用の検討についても、この辺も十分検討して、先ほどの議論にもありましたように進めていく予定でございまして。

それから、介護施設のベッド数の増床については、これは令和5年度に第9期介護保険事業計画を作成するというふうになっております。これ、9期に合わせてやらないとできないこととございまして、6年度に9期介護保険事業計画を実施して、この中で増床ができる形ができればやっていきたいというふうに思っております。

それから、行政改革。この辺につきましては、令和3年度の課の設置、統廃合の検討、行革委員会の設置とかそういうものを令和3年度に全部実施しまして、下期中に委員会設置して事務の改善を図り、4年度に評価確認をしたいというふうに思っております。

それから、保育所、学校の再編に伴う委員会の設置と運営。この辺もこれは非常に大変なあれだと思いますけれども、この辺も進めていきたいと思っております。

それから、観光施設の再生。この辺についても新しい視点でやはり発案していく、DMOを中心に進めていきたいというふうに思っております。

それで、①についてはそういう形で今、結局、4の1の①、今申し上げたとおりでございまして、②の今後1年から2年の優先順位というのがありましたけれども、特に優先順位は、行財政改革、課の再編、この辺を考えております。

それから、今、2名の職員の辞令を、これは兼務でございまして、今、辞令で、それで、いろんなところを調査、確認をいっぱいしているところでございまして。いずれにしても、このマニフェストをつくる段階でも、やはりそれなりの打合せとかそういうものをしないとできませんし、他町村にも調査に行っております。そういうことでありまして、そういう要因として、今、非常に働いてもらってまして、いい形に今後進んでいくんじゃないかというふうに思っております。

それから、農業振興策についてでございますが、各地域の話し合いを経て、今年3月に完成した人・農地プランの中で、農地の出し手と受け手が特定され、今後その地域の担い手に、農地の集積・集約化を図っていきたいと考えていますが、区画が小さく作業効率が悪い水田は受け手が見つからず、耕作放棄地となる可能性があります。

受け手農家に農地の集積・集約化を促進する対策として、隣接する小区画の水田の畦畔を除去し、大区画化に取り組み、地域の担い手に集約を図れば、大型機械の作業効率も向上し、水田管理も省力化が図られていくと思います。

そのため、今回の9月補正において、小規模農地基盤整備事業補助金を計上しております。その内容は、水田区画面積の拡大を目的とした畦畔の除去、及びそれに伴う整地費用を補助するもので、受け手農家となる地域の担い手に限定した事業となります。また、耕作者の高齢化により、今後5年以内に担い手委託する水稻経営者が増加する見込みであるため、来年度以降も継続的にこれを行っていきたいというふうに思っています。

それから、先ほどの財政事情についてでございます。

地方債残高が40数億円になっているということでございます。本町の地方債残高は近年増加の傾向にあります。平成12年度末の地方債残高28億円に対し、令和2年度は約45億円となっております。増加の主な要因になっているのは、臨時財政対策債の増加によるものでございます。

臨時財政対策債とは、町の借金である地方債の一種ではありますが、国の地方税、地方交付税、特別会計の財源が不足しまして、地方交付税として交付すべき財源が不足した場合に地方交付税の交付額を減らして、その穴埋めとして地方公共団体自らが地方債を発行させる制度であります。形式的には、その自治体が地方債を発行する形式を取りますが、償還に要する費用は後年度地方交付税で措置されるため、実質的には地方交付税の代替財源と見て差し支えないと言われております。

地方交付税の財源である所得税、酒税、法人税、たばこ税、消費税の一定割合が不足した場合、従来は国が国債を発行して不足分を補填しておりましたが、平成13年度、2001年から、国債発行による補填をせずに、交付額を減らす方法に改められたのに伴って臨時措置として導入されたものであります。当初は、平成13年度から平成15年までの3か年の時限的な措置として導入された地方債でありましたが、国において地方交付税の原資不足が解消されないことから、現在に至るまで、その措置は何度も延長され続けております。

臨時財政対策債の元利償還金は、後年度の地方交付税に理論的に全額算入されるとはいえ、

地方債の扱いであることは変わりがなく、地方債の残高が累積する原因にもなっております。本町でも、平成13年度には臨時財政対策債の残高が8,730万円からスタートしたものが、令和2年度には20億円にまで膨らみ続けております。

しかしながら、交付税措置率は100%のため、交付税でカバーされることになっていることから、臨時財政対策債を除くと、平成12年度末の地方債残高は28億円から、令和2年度には25億円となり、実質的には地方債残高が減少しております。臨時財政対策債の増加したことが、地方債残高が増加した理由となりましたが、年度間の財政負担の平準化や将来世代との負担の公平化という観点から、地方債を効果的に活用しながら財政運営を行っていくことが合理的であることから、後年度負担にも留意しながら地方債の効果的な活用による財政運営に、今後も努めてまいります。

それから、4の4の①、入札についてでございます。

最低制限価格の関係は、過去の議会一般質問でも話題になりましたが、この算定方法は町のホームページに公開していますし、入札参加者にも周知しております。これにより、各社が共通の条件で積算した場合には同じ積算結果になり、最低制限価格が推計しやすくなったのではないかと思います。

行政としましては、費用対効果を追求する必要もありますので、同じ内容の工事をより安価で執行できることは非常にありがたいことだと思っております。改めて企業各社のご尽力に心から感謝を申し上げますとともに、安全で適正な工事執行に努めていただきたいというふうに思っております。なお、入札については、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律や、白子町財務規則の規定に基づき、公平公正、機密性に基づく入札を実施しておりますので、申し添えます。

町発注の工事について、指名競争入札にした理由ということでもありますんですが、皆様もご承知のとおり、指名競争入札は、地方公共団体が資力、信用、その他について適切と認める特定の多数を通知によって指名し、その特定の参加者をして入札の方法によって競争させ、契約の相手方となるものを決定し、その者と契約を締結する方式のことをいいます。

指名競争入札のメリットとしては、一般競争入札に比べて不良不適格業者を排除することができたり、一般競争入札に比して契約担当者の事務上の負担が、いや、経費が軽減することができるということでもあります。町発注の工事で指名競争入札の方式を、そういうことで導入をしているのが現状でございます。しかし、これも検討する余地はあると思われます。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） ただいま、2番大多和正夫君の一般質問中ではありますが、一旦中断し、昼食のため休憩いたします。

再開は1時といたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時00分

○議長（酒井良信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

中断していた2番大多和正夫君の一般質問を再開いたします。残り時間は20分であります。

2番大多和正夫君。

○2番（大多和正夫君） それでは、時間も制約がありますので、私のほうも質問も簡潔にしたいと思いますが、答弁も簡潔にお願い申し上げたいと思います。

まず、1項目のマニフェストですけれども、先ほど私のほうが空欄があると申したのは、石井町長、選挙前からマニフェストを出しておりまして、基本的なある程度柱を持って、具体的内容があるのかなという考えをしておりました。そういう中で、今後協議ということですので、それは、回答は必要ございません。そして、とにかくこのマニフェストにつきましては、課題単位にやはり再度検討整備する必要があるだろうと思います。

そして、実践に向けての課題ごとの年度別実践項目を記載して、最低でも、やはり、上半期、上下半期で実践状況を、各課長等と協議しながら実践状況を確認する、そのような表をつくる必要があるのかなというふうに思います。

そういう中で、やはり、議会といたしましても、そういう中では年1回程度実践状況についての報告をいただきたいというふうに考えておりますけれども、それについての考えを伺いたいと思います。

○議長（酒井良信君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） おっしゃるとおりで、結構、これは正直言いまして、計画を立てただけでも膨大な作業になるわけです。こういう事務をやったことのある人なら分かると思いますが、各課長とも私も何回も打合せしたり、いろいろしている中で、やはり、一番進んだのは行財政改革と課設置 の、そういうのは大分進んできまして、これも本当に、やはり、これはすごい膨大なあれになりますんでね、それで、おっしゃるように、定期的にまた

その進捗についてはお話ししていきたいというふうに、開示していくというつもりでありますんで、それはそれで、そういうことでお約束できると思います。

○議長（酒井良信君） 2番大多和正夫君。

○2番（大多和正夫君） それでは、今、町長が申されたように、私どもにも年一回程度、そういう進捗状況の開示をお願い申し上げたいと思います。

そして、1項目の②と③につきましては、時間の関係もございますので了承したいと思います。

それでは、まず、2項目の農業振興施策についてなんですけれども、先ほど町長のほうから本年度補正にて取組を進めるという提案がありました。ありがとうございます。そして、継続もしたいということをお聞きしておりますけれども、私としてみれば最低でも5年程度は継続をお願いしたいということで、その辺についてどういう考えか、お伺いしたいと思います。

○議長（酒井良信君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 5年でも何年でも、やはり、それだけのニーズがあるのであれば、とにかくいずれにしても耕地が狭くて担い手がないような耕地になっちゃえば、結局は放棄地になっちゃうわけですから、これは絶対避けなきゃいけないんで、そういう形の予算というのはどんどんつけて、今、これだけ担い手がだんだん、だんだん少なくなっていく中に、やはり、大規模化をしていかざるを得ないわけですから、それはそのとおり進めていきたいというふうに思っております。

○議長（酒井良信君） 2番大多和正夫君。

○2番（大多和正夫君） それでは、この件につきましては、今、答弁をいただきましたように、継続的に、将来的に取組をお願い申し上げたいというふうに思います。

それでは、3項目の財政状況についてなんですけれども、先ほど町長の答弁の中で、地方交付税の不足をした場合の費用の代替ということで臨時財政対策費が非常に大きな金額を占めているという話がありました。

ここで私として提案ですけれども、今年の6月の町長選の前にいろいろなチラシが出ております。そういう中で、一部は膨れ上がった借金44億円、ずさんな財政運営と非常に、そういう内容が書かれたものが配布されました。

私の近所もそうですけれども、住民については非常に借金が多くなってしまったという意識を持っております。これは、実際に今の答弁からいきますと、実際の関係では、平成25年

には町の本当の借財が25億に減っていくということで、そういう形からしますと、やはり、町民にうそのニュースが流れたままになっておりますので、この辺については、町として長期的な中で、先ほど今井議員からの話もありましたけれども、防災拠点である用排水場の再整備を始めたり、社会インフラ整備等に積極的に取り組んできた中でのコストでございます。

そういう中では、実際の、今の現状をやはりきちんと広報なり、また、ホームページなりに現在の町の財政は健全であるという状況を周知すべきと考えますが、町長はこの点、どのような見解か、お伺いをしたいと思います。

○議長（酒井良信君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 確かにそのとおりです。結局、国債で手当てしなければいけないものを町の起債にやっているわけで、国債の穴埋めみたいなものですから確かにそのとおりでありますんですけども、ただ、これも状況によってどう変わるか分からない部分も結構あるようには聞いております。

ですから、実際、こうこうこういうわけでこういう形の借金が増えていますけれども、実際はこちらがどんどん使って、町からどんどん使って増えたわけじゃありませんよというようなことは何かの広報で言うておく必要もあるように思います。

以上です。

○議長（酒井良信君） 2番大多和正夫君。

○2番（大多和正夫君） 今、町長からも話ありました。基本的には臨時財政対策債、全国の市町村が対応していると思います。その辺をきちんと説明をして、やはり、財政的には前林町長の時代に借財が膨れ上がったという誤解を解いてやる必要があるのかなというふうに考えていますので、その辺はきちんと、一回だけではなく何か月かけながらしっかり周知をするということで、できればその辺を再確認させていただきたいと思います。

石井町長からよろしくお願いします。

○議長（酒井良信君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 財政対策債についてのコメントは、今後広報か何かで一応周知していきたいというふうに思っております。

○議長（酒井良信君） 2番大多和正夫君。

○2番（大多和正夫君） じゃ、要望となります。ぜひともその辺の体制をよろしくお願い申し上げます。

あと10分ですので、最後の入札の関係につきまして、また確認をさせていただきたいんで

すけれども、先ほど町長から、まず、指名競争入札のメリットとか、業者による入札の積算の努力だという話がありました。

そういう中で、石井町長も3月の、私も非常に耳でしっかりと覚えておるんですけれども、石井町長が議員のときに、この入札については異常であると、その中で、職員によるというか、情報漏えいがあるという一部指摘の意見を出されました。その時点で、前町長については、そういうことがあれば、それはもう刑事罰だということでは言われていましたけれども、そういう中で、今回、石井町長につきましても入札等の関係でお話がありましたけれども、その中で、今回、情報漏えいがあったかという認識についてはどのような見解をお持ちか、ちょっとお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（酒井良信君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 情報漏えいがあったか、ないかというのはよく私も認識はしておりません。実際問題として、同じような形態でやりまして、それで、やはり最低制限価格に3,000円、5,000円とかそういう金額で実際落札されているということがありましたんですけれども、計算でそれが必ず出るということも確実ではありませんもので、その辺については私もはっきり言って、絶対ないんだとか、絶対あるんだとかという認識は、今のところフラットの状態でございます。

そんなところで、今後の入札問題については、私自身は一般競争もまた今後は検討しなければいけないと、それから、予定価格の公表、そういうものも今後検討したいというふうに私自身は思っておりますので、その辺については、入札がどうのこうのということとは取りあえずは私の見ている限りにおいては、実際あったか、ないかというのは、はっきり言って分かりません。

以上です。

○議長（酒井良信君） 2番大多和正夫君。

○2番（大多和正夫君） 町長の回答ですと、はっきり分からないということは判断ができないということなのかなと思うんですけれども、基本的には、現在、仕事については石井町長の下で職員は部下として、部下という形で働いておりまして、やはり、その部下を信頼できないということですか。

○議長（酒井良信君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 信頼できない、できる、できないの問題じゃなくて、過去にそういうことがあったか、また、現在やられているかどうかというのも私ははっきり言ってよく分か

りません。信頼しているからどうのこうのという、そういうことじゃないです。

○議長（酒井良信君） 2番大多和正夫君。

○2番（大多和正夫君） それでは、石井町長、その辺のちょっとあやふやな答弁の中で判断しづらいんですけども、基本的には職員による漏えいはないという考えをお持ちだということによろしいのでしょうか。

○議長（酒井良信君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 職員による漏えいは、私はないように思います。そのくらい信頼しなければいけない部下だと思しますので、それはないように思います。

ただ、この件に関しましては、ちょっと今申し上げられないことも少しありますので、これはまだ確定のことじゃございませんので、ちょっと控えさせてもらいます。

○議長（酒井良信君） 2番大多和正夫君。

○2番（大多和正夫君） 内容としては、思いますという表現ですけども、ないというふうに理解はさせていただきたいと思います。

そして、②の関係の指名競争入札の関係を含めて、やはり先ほど答弁にありました、最低価格と数千円の上乗せで入札できたのは落札業者の精査のたまものだというのが答弁の中にありました。そういうふうに、多分各業者も必死で動いていると思いますので、その辺については理解をしたいと思います。

そして、あと、指名競争入札について、メリットとして一般入札よりも不適格業者の排除ができるとか、そういう形があるということです。やはり、大きな事業については指名競争入札でいくという考えで、ある程度それなりの事業費の小さなものは一般競争入札も取り入れてみる、そういう考えでよろしいのでしょうか。

○議長（酒井良信君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 反対です。ある程度の規模のものに関しては一般競争入札に今後移行できればというふうに私自身は思っています。私の個人的見解ですよ。

でも、小さいものに関しては、やはり指名競争という形が私はいいような気がします。そのところは、ちょっとまだよく中身を検討していない部分もありますので、そういうことで、今後改善はしていきたいというふうに思っております。

○議長（酒井良信君） 2番大多和正夫君。

○2番（大多和正夫君） 町長のその辺の考えは分かりました。その辺の改善については、やはり、課長クラスがおりますので、そういう課長クラスと協議をしながら方向性を決めてい

くという考えでよろしいのでしょうか。

○議長（酒井良信君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） もちろん、そうでございます。自分一人で決定するというようなことはありません。みんな合議制で一応考えております。

以上です。

○議長（酒井良信君） 2番大多和正夫君。

○2番（大多和正夫君） ちょっと時間がなかったもので焦ってやりましたが、逆に時間が余りましたけれども、これで私の質問を終わりにしたいと思います。よろしくお願いします。ありがとうございました。

○議長（酒井良信君） 以上で2番大多和正夫君の一般質問を終結いたします。

◇ 北 田 百 人 君

○議長（酒井良信君） 引き続き、3番北田百人君の一般質問を許します。

3番北田百人君。

○3番（北田百人君） それでは、通告順に従いまして一般質問させていただきます。

まず、第1項目として、移住・定住推進について伺います。

旧関保育所跡地は、リビングシフト事業により5区画が決まりましたが、旧南白亀保育所跡地などのほかの土地整備については今後どのような計画があるのか、町の見解をお聞きます。

2といたしまして、譲渡型賃貸住宅について質問します。

子育て世代を農村部に呼び込む一つに、移住を希望する家族のために住宅を新築して一定期間の住居を条件に所有権を譲渡する自治体の動きが広がりを見せています。今年7月時点で全国10以上の自治体で実施しており、宅地の譲渡に加え、子供の人数に合わせ家賃を軽減するなど特徴を出して移住・定住の促進に力を注いでおります。

特に、島根県飯南町では子育て世代をターゲットに、移住に合わせて町が住居を新築し、月額家賃4万円ぐらいで25年間住み続けると所有権は譲渡するということです。建設費はその土地によって違いますけれども、1軒当たり2,100万円ぐらいかかっていますが、入居者は1,200万ぐらいで家賃と土地が得られる計算となります。これまで飯生町では10年間で29

軒の賃貸住宅を新築、人口の2.5倍に当たる124人が入居し、子供も64人増えたそうです。

我が白子町もこのような制度を取り入れてみてはいかがでしょうか。町の見解を伺います。

2項目の防災対策について伺います。

避難道路である南日当橋の取付け道路について伺います。

開通後50年を経過し老朽化が進んだ南日当橋は、有事の際の避難道路の確保の面からも国の復興予算95%の国庫補助金にて建て直しをしたところですが、南日当側の取付け道路は完成していますけれども、剃金側の取付け道路がいまだ整備が進んでいない状態です。避難道路として完全な機能を果たすとともに、早期の完成が必要と考えますが、今後の整備の見通しについて伺います。

次に、防災訓練について伺います。

白子町としての防災訓練は今年も実施するのか、実施する場合、どの程度の規模で開催するのか、伺います。

3として、非常用保存食品について伺います。

前回質問したときには、白子の人口の1割程度の非常食が備蓄しているとのことでした。昨今、自然災害も多発している状態で、今後備蓄量を増やす計画はありますか。また、関、南白亀、白潟、白子及び、提携しているホテル組合への配分率はどのような状態か、町の見解をお聞きします。

以上、2項目、5点について答弁をお願いします。

○議長（酒井良信君） 当局の答弁を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 北田議員の質問にお答えします。

まず、1点目、町有地の土地整備についてでございます。

町ではこれまで若者の定住促進用に町有地を整備してきました。まずは、中里町営住宅跡地を無償貸与、無償譲渡で整備しました。計画後、5区画のうち2区画が残っていましたが、おかげさまで2区画とも審査の結果、契約に結びつきました。今後は、住宅建設に向けた手続を進めてまいります。

次に、白子中学校南側を宅地分譲で整備しました。計画6区画が売却され、既に住宅も立ち並び、生活が始まっています。

次に、関保育所跡地を宅地分譲で整備しました。計画5区画が契約に結びつき、間もなく住宅建設が始まる見込みであります。

なお、南白亀保育所跡地ですが、測量などにかかる経費が削減することもあり、地籍調査の手続が全て完了してから利活用の方法を検討していきたいと思っております。

次に、②の譲渡型賃貸住宅についてですが、先ほど説明したものと重複しますが、移住・定住促進事業として若者向けに施策を推進するのは、これまでと同様に宅地分譲で整備したり、これまでと違った形の賃貸型集合住宅を整備したり、新しい生活様式に合った、今のニーズに合致する方策をあらゆる観点から研究、検討する必要があると思います。その中で、より効果的な町有地の土地整備に必要なため、譲渡型賃貸住宅についても研究、検討することができると思います。

次に、防災についてでございます。

避難道路である南日当橋の取付け道路についてでございますが、南日当橋の老朽化に伴い、橋の架け替え工事と併せてその取付け道路、南日当側400メートル、剃金側400メートルの整備を国の補助金を活用し、平成24年度から令和元年度までの8年間で整備を行ったところですが、剃金側の役場前の通りとつながっているところのちょうど105号線に接道するまでの区間250メートルが道幅の狭い状況であることが課題に残っております。今後、避難道路としての機能を確保できるように事業を進めてまいります。

それから、防災についてでございますが、これはもう10年にわたり毎年10月の第4日曜日に定着しておりますが、今年もこの会議は行われ、一応実施する予定で進められております。この辺については総務課長から詳細を説明させます。

それから、非常用保存食品について、こちらに関しましても総務課長のほうから詳細を説明していただくようにしたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 総務課長、斉藤繁男君。

○総務課長（斉藤繁男君） では、町長からお話があったように、私のほうから2点補足説明をさせていただきます。

まず、防災訓練についてでございますが、東日本大震災から10年を迎え、毎年10月の第4日曜日として定着してまいりました防災訓練も今年で、1回の中止を除き10回目を迎えます。

今月の1日に防災訓練の事前会議を開催し、防災訓練の実施について関係機関と意見交換をしました。昨年度に引き続き、今年度も避難経路の確認を中心とし、規模縮小、時間を短縮し実施する予定です。コロナ禍の影響によるものです。

ただし、緊急事態宣言が延長になった場合や、町民の感染者の拡大等を鑑み、最終的な実

施については状況を見て判断してまいりたいと思います。

また、衆議院議員選挙の投開票日と重なった場合は職員の確保が難しく、運営が困難となりますので中止とさせていただきたいと思います。

続きまして、③の非常用保存食についてでございます。

町の備蓄計画は、発災から3日間分を備蓄目標とし、各家庭における自助備蓄を中心とし、備えが不足する場合は共助備蓄で補完するものとし、不測の事態に備えて公助備蓄——町の備蓄となりますが——を行うことを定めております。

各家庭における備蓄の推進は3日分100%ですが、避難所に住民が食料、生活必需品の持参できるのを30%と計算し、自助不足を補完するため、町が必要な物資、備蓄、調達を70%として考えております。

町全体の想定避難者数は、先ほど北田議員から人口の10%ということでお話がありましたけれども、それを上回ります、県の調査により予想された最大値1,388人で、食料についてはライスクッキーなどの軽食も含め1日1人当たり3食3日分8,710食、飲料水については、1日1人当たり2本3日分5,830本を備蓄することとしております。

9月1日現在の備蓄数は、食料が9,000食分、飲料水は5,338本となっております。飲料水は目標に達成していませんが、今年度中に達成する見込みです。

緊急避難ビル27か所については、飲料水だけですが各施設に150本ずつを備蓄しております。消費期限が近くなった食料、飲料水については、防災訓練や小中学校、保育所での防災教育などで有効活用しております。

それと、各施設の分配の数ということでのご質問もございましたが、いろんな品目があってそれぞれ数が違っておりますので、代表的なものということで、アルファ米、リゾット米というのが一番多く備蓄してあるんですけれども、これについてご紹介したいと思います。

まず、白子中学校1,428食、関小学校572食、南白亀小学校572食、白潟小学校857食、関ふれあいセンター143食、南白亀ふれあいセンター143食、白潟ふれあいセンターについても143食ということで、町合計でアルファ米リゾットについては3,853備蓄しております。ほかにもおかゆだとかライスクッキー、ビスケット、そういうものも備蓄しておりまして、それで先ほど申した8,710食を計画しているという内容となっております。

私からは以上でございます。

○議長（酒井良信君） 3番北田百人君。

○3番（北田百人君） それでは、再質問させていただきます。

まず、土地整備の関係なんですけれども、今、町長が、南白亀保育所跡地は地籍調査が終わってからやるということでしたけれども、地籍調査は終わったと思うんですけれども、いつ頃から着工するのかお聞きしてよろしいですか。

○議長（酒井良信君） 総務課長、斉藤繁男君。

○総務課長（斉藤繁男君） ただいま北田議員から地籍調査は終わったということでお話があったんですけれども、地籍調査の現地調査が終わったということでありまして、今後、今年度、成果に対する閲覧があって、そこで同意をいただいて初めて地籍調査の調査自体が完了ということで、その後、県・国の認証等がございますので、それらが全て終わることになりますと、再来年以降となることとなりますので、そこが明確に確定してからというような形となってしまいます。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 3番北田百人君。

○3番（北田百人君） 再来年ということで、それは分かりました。

あと、譲渡型賃貸なんですけれども、南白亀保育所跡地とは限りませんけれども、どこかほかの土地があれば早めに1軒でも2軒でも造って、募集かけたほうがいいと思うんですけれども、その点の見解については、町長、どう思いますか。

○議長（酒井良信君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） おっしゃるとおりで、この譲渡型賃貸というのは、今、睦沢でもやっているはずなんです。非常に評判がよくて、結構それを購入している人も相当多いようです。それだけじゃなくて、白子町で、例えばその息子さんが結婚した場合でも、やはり住む場所が町内にはない場合が結構あるんですよ。

ですから、賃貸とか、そういうものがあまりないわけですから、そういうのを、やはりある面では押さえる意味でも賃貸住宅というものは必ず必要になってくると思いますので、この辺は十分検討していきたいというふうに私自身は思っております。

以上です。

○議長（酒井良信君） 3番北田百人君。

○3番（北田百人君） じゃ、十分検討して、なるべく早めのほうにやっていただきたいと思っています。

次に、防災の関係の南日当橋の件なんですけれども、先ほど250メートルまだ剃金側が残っているんですけれども、それはいつ頃調査して、いつ頃着工するのか、目安、分かります

か。

○議長（酒井良信君） 建設課長、齊藤 雄君。

○建設課長（齊藤 雄君） ただいまご指摘のありました剃金側の狭窄区間250メートルにつきましては、橋の取付工事終了後も事業継続を視野に入れまして、地籍調査事業の立会いの際に出席された方々に拡張についての意向確認を実施しております。

現時点では、整備の見込みについて明言できないところがありますけれども、できるだけ早く避難路としての効果発現に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（酒井良信君） 3番北田百人君。

○3番（北田百人君） それもなるべく早めのほうにお願いしたいと思います。この件に関して、後で板倉議員のほうからもまた質問があると思っておりますけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、防災訓練なんですけれども、10月に実施する予定ということなんですけれども、その際の参加した職員なんですけれども、出勤扱い及び超過勤務扱いとなるのか、町の見解を伺ひます。

○議長（酒井良信君） 総務課長、齊藤繁男君。

○総務課長（齊藤繁男君） 職員の勤務時間については、2時間程度を予定しておりますが、時間外勤務で対応する予定となっております。

以上です。

○議長（酒井良信君） 3番北田百人君。

○3番（北田百人君） そうしますと、職員については分かりました。

防災訓練は一般庶民も参加するわけなんですけれども、一般庶民は善意で参加していると思ひますけれども、町の職員は残業が、時間外が出て、町民は出ないということですね。この状況下でどう考えるのか、公平さに欠けるんじゃないかと思ひますけれども、町長の見解をお聞ひします。

○議長（酒井良信君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 防災訓練は、そもそも町民のための防災訓練でございます。ですから、それに、防災訓練に出ることは町民のためにやるわけですね。ただし、職員の場合は、あくまでも業務の一環としてやるわけでございます。

ですから、そこのところは、町民は防災訓練に出てお金をもらうかということになると、

それはちょっとできないと思いますのでね、ただし、職員は、これは前もありましたように、公平委員会、千葉県の公平委員会でこれは明らかに業務だということで認定されちゃっているわけでございますので、やはり、これは出さないわけにはいかないというふうに私は思っております。

以上です。

○議長（酒井良信君） 3番北田百人君。

○3番（北田百人君） あとは、3番の非常食について伺います。

今、総務課長のほうからいろいろと説明を受けました。それで、期限切れのものは順次替えるということなんですけれども、取引先というのは町内じゃないですね、当然ね。どこからか教えていただけますか。

○議長（酒井良信君） 総務課長、斉藤繁男君。

○総務課長（斉藤繁男君） 備蓄用の食料、飲料水については保存期限が5年から10年の物品を調達しているため、地元業者の参入が難しい状況ではあります。一般競争入札で調達しております。

食料については、地元産米を活用する備蓄食料についても検討していきたいとは考えております。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 3番北田百人君。

○3番（北田百人君） 要望になりますけれども、なるべくそういったことは町内の業者でもある程度できると思います、ある程度のやつは。そのある程度できるものを町内の業者を使ってやっていただくことを要望いたしまして質問を終わります。

○議長（酒井良信君） 以上で、3番北田百人君の一般質問を終結いたします。

ここで休憩いたします。

再開は1時50分といたします。

休憩 午後 1時37分

再開 午後 1時50分

○議長（酒井良信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 東海林 東 治 君

○議長（酒井良信君） 6 番東海林東治君の一般質問を許します。

6 番東海林東治君。

○6 番（東海林東治君） まずは、齊藤豊彦議員のご冥福を心よりお祈り申し上げます。

通告に従いまして一般質問を行わせていただきます。

1 つ目に、3 月の定例議会において、地域まちづくり計画の中の人材バンク設立促進の施策、及び定住促進の施策の一般質問を行いました。総務課長の答弁で、人材バンク設立については、地域に埋もれている人材資源の掘り起こしは重要で、そのためにはどこでその掘り起こしを進めるかも非常に重要になります。町長の意向を踏まえて対応してまいりますという答弁でございました。

さらに、定住促進の施策の質問の答弁は、移住・定住については、暮らし続けたい町、帰ってきたくなる町を目指すため、白子町まち・ひと・しごと創生の第2期総合戦略でも推進していますが、移住された方が地域に溶け込み、コミュニケーションを取るには確かに簡単ではないと承知しております。住民参加の環境づくりということでございますが、これにつきましても町長の意向を踏まえて対応してまいりますという答弁でございました。

私は、住みたい第1位のいすみ市の旧岬町の事例を含めて一般質問を行っているはずでございます。執行部責任者の答弁者として、立案を作成し、その上で町長の意向を伺い、経過報告を伝えることが局務の業務と思いますが、いかがでございましょうか。3 か月経過しておりますが、立案し、町長の意向を伺ったのかどうか、明確なる答弁を求めます。

2 つ目に、第5次総合計画の施策体系の行政計画の中に、組織、機構の見直しがございます。これは新町長の体制の下、具体的に取り組むべきことと思います。

なぜ、組織、機構の見直しが必要かと申しますと、施策すべき点が5つ考えられると思います。

1 つには、重要施策の推進に適した組織、2 つ目には、効率的で行政課題に対応できる組織、3 つ目には、トップマネジメント機能を強化する、4 つ目には、住民に分かりやすい利便性の高い組織、その上で、課の再編等があると思います。

様々な観点から総合計画に掲げられた施策、事業を着実に推進していくためには、限られ

た財源と限られた職員で選択と集中による効果的、効率的な行財政運営を進めていく上で、組織、機構改革は近々の課題と思いますが、いかがでございましょうか。

2つ目として、総合計画の中に職員能力開発推進について伺います。

白子町が目指す職員像があると思います。

1つ目には、全体の奉仕者として自覚と責任を持ち、町民に信頼される職員、それは公務員は全体の奉仕者で、法令遵守し、町民に対し公平・公正で誠実に対応し、不正を絶対に許さない高い倫理観を持つ職員、2つ目には、意欲的に職務に取り組み、町民の立場に立って行動する職員、それは自らの業務や町施策、方針に意欲的に取り組み、親切、思いやりを持ち、町民目線で行動する職員、3つ目には、常に自己啓発に努め、幅広い視野と豊かな創造性を持つ職員、それは行政のプロフェッショナルを自覚し、業務の遂行と問題解決のための能力を高めて町行政の中長期的な視野を持ち、柔軟で創造豊かな発想ができる職員と、4つ目には、効率的な行政運営を掲げ、計画的に職務を遂行する職員、それは行政運営、また、コストの意識を持ち、事務の効率化を図り、計画的な事務の遂行に努める職員、こう考えられます。この4項目に白子町職員像を期待しております。

また、職員に必要な具体的な能力とは、まず1つ目には、自己啓発意欲があるかどうか、そして、2つ目には、チャレンジ精神があるかどうか、3つ目には、経営感覚、コスト意識があるかどうか、4つ目、政策形成、企画立案、5つ目には、対人能力、課題解決、その判断、6つ目には、情報通かどうか、7つ目には、先ほど話しましたプロという専門の意識がきちっとあるかどうか、8番目には、管理マネジメント能力が必要になってくると思います。

こう問われる時代に入ってきました。課長、主幹、主査等々様々な階層ごとの職員の基本的な役割分担の明確化と、そして、学習、研修成果と職場内の研修の発表、職員提案制度、この職員提案制度は非常に大事だと思います。そして、組織目標管理制度の導入等々の視点に立って、職員の能力開発を支援し、それぞれの能力を効果的に活用できるよう具体的な行財政改革の施策検討を図る必要があると思いますが、答弁を求めます。

最後に、人事評価制度の構築について伺いますが、評価の公平性において、評価者の評価基準に対する目線が一定に合わせるのが難しくて、各部門間に評価のばらつきがあり、評価者の能力の格差、評価結果活用に関わる課題以前になって、その壁になっている、評価者の能力が壁になっているという場合があります。

評価者によっては、評価基準が、統一が必ずしも図られていないという不公平感を生む原因になっている現状に、白子町はどのように取り組んでいくのか、伺います。

答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（酒井良信君） 当局の答弁を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） それでは、東海林議員の質問にお答えいたします。

まず、人材バンク設立促進の施策ということでありますんですけども、6月定例会でもお答えいたしましたが、第5次総合計画で「参加と協働のまちづくり」をテーマとしており、まちづくりについては各種ボランティア団体のほか、住民の皆さんにもご協力をいただいているところでございます。

ご提案のありました人材バンクは、地域に埋もれている人材資源の掘り起こしには重要だと思いますし、そのためにはどこそで掘り起こしを進めるのかも非常に重要になってくるところでございます。

今後とも様々な分野で活躍される、長年培ってきた実績や各種の知見のある方々が自らまちづくりに参加したくなるような仕組みづくりに努めてまいります。これに関して、私のほうに具体的な提案はございませんでしたので、今後させていくつもりであります。

次に、定住促進の施策ということであります。

緊急事態宣言の発出により不要不急の外出、移動の自粛が求められ、都市部からの新規移住者獲得に向けた取組は実質的に難しくなっています。

よって、定住促進については、町民の生活満足度を上げて流出を抑制する施策も進めてまいります。まずは、住環境やインフラ整備による生活環境向上施策として、現在も実施しておりますが、若者マイホーム取得支援や住民の移動支援などに取り組んでまいります。

また、郷土への愛着、理解を育てる啓発、教育施策としまして、自治会活動や地域活動に全世代の町民が参加できるような仕組みづくりを進め、世代を超えたつながりの強化に取り組んでまいります。

次に、第5次総合計画の行政計画ということでありまして、組織、機構の見直しはということですが、先ほど大多和正夫議員への答弁と重複する部分がありますが、組織や機構の見直しについてご説明いたします。

第5次総合計画や私のマニフェストでも役場組織の見直しを行い、住民目線と社会ニーズに対応できる組織改編を行うとうたっています。

本年度は残り半年で機構改革のための調査、検討を実施し、令和4年に当初から効率化、生産性を向上した組織、機構としてスタートさせたいと思っております。ここに関しまして

は、組織、機構の見直しだけではなくて、行財政改革が一体のものじゃないと効果が出ないというふうに私自身認識しておりますので、これを一緒に走らせるつもりで進めてまいります。

それから、職員能力の開発推進はどうなっているかということでございますんですけども、この辺については総務課長から詳細については説明させてもらうことと、人事評価制度の構築、これは白子町においても、これ、総務省から来たものがそのまま受け入れられているわけなんですけど、まだ実行として人事評価制度が、いわゆる双方向に動いていない、評価者と被評価者の間の相互的に動いていない部分も相当あります。要は、フィードバックがないというようなこともありますので、この辺についても総務課長から答弁させていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 総務課長、斉藤繁男君。

○総務課長（斉藤繁男君） では、私のほうから、町長のほうから指摘のありました2点について説明をさせていただきます。

まず、職員能力開発の推進についてということでございますが、職員の能力開発については、職員一人一人が行政のプロとして認識し、また、知識を身につけ、社会情勢の変化や多様化する住民ニーズに柔軟に対応し、行政運営を推進していくための様々な研修を受講しております。

現在、主に長生郡市広域市町村圏組合が実施しています新規採用職員研修、初級研修、中級研修などに参加し、また、千葉県自治研修センター主催の管理職研修、法務執務研修など専門的知識を習得する研修にも参加しております。

加えて、全国規模で展開されている市町村アカデミーなどの各種宿泊研修に参加することにより、他自治体職員との交流による情報交換、情報ネットワークづくりの機会が得られることから、率先して参加しているところであり、併せて希望する職員全てが参加できる職場環境づくりも取り組んでおります。しかしながら、新型コロナウイルスの影響により、リモートによる研修や規模を縮小した研修となっているところですが、引き続き人事評価制度と併せ、職員の能力開発の推進を図ってまいります。

続きまして、人事評価制度の構築はということでの質問でございますが、人事評価制度は、地方公務員法に基づく制度であり、本町においても平成29年度から実施しており、今年度で5年目となります。

本制度においては、当然のことではありますが、実施すること自体が目的ではありません。人事評価を公平かつ適正に実施することにより、能力及び実績に基づく人事管理を行うとともに、職員の職務遂行及び能力開発を促進し、効果的な人事育成を推進し、併せて、住民サービスの向上につなげることが目的とされております。

また、人事評価の結果については、全職員を対象として、任用及び昇給、昇格に活用しているところです。それと、あわせて、人事評価の研修につきましても年に一遍程度講師の方をお招きして研修を行っているところです。

以上となります。

○議長（酒井良信君） 6番東海林東治君。

○6番（東海林東治君） まず、初めの3月度の定例会において私が一般質問した中での課長の答弁の、町長の意向を踏まえて対応していくという答弁があったわけですが、立案を立てて、町長に意向を伺うということがされていないというのは、なぜできなかったのか、お答えいただけますか。

○議長（酒井良信君） 総務課長、斉藤繁男君。

○総務課長（斉藤繁男君） 東海林議員のお言葉ではございますが、現状といたしまして、新型コロナウイルス対策、それから行政改革、そちらを優先し、まだ立案していないということでございます。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 6番東海林東治君。

○6番（東海林東治君） いろいろコロナの問題とか、それから、副町長が空席ですから、その役目も総務課長がなさっていると、様々な点で非常に時間がなかったということなんでしょうけれども、3か月の中で一つ一つを、一般質問の中の問題とか、住民からの提案とか、要望とか、そういうものがどんどん出てくるはずですよ。それをきちっと整理して、自分の意識の中にそれがあるかどうか、これが非常に大事になってきます。どうか、この辺が今後の、後で人事評価の問題もしますけれども、総務課長が役場全体のキャップなんですよ。

また、人事評価においても、全ての部分においてのトップにいるわけで、この辺の意識をきちっと持っていただきたいな、このように思います。

それからもう一つは、私は、いすみ市の一番住みたい町、いすみ市という部分で例を挙げて前回に一般質問しました。総務課長が行けなくても、まちづくりとかそういう部署の職員がいるわけでしょう。そうしますと、そういう職員がいすみ市に行くなり、いすみ市の状況

とか、旧岬町の状況等を聞いて、いいところは白子町に取り入れていくような意識はなかったのか、どうか、その辺も伺いたいと思います。

○議長（酒井良信君） 総務課長、斉藤繁男君。

○総務課長（斉藤繁男君） 改めて私のほうからいすみ市のほうを視察するようというような指示はしてございません。企画政策室の中でそういう検討をしたかどうかということにつきましては、現状のところ報告等受けていない状況でございます。

以上です。

○議長（酒井良信君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 今、いすみ市の実態調査とかそういうこと、当然、私も考えております。要は、白子町がこれだけ人口減になっているというのも、やはり、白子町を住みよい町にしなければいけない。そうすると、いすみ市がどういうことをやっているかという実態調査は、私は、企画部門をある程度強化して、その辺は実態調査させるつもりでおります。

○議長（酒井良信君） 6番東海林東治君。

○6番（東海林東治君） ぜひ、そういうような、いいところはどんどん白子町へ取り入れていくような、そういう流れが、また、企画室等がこれから町長直属の部分になるのかどうか分かりませんが、そういうようなメンバーでどんどん白子町に取り入れていくような流れをぜひつくっていただきたいと思います。

先ほど町長の答弁の中で、組織、機構改革の部分では、行財政と両建てで、一緒になってこの組織、機構改革はしていく必要がある、そのとおりだと思います。ここが一番白子町、また、全国の中でもどんどん各市町村が機構改革をやっています。組織も変えています。極端な言い方をしますと、今まで一番上の階にあった町長室を1階に持ってきたとか、副町長室も1階だとか、そういうような、庁舎の中まで変えているような、そういう町村もございます。

どうか、それは、やっぱり住民主体という部分の主眼の中で、この組織、機構改革も考えていく必要があろうかと、こう思います。

次に、職員能力の開発でございますけれども、様々先ほど総務課長のほうから研修的な話がありました。外の研修の話はあるんですけれども、職内の、職場内の研修がなされているかどうか、できることならば、住民はワンストップでできれば一番助かるんです、あっち行け、こっち行けじゃなくて。そういうようなものも含め、また、その部署においてのそういう研修というものは考えているのかどうかを伺いたいと思います。

○議長（酒井良信君） 総務課長、斉藤繁男君。

○総務課長（斉藤繁男君） 組織として部署部署での研修ということは、今、計画されておられません。それぞれの課の中で行っている可能性はあります。また、個人個人、自主研修ということで勉強している職員もいるかと思います。ただし、組織としての部署部署での研修というのは、明確に特定したものはございません。

以上です。

○議長（酒井良信君） 6番東海林東治君。

○6番（東海林東治君） ぜひ、今後の課題として、部署ごとの研修、なぜかといいますと、非常に住民の相談がスムーズにっていないという部分が多々あります。

一つの例を申し上げますと、介護の関係ですけれども、地域密着という部分の以前の部分から白子町以外の施設を活用していた。今度は地域密着型になったから、それは介護保険制度では使えませんよという、そういう担当者から話を聞かされた。どうしようかという、困っちゃったと。そして、じゃ、白子町の地域密着の施設を利用しましょうかというふうになったら、どんどん、どんどん調べていったら、地域密着性の前から使っていた白子町以外の町村の介護施設の部分で合えば、今現在の介護施設の適用はできるんだということになったわけよ。

こういうですね、非常に混乱を、また、住民の怒りを買うような形もございました。だから、私はきちっと部署の中で、誰でも法律改正されたものはきちっと誰でもが分かるようにしておかなきゃならない。また、それぞれの部署部署の担当が、それが大きく間違っているようじゃ話にならないんですよ。そういう点を、そういう点を意味して、部署の中の研修、部署の中のコミュニケーションというものをきちっと今後考えていかないと住民サービスの場とは言えなくなるよということを私は申し上げたいんです。

どうかその辺をくれぐれも今後の課題として捉えていただきたいなと、こう思います。

最後に、人事評価制度の問題ですけれども、この人事評価制度の問題は、非常に小さな行政においては、場合によったら一人が何役もやっている場合もあります。だから、その評価はどこの分でやらなきゃいけないのかと、そして、その評価は誰が評価しているかという部分があるわけですよ。

どっちかといえば、課長さんたちが職員の評価をしているのかどうか。それとも、そのほかの方々がやっているのかどうか、その辺はいかがでしょう。

○議長（酒井良信君） 総務課長、斉藤繁男君。

○総務課長（斉藤繁男君） 白子町の人事評価につきましては、課長補佐以下の職員についてはその担当課の課長が第一次評価者ということで評価をいたします。その課長の意見を付したものを次、第二次評価者ということで副町長が評価しておりました。

また、管理職、課長、主幹につきましては、第一評価者ということで副町長が評価しておりました。最終的には全職員町長が最終評価者ということで評価をしていたところでございます。

以上です。

○議長（酒井良信君） 6番東海林東治君。

○6番（東海林東治君） そうしますと、今、現在副町長が空席なわけです。この部分は、町長が全てしていく、課長クラスの部分はやっていくということなんでしょうけれども、どうかこの評価というのは一定の基準が明確にしないと偏る場合があります。この辺が今後の課題じゃないのかなと、マニュアルが白子町バージョンでも何でもいいんですけれども、そういうものがきちっと定めた中での評価ということであれば、それほどの隔たりはないのかもしれない。

しかし、部署も一人が何役もやっているという場合はどうするんだとか、それから、極端な言い方をすれば、長生病院に派遣で行っている方の評価はどうするんだとか、もろもろいろいろあるかもしれませんが、少なくとも白子町バージョン的なマニュアルをつくるべき、そして、偏らない、不公平感のない人事評価というものを提案いたしますけれども、その点はいかがでしょう。

○議長（酒井良信君） 総務課長、斉藤繁男君。

○総務課長（斉藤繁男君） 東海林議員のご指摘のありました評価者によって偏るところは町といたしましても心配をしておったところで、昨年度ですけれども、そういうところの標準化を図るということで専門家の方に来ていただいて、町全体でそういう研修を受けた経緯がございます。

マニュアル云々につきましては、取りあえず、県のほうからの指導云々も受けながら対応しているところですが、町としてのマニュアルをつくるかどうかということにつきましては、再度検討をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 6番東海林東治君。

○6番（東海林東治君） ぜひ、この機構改革においても、ぜひ、これは進めていただきたい

と思いますし、また、この人事評価の関係も、職員の能力開発も全部一体になっていっているわけですので、ぜひ、これが第5次総合計画の中にきちっとのっているんです。これをやらなきゃいけないよというものがのっているんですよ。

どうか、これを具体的に進めていく必要があろうかと思いますので、今後、石井町長はじめ職員の奮闘を期待いたしますのでよろしくお願いします。

私の一般質問を終了させていただきます。

○議長（酒井良信君） 以上で6番東海林東治君の一般質問を終結いたします。

ここで休憩いたします。

再開は2時35分といたします。

休憩 午後 2時25分

再開 午後 2時35分

○議長（酒井良信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 市 川 隆 子 君

○議長（酒井良信君） 14番市川隆子君の一般質問を許します。

14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） それでは、通告順に従い一般質問をさせていただきます。

最初に、齊藤豊彦議員のご冥福を心からお祈りいたします。

まず最初に、新型コロナウイルス感染症について伺います。

最初は、高齢者と64歳以下の接種の状況についてです。

東京オリンピック・パラリンピックが開催された中、町でも新型コロナウイルスの新規感染が増えています。高齢で希望する方から接種を進めていると思いますが、ワクチンの接種率は20代、30代、40代ではまだ低いのではないかと思います。

しかし、今、感染が広がっているのはこの若い世代だと言われています。ですから、マスクをつけ、密を避けるという基本的にやるべきことは徹底し、ワクチンを受けていない世代

が接種を受けていくことだと専門家は話しています。

また、10代とそれ未満への感染が広がっていますが、小学生や中学生にウイルスを持ち込むのは30代、40代の親の世代で、家庭内感染だとも言われていますので、全世代を対象としたワクチンの接種を進めなければならないと思います。

町では65歳以上の高齢者の予約が5月25日から電話やインターネットによる受付が始まりました。このときは多くの方の電話予約により電話がつかないとの苦情が町役場に多くあったとのことでした。

その後は集団接種も始まり、混乱なく進んだように思いますが、高齢者の接種状況と64歳から下の年代の接種の状況について伺います。

2点目は、PCR検査の実施についてです。

現在流行しているデルタ株は、感染力が強く重症化するとされています。町内では20代から50代の感染者が多くなってきています。この世代は重症化率が低いとされていますが、軽症、無症状感染者が多くなると指摘されています。政府分科会の尾身会長は、7月30日、ちょっとでも具合の悪い人、感染の心配のある人は職場であろうが、地域であろうが、どこでも気軽に検査できる体制をやっていただきたいという注目すべき発言をしています。

全国知事会の8月1日の緊急提言でも、無症状者に焦点を当てた幅広いPCR検査について感染拡大の未然防止を図る観点から有効と考えられるため、行政検査として位置づけるよう提言しています。

町でも新規陽性者が増えています。感染を抑えるためにはPCR検査を徹底して、感染者がいれば早く保護、隔離することが必要になると思いますが、考えを伺います。

3点目は、夏休み後の学校の対応についてです。

夏休みが終わり、また、子供たちの元気な姿が見られるようになりましたが、感染力の強いデルタ株が主流になり、子供の陽性者も出ています。

文部科学省は27日に学校内で感染者が出た場合の対応ガイドラインを発表しました。狭い範囲の濃厚接触者などに限られていた検査対象を陽性者が出たらクラス全員とすることも可能にするとのことでした。これまでは、仮に学校で感染者が出ても1メートル以内の距離でマスクなしで15分以上会話という定義に当たらなければ、国が費用を負担する行政検査の対象とはなりません。給食でマスクを外しても食事時間が15分以内なら濃厚接触者になりませんでした。

デルタ株が主流となる中での学校生活は、夏休み明けが初めてです。感染は大人から子供

にとされていたものが、子供から親へと感染するパターンも出てきているそうです。しかも、保護者世代はワクチン接種が間に合っていないと思われます。

学校再開でクラスター発生に拍車をかけることは絶対に避けなければなりません。かつてない事態に知恵と力を集めてみんなで乗り切ることが求められている中ですが、夏休み後の学校での対応について伺います。

2 番目として、らくらくタクシーについて、最初に今後の課題についてです。

高齢になって運転が危なくなった、免許証を返納したら買物や病院に行くのに不便、バス停は遠くないけれどもバスのステップは上がるのが大変など高齢者の方からの声です。

町でも高齢者の移動手段の確保は必要との立場から、前町長が一宮町や木更津市の富来田地区などを視察してらくらくタクシーが走ることになりました。5 月の連休明けから運行が始まり 4 か月になりました。今では時々町内を走っているのを見かけるようになり、会員登録者数も利用者数も少しずつ増えてきているようです。今後、どのような課題があるのか伺います。

2 点目として、1 台での利用はいつまで続けるのかについてです。

現在、らくらくタクシーは 1 日 7 便走ることになっています。利用時間によっては重なってしまい、お断りしなければならないときもあると聞いています。私も県内のデマンド型タクシーの状況を調べましたが、一宮町や富来田地区は軽自動車を二、三台使用し、利用時間は決められてはいないようでした。

利用しにくいと話していた方は、行きは利用しても帰りの時間が合わない、病院は何時に終わるか分からないので頼めない、などです。今は 1 台しかありませんので仕方ないとは思いますが、利用しにくいと利用者も増えません。利用時間を決めての運行はいつまで続けるのか、伺います。

3 番目として、通学路の安全点検についてです。

6 月 28 日、八街市の市道でトラックが電柱に衝突し、徒歩で下校中の児童がはねられ、児童 5 人が事故に巻き込まれ 2 人が死亡し、3 人が重傷を負うという痛ましい事故が発生しました。直接の原因はトラックの運転手の飲酒だとされています。町でもかつて白子中近くで下校中の生徒が亡くなる痛ましい事故がありました。しかし、今、その現場は、道路の両脇は一応きれいにはなっておりますが、南側の分譲地は草刈り等がされていなく、近所から苦情が出るほど荒れていて見通しも悪くなっています。

県は八街市の事故の直後、小学校の通学路の緊急一斉点検の実施依頼を各市町村に出しま

したが、点検は行ったのか、伺います。

4番目として、高齢者問題について、特別障害者手当の周知について伺います。

特別障害者手当は、著しく重い障害があり、日常生活に特別な介護が必要な20歳以上の人に月2万7,350円が支給される国の制度で、あまり周知されていません。

認定されると申請受理の翌月分から手当を受け取れます。手当は町への申請が必要ですが、障害者手帳がなくても申請できます。介護保険の要介護4、5の人は手当を受け取れる可能性があるということです。判定はかなり厳しいようですが、介護をしている方にも励みになりますので、周知をしていってほしいと思いますが、考えを伺います。

以上です。

○議長（酒井良信君） 当局の答弁を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） それでは、市川議員のご質問にお答えいたします。

まず最初、高齢者、64歳以下の接種状況はということでございます。

新型コロナワクチンの接種状況のご質問ですが、新型コロナワクチンについては5月29日より高齢者への接種予約を開始しました。8月末現在で、高齢者の2回目接種完了者は4,626人中3,850人、83.2%であります。

7から8月27日の間、基礎疾患のある方や64歳以下の方に対し、予約受付を順次開始しました。8月末時点で64歳以下の1回目の接種者は5,685人中1,314人、23.1%、2回目接種者は880人、15.5%です。

12歳、18歳への接種は医師会との協議により9月13日より予約受付を開始します。

また、64歳以下の集団接種につきましては、医師会より個別接種を優先したいとの意向がありましたので、65歳以上の集団接種に比べ接種人数を減らし実施しました。

次に、PCR検査の実施についてのご質問にお答えします。

PCR検査の実施についてですが、PCR検査時に陰性と判断されても、その後陽性となる可能性もあり、定期的に検査する必要があるから実施については考えておりません。このPCR検査については、先ほど議員からお話がありましたように、国がそういう形で疑いのある人は全部やれということであればすぐできると思うんですが、これ、1人、今、長生病院でやっても2万1,000円かかるのが現状でございまして、大変高額でございまして、やはりすぐにはできない部分がございます。

次に、夏休み後、学校での対応はということでございます。

夏季休業終了の1週間前に臨時の校長会を開き、再開後の学校対応について協議いたしました。

まず、再開に当たっての対策を教育委員会から提示し、保護者の不安や心配を軽減するために9月1日付の文書にて内容、注意点を全家庭に連絡いたしました。

通常教育課程、部活動、校外学習等はそれぞれの感染状況、千葉県からの指導を考慮しながら、中止、延期を判断していきます。修学旅行などの思い出に残る行事の開催については、子供たち、保護者の意見を十分に聞きながら判断してまいります。当然ですが、防止対策の基本であります3つの密を避けるために、手洗い、換気、会話等を、引き続ききめ細かく指導し、子供たちの学びの保障をしていきたいというふうに思っております。

次に、らくらくタクシーについてでございます。

外出支援検証事業、らくらくタクシー事業についてのご質問ですが、令和3年5月6日から白子町社会福祉協議会による委託事業として実施しております。

運行車両は軽自動車1台、リース車両により事前予約の上、実施しております。

8月末時点で、登録者53名、実利用者22名、利用者は増加してきており、利用率は月利用枠140から150の約7割に達しております。行き先は買物が8割、他医療機関や金融機関であります。

運行においては、大きな問題はありませんが、新型コロナ対策により、乗り合いによる運行は行っていないため、利用枠が限られている点があります。今後も利用者のアンケート調査を実施しながら検証してまいります。

それから、1台ということで利用時間が決められているが、いつまで続けるのかというご質問でございます。

現在、利用状況によりまだ増車する予定はありません。利用者が増加した場合には、運転手の確保などが必要になりますので、今後利用状況を見ながら増車については検討してまいりたいと思います。

次に、通学路の安全点検についてですが、県から緊急一斉点検の実施についての依頼があった点検が行われたのかというご質問でございますが、千葉県のほうから小学校の通学路の緊急一斉点検実施についての依頼が6月30日付でありましたので、各小学校から危険箇所を報告させ、8月10日に長生土木、警察、白子町役場建設課、白子町教育委員会が合同点検を行った結果、7か所の安全対策の実施を決めました。

令和3年12月より速度落とせの路面標示、グリーンベルトの設置等の実施を行う予定であ

ります。

それから、高齢者問題についてでございます。

特別障害者手当の周知についてのご質問ですが、特別障害者手当は月 2 万 7,350 円、年 4 回、2、5、8、11 月に支給しております。対象となる方は 20 歳以上の精神または身体に著しい重度の障害があり、常時特別の介護を必要とする在宅の障害者となります。なお、所得制限があり、継続して 3 か月以上入院、施設に入所した場合は対象外になります。判定は県で行っております。

今後は、広報、ホームページによる周知と併せ、手帳未所持者への対応として認定調査員、地域包括支援センター、ケアマネジャー等と連携し、制度の周知を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 14 番市川隆子君。

○14 番（市川隆子君） それでは、一問一答で再質問をさせていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症対策ですが、今、これだけの方々の接種が進んできたということではありますが、やはり今、64 歳以下の方は、医師会との協議ですかね、集団接種はしないで個別接種の進め方をするという事なんですが、これは集団接種をやっている自治体というのはほかにないんですかね。やはり集団接種でやったほうが早く進められるというふうに私は思うんですけども、その辺はどうなんでしょうか。

それから、もう一点、高齢者の方で施設入所の方は恐らく施設でワクチン接種をやっていると思うんですが、それ以外で自宅で介護されている方、いわゆる歩行困難で現場に接種に行けない、そういう方で希望する方がいた場合というのはどのような対応をしていくのか、伺います。

○議長（酒井良信君） 健康福祉課長、竹下裕之君。

○健康福祉課長（竹下裕之君） 64 歳以下の集団接種につきましては、現在、白子町も約 500 名やっておりますし、ほか、長生村、一宮町、あと睦沢町が集団接種を行っております。

それとあと、寝たきり等で希望している方ですけども、こちらで介護タクシーでいらっしゃる方も集団接種の中にはいらっしゃいました。そのほか、酒井医院さんと安藤医院さんでは、往診で対応している医療機関もございます。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 14 番市川隆子君。

○14 番（市川隆子君） 集団接種、既に 500 名の方がやられているということですが、今後

はこれ以外の方々についてはもう個別接種でやっていくということで、理解でよろしいでしょうか。

それから、64歳以下というのは、今、順次接種券を恐らく送っているところだと思うんですが、対象年齢、全ての年代の方の接種終了というのはいつ頃の時期を予定しているのか、伺います。

それから、高齢者で歩行困難の方、介護タクシー、じゃなくて福祉タクシー等を使っているということですが、2軒のお医者さんが往診をして接種をしている、しかし、これが、たまたま自分の主治医が往診をしていない場合というのは無理になってくるんで、例えば、今、2軒の往診している先生が主治医でない場合でも往診はして接種をしていただけるのかどうか、伺います。

○議長（酒井良信君） 健康福祉課長、竹下裕之君。

○健康福祉課長（竹下裕之君） まず、ワクチン接種の終了の目安でございますが、こちら、茂原市の試算が出ておりまして、接種率が80%の場合ですが、11月中に完了する予定でございます。

しかし、接種率等で多少変わって来るともございます。また、12月以降につきましても、12歳になる方とか、その後に接種したいという方もいると思われまいますので、その後につきましては、また医師会と協議を行ってまいりたいと思います。

また、接種券につきましては、全ての、今現在接種できる方、12歳以上全ての方に接種券のほうは発送しております。

また、寝たきり等については、この2医療機関ですが、やはり、かかりつけの方のみとなっております。

以上です。

○議長（酒井良信君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） ありがとうございます。

じゃ、最後、これは要望になりますが、現在はブレークスルー感染というのも出てきているというふうに言われております。

しかし、2回接種をしている人は重症化をかなり防げるというふうに言われているわけです。町内外を問わず、住民はみんな基本的にはマスクをしておりますが、ワクチンの接種率は、やはり、20代、30代、40代ではまだ低いという状況なので、今、感染が広がっているのはこの若い世代が中心というふうに言われております。

ですから、まず最大の課題というのは、その若い世代へのワクチンの接種をやはり急いで進めていくということではないかと思いますので、ワクチンを受けていない世代が、一日も早く接種を受けることができるような体制をつくっていただくことを要望しまして、次の質問に移っていきます。

2番目として、PCR検査、これは高額なので考えていないということなんですが、コロナの最も厄介な特徴が無症状感染者からの感染拡大だというふうに言われているわけです。現在、医療機関や高齢者施設などリスクの高い場所への社会的検査も拡大していくことが必要だと思われていますが、高齢者施設や学校、それから保育所、学童等での検査体制はどのようなになっているのか、伺います。

それからもう一点、政府分科会の尾身会長は、PCR検査も抗原検査も圧倒的にキャパシティーは増えてきたので、ちょっと具合の悪い人、それから、感染の心配のある人は職場、学校、地域、どこでも気軽に検査ができる体制を国や自治体が一生懸命やってもらいたい、こういうような発言をしています。

自治体がPCR検査の拡充に躊躇なく取り組めるように全額国費で行う仕組みを早急につくる必要があると思いますが、町長、こういうことを国に要望することは考えておりますか、伺います。

○議長（酒井良信君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） これは当然要望することはやぶさかではございません。とにかく、いづれにしても町単独でこれもやるというわけにもなかなかいきませんから、全国的にやるしか方法ないと思います。

以上です。

○議長（酒井良信君） 健康福祉課長、竹下裕之君。

○健康福祉課長（竹下裕之君） PCR検査につきましては、現在、県のほうで社会福祉施設で、こちら介護を行っている方々には県のほうで行っております。

しかしながら、町のほうでは小中学生、学童保育などは現在のところできない、定期的な検査につきましては考えておりません。

以上です。

○議長（酒井良信君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） やはり今、子供たちにも感染が広がっているわけですから、できれば、ぜひ、学校ですとか、そういう関係のところはなるべくなら検査をしていただ

たいなというふうに思います。

いすみ市では、今現在、PCR検査とか抗原検査をドライブスルーで実施しているわけです。抗原検査にしても、今、ウイルスがのどのほうまで上がってきていれば精密度はかなり高いというふうに言われているわけです。抗原検査キットも利用するなどして、誰でも必要な人が気軽に検査できるような、そういう体制をつくるべきだと思いますが、この点についてはどうお考えでしょうか。

それから、現状では濃厚接触者にならないとPCR検査等ができないというふうになっております。しかし、無症状感染者がこうして町を歩き、そこで感染が広がっている現状では、感染者を増やさないためには町がいかに責任を持って検査を進めていけるか、それが大事だと思いますが、町長どのようにお考えでしょうか。

それから、学校ですとか施設などで面会する、学校などで必要に応じてやらなければならないなくなったとき、それから、施設や病院などへ面会に行かなきゃいけなくなったとき、そういうときにPCR検査で陽性ではないですよというのが求められるときがあるということなんです。

ですから、そういう場合は、それから、職場の都合とかもありますよね、そういった場合は、PCR検査、本当に町長言われましたように2万円超えますから非常に高額なわけですから、どうしてもやらなきゃいけなくなった場合に国費でできない、町の費用でもできないという場合に、多少なりとも町で補助をしてあげる、どうしても必要な方にはね、そういう制度というのはできないんでしょうか。

○議長（酒井良信君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） おっしゃるとおり、本当にそれができればいいと思います。この間、語学研修に行ったとき、あれは県でPCRオーケーだということで行った人たち全員PCR受けて行ったんです。その後のキャンプ、鴨川へのキャンプ、青少年指導員の、あれも、やはり、そういう県でオーケーだということで、それで行ったわけです。

あれを、例えば全部、仮に鴨川行った人たちも70人ぐらいいるわけでして、これを2万1,000円ずつ全部負担していたら、やはり、大変な費用になっちゃうわけでして、おっしゃることはよく分かりますんですけども、これは本来的には、確かに濃厚接触でもほとんど濃厚接触に近いような人でも実際、実際私もそうだったんですけども、自費でPCR検査行ったわけです。

ですから、本当はそれが全部公費で出れば一番いいと思いますけれども、なかなか、ちょ

となかなかそういうところで予算的なこともありますし、本来的にはこれは政府がやるべきことであるというふうに思っております。

以上です。

○議長（酒井良信君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 最後、要望になりますが、やはり、どうしてもやらなければいけない、必要に迫られている、今回の役場の事例もそうですが、保健所から濃厚接触者と認定されなければ公費のPCR検査できないわけですね。それをどうしても自費でやらなきゃいけないわけですね。

一般に、町民にしても、どうしても必要に迫られてやらなければいけない、全員じゃなくてもやらなきゃいけない人っていうのが何人かずつは出てくるわけなんですよ。そういう人たちに、例えば、何千円とかという単位でも、一部だけでも補助をしてあげることにはできないのかどうか、それを今後お考えいただきたいと思います。そして、少しでも安心してコロナと闘っていけるような、そういう体制にしていければいいなというふうに思いますので、ぜひ、この点はお考えになっていただきたいと思います。

それでは、次に、夏休み後の学校での対応なんですが、教室で子供たちが一定時間集まって、会話をして給食をとる、学校ではそういう中でエアロゾル感染に特に注意が必要だというふうに言われております。

デルタ株は従来株の半分の時間で感染するというふうに言われているわけですが、このエアロゾル感染に対して学校ではどのような対策を取っているのか、それから、10歳前後の子供の陽性者も現在出ているわけですが、学校でのクラスター対策について伺いたいと思います。

○議長（酒井良信君） 教育課長、目羅伸夫君。

○教育課長（目羅伸夫君） 先ほどの市川議員のご質問とちょっとかぶるところがあります。

実は、8月にイングリッシュキャンプという事業で、県からのPCR検査を使いまして行ってまいりました。昨日午前中に県からそれを9月いっぱい延長するということが来ましたので、昨日の午後、急遽白子中学校に指示しまして、中学校3年生用に、取りあえず行きの分のPCR検査を申し込んでくれということで急遽やりました。

そして、今、じゃ、帰りの分をどうするかということで、もともとは小学校の、小学校は人数が少ないので、小学校の行き帰りの簡易検査キットにつきましては何とか捻出しようと考えていましたが、中学校の帰りの分をどうするかということを今考えている最中であ

ります。早急にやっております。

今の、今度、違う質問になりますが、要するに、換気等十分に気をつけるしかありません。特に、私も久々に中学生と8月に白馬のほうに行ってきましたが、食事中は怖いほどに一言もしゃべりません。お皿の音がするだけで、あとは何の音もしてきません。小中学生はよく先生方の指導を聞いて頑張っているなという感じを受けております。

また、消毒関係も全て十分に配置できるように準備をしております。

以上です。

○議長（酒井良信君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） クラスターが発生しないように十分注意をしていただきたいと思います。ですが、今後も感染状況というのは予断を許さないという状況だと思います。

文科省は全国一斉の休校は要請しないという考えのようですが、仮に短期間でも休校になった場合、授業を再開したときにいつもどおりの授業時間を確保しようとすれば、やはり、詰め込みになるわけですから、そうしますと子供たちもストレスになるんじゃないかと思います。

学習指導要領を弾力化して、限られた時間の中で重要な核となる学習内容をじっくり学んで、子供の成長に必要な行事も行われるようにすることが基本とすべきではないかと思いますが、この対応について伺います。

○議長（酒井良信君） 教育課長、目羅伸夫君。

○教育課長（目羅伸夫君） 昨年度の今頃と違いまして、各学校の校長は非常に前向きにいろんなことをやろうとしております。ただ、この地区の保健所はやっぱりかなり逼迫してまして、校長判断で物事を進めなくちゃいけない場面が多々あります。

ですので、教育委員会としましても町の保健部会とよく協議しまして、できるだけ子供たちが今の一番大切な時期を過ごせるように努力してまいります。

○議長（酒井良信君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） それでは、これで要望といたしますが、子供たちは長い間感染対策を強いられているわけで、かなりストレスもたまっているんじゃないかと思いますが、やはり、そういう中でも新型コロナウイルスと、それから感染の仕組みを学んでいって、受け身ではなくて自分で考え、納得して行動できるようにして、部活動もこうすれば可能になるんじゃないかといった自分たちの学校生活の前向きな話合いを行うことがこの時期に欠かせないのではないかと思いますので、ぜひ、その辺も学校側として実行していただければ

なというふうに思います。

次に、時間がなくなってきましたので、らくらくタクシーについてですが、私が今朝ここ役場へ向かってくる途中で、迎えに行くと思われるらくらくタクシーとすれ違いました。

町長は学校の統合によってスクールバスを使ってシティバス構想を今打ち出しているわけですが、高齢になりますとバス停に行くのが大変になります。バスのステップを上げるのも大変になるわけです。

ですから、ドア・ツー・ドアで走るタクシーというのは高齢者には非常に優しくて利用しやすいと思いますので、この9月議会が終わりますと、その後来年度予算に向けたヒアリングが始まると思いますが、町長はらくらくタクシーの継続についてどのようにお考えなのか、伺います。

○議長（酒井良信君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） これは結構ニーズもありますんで、やはり、今後続けていくべきだというふうに私自身は思っております。

○議長（酒井良信君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 来年度は増車しないということで先ほど答弁があったわけですが、やはり、息子さんと一緒に住んでいるから登録できない、高齢になっても、昼間自分が一人でいても登録できない、これは1台しか走っていないがゆえの問題になってくるんですが、片や登録できる、同じ年代で登録できる、しかし、息子さんが昼間仕事に行っちゃっていて一人なのに、なおかつ自分は利用できない。こうした弊害も出てきておりますので、今後こうした問題については、やはり、町としても考えていっていただきたいなというふうに思うわけです。

これを1台でやるということだったんですが、こうした方々への対応を今後どのようにするのか、伺います。

○議長（酒井良信君） 健康福祉課長、竹下裕之君。

○健康福祉課長（竹下裕之君） 増台については、まだ今検証事業という関係で、まだ増台、増車ということは検討中でございます。ただ、来年からまた継続ということになれば、その利用者の状況を見ながら増車ということも考えていかなければいけないとは思っております。

また、その利用者につきましても、まだ、今すぐ、日中独居の方とか、利用できますということはずすぐお答えできませんので、また利用状況を見ながら検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（酒井良信君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 次の質問で、通学路は取りあえず時間がないので、白線等消えているところが結構ありますので、そうした改善を急いでいていただきたいと思います。

それから、特別障害者手当なんですが、長南町では広報に掲載して、1件の申請があつて認められたということです。ぜひ、この特別障害者手当、丁寧に周知をしていていただきたいというふうに要望いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（酒井良信君） 以上で14番市川隆子君の一般質問を終結いたします。

ここで休憩いたします。

再開は3時25分といたします。

休憩 午後 3時15分

再開 午後 3時25分

○議長（酒井良信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 梅 澤 哲 夫 君

○議長（酒井良信君） 4番梅澤哲夫君の一般質問を許します。

4番梅澤哲夫君。

○4番（梅澤哲夫君） 質問に先立ち、ご指導いただいた齊藤豊彦さんに哀悼の意を表します。

それでは、通告に従い質問させていただきます。

今回、私は1番とし、固定資産税（償却資産）の申告、2とし、大型災害時の対応、3とし、コロナ禍における対策の3点について質問いたします。

まず、1点目の固定資産税につきましては、7月1日付にて事業主の方への回覧で償却資産の申告について制度周知の徹底、所有状況の把握、また、8月5日付にて農業経営者の皆様へとし、償却資産、固定資産税の申告はお済みですかとの配布がありました。

私ども農業経営者には2度にわたるお知らせがありました。毎年年明けになると、少ない

収入の中、国税の申告、また、消費税の申告等遅れないようやってまいりました。しかし、償却資産については、私としては不勉強であり、今回のお知らせが気になり、税務課の指導にて対象時期があるとのことであり、少額であります但し支払いの手続をいたしました。

1点目とし、今回町内事業主など農業外の方にも周知されたのか、現状と、またその後の進行内容について伺います。

2点目に、今回町としては丁寧な文書にて出されているが、とにかく税というと身構えてしまう、私だけかもしれませんが、今、コロナ禍の中、経済、住民の生活も大変疲弊しております。各事業主への気遣い等の中、配慮いただき、取り組んでいただきたいと思います。

質問2点目とし、令和元年房総半島台風15号、本年度夏前から日本各地で大災害が発生しております。誰もが安心・安全な生活を望んでおりますが、自然災害は予測のつかないこともあります。過日、1,000年前、房総半島でマグニチュード8の地震、九十九里に大津波跡という新聞記事がありました。

大規模な自然災害はあってほしくはないんですが、いつ発生するか分かりません。数年前、町の防災対策について質問したことがあります、改めて大規模災害時の対応について、1点伺います。

2点目として、大災害時発生の際の対策指揮について誰が行うのか、その内容について伺います。

質問事項3点目とし、世界中で猛威をふるっているコロナウイルスの町としての対策について。このところ、残念ながら我が町における発生者は連日出ております。相手は目に見えない敵であり、まずうつらないことが大事であります、もし感染したときの対処が大事であると思います。

特に、町の機能中心である役場庁舎内であるとき、どんな対応をされたのか、伺います。

以上、3事項について、町執行の回答をお願いいたします。

○議長（酒井良信君） 当局の答弁を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） それでは、梅澤議員の質問にお答えいたします。

固定資産税の申告について、償却資産についてということでございまして、固定資産税、償却資産の申告につきましては、個人、法人にかかわらず町内に事業用償却資産を所有している方は地方税法第383条の規定により資産所有状況を申告していただく必要があります。

今年度はさらなる償却資産制度の周知徹底を図るため、広報紙や自治会回覧において申告

が済んでいない方へは制度周知の徹底と申告書提出のお願いをしております。また、既に申告されている方は再度申告内容の確認をお願いしているところであります。

現在、新たに申告書の提出や償却資産制度の問合せがありますが、今後、公平、公正な課税の実現に向けて申告義務の周知を図ってまいります。

続きまして、②としまして、今後の取組についてというお話でございます。

償却資産につきましては、納税義務者から申告に基づき課税することになります。適正な課税を実施するため、償却資産を所有していると思われる方に対しては申告書を送付しておりますが、申告していない方につきましては、適正な申告と、償却資産とは何かを理解していただくことが大事だと考えております。今後も償却資産制度の周知を図るとともに、所有状況の調査に取り組んでまいります。

次に、大型の災害が起きたときの対応についてということでございますが、町の災害対応の内容についてでございます。

大規模な災害については、町防災計画の第4編において、海難事故、大規模火災、林野火災、道路事故などについての予防対策、応急対策、復旧対策を定めております。

それぞれの事故、災害に特有な予防対策や応急対策について定めており、万が一そのような災害が起きた場合には早期に初動体制を確立し、被害の軽減を図り、迅速かつ適切な対応をとれるようにしていきたいと考えております。

次に、②としまして、災害発生時の対策指揮と内容についてでございます。

配備基準については、地震、津波、風水害と同じように定められており、対象とする大規模事故により災害が発生、または発生が予想される場合で、町長及び総務課長が必要と認めたときは、総務課長を本部長とした大規模事故応急対策本部を設置し、総務、建設、産業、環境課の職員を配備します。

対象とする大規模事故により重大な災害が発生し、町長が必要と認めたときは、町長を本部長とした災害対策本部を設置し、全職員が配備体制をとります。町は、県、消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安庁、医療機関などとともに緊密な連携を図り、情報を収集し、災害応急対策への万全を期するものとしております。

それから、コロナ禍の対策についてでございますが、職場内で発生したときの考え方はということでありまして、新型コロナウイルス感染症については一人一人が感染防止対策について正しい知識をしっかりと持ち、感染しない、また、させないということが大切であることは言うまでもありません。

そのような中、職場内で感染者が発生した場合は、1つ目として、感染拡大防止対策が第一だと考えております。そのためには、まず、庁舎内の消毒、続いて感染者及び保健所からの情報収集、感染者の行動歴や濃厚接触者等の存在の有無などを調査すると同時に、町ホームページや報道機関による公表、庁舎に看板を設置するなど来庁者や住民、職員の安全を確保していきます。そのような中、公表するに当たりまして、感染した職員及び家族等への人権尊重、個人情報保護にご理解とご配慮をお願いするところであります。また、当然ではありますが、感染者や家族の状況を心配するところであります。

2つ目ですが、感染拡大防止の観点から、他の職員の感染の有無についても当然注意しなければならないところであります。現在、濃厚接触者については行政検査よりPCR検査を受けることができますが、濃厚接触者ではないとされた場合は自主検査で検査費用も実費ということになります。

全職員を対象とした検査をしたほうがよいのではという意見もありますが、町としては、濃厚接触者以外の休暇取得やPCR検査の実施を命令することはできませんので、今後、国、千葉県、他市町村の状況を注視しながら町独自の規定をつくるなど適切な感染防止対策を講じていきたいと考えております。

以上で終わります。

○議長（酒井良信君） 4番梅澤哲夫君。

○4番（梅澤哲夫君） まず、固定資産税についてなんですが、取りあえず、周知徹底ということで、先ほど私も聞きましたが、私ども農家には回覧及び各戸配布の文書等が着いております。

これは、事業税でありますので、事業主の方全員、これ、農家外も当然かかるわけでございます。そういった点について、私どもは農家なんで農家のことしか知りません。その他について、この辺の周知徹底はどういうふうにされているのか、お伺いします。

○議長（酒井良信君） 税務課長、御園友加里君。

○税務課長（御園友加里君） ただいまのご質問ですが、住民監査請求に伴いまして町の監査委員の意見に従いまして、今年度は周知のほうを強化徹底しております。

まず、自治会回覧で5月、7月、2回お願いしております。また、6月の広報紙で1回、農家実行組合長各戸配布で8月5日に依頼してございます。また、商工会窓口のほうに申告のお願いの文書を置かせていただいております。また、8月30日ですが、質問の多い事項につきまして、町ホームページ等で変更のほうを記載しております。また、国税資料を収集し

まして、課税ある、ないにかかわらず申告が必要な方については、今後、コロナ禍ではございますが、お一人ずつ、一事業主ずつ文書等の申告を促すように努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（酒井良信君） 4番梅澤哲夫君。

○4番（梅澤哲夫君） 税でありますので、一応公平がモットーであります。当然、周知徹底、みんな、全員に知らせる、これは当然のことだと思います。

そういった中で、年明けから、特に農家関係について、この辺の課税対象が億単位で表記されております。私も役場から頂いた文書、二、三回見ました。そういった中で、総資産額における標準課税額及びいろいろ税額等計算していくと、金額的にはそう、あることはあるんですが、そんなべらぼうな金額にはならない。

例えば、1億円あったとしても、最終的に幾ら払うと、その辺の数字をお知らせ願いながら質問いたします。

○議長（酒井良信君） 税務課長、御園友加里君。

○税務課長（御園友加里君） 最終の価格としましては、取得価格は5%でずっと推移していきます、所有している間は。ずっと5%としてということで推移していきます。

以上です。

○議長（酒井良信君） 4番梅澤哲夫君。

○4番（梅澤哲夫君） そういった中で、この課税計算においては、要は、耐用年数等における計算、及び、今言われた5%、まずベースの基準、控除基準ですね。それが耐用年数が終わっても最後まで残っていく、これが基となります。

そういった中で、その間のことにつきましては、耐用年数等について多少の数字等が変わってくるわけですが、そんなに、私の計算ミスでなければ、例えば、億単位の総資産があっても、払う額については何十万なんてなる可能性はないと思います。

そういったことで、とにかく、先ほども申し上げましたが、税というと一円でも多く払いたくない、これはおかしいことで、庶民的な感情で、結構多くの方が持っているし、私も下手すると心根にちょっとあります。

そういったところで、もうちょっとこの辺については、今回文書等配られているんですが、みんな見てもどういうふうに触っていいのか、下手に触って、今回、この配布があった後、私は地元のある人から怒られました。

こういったのを、町、また農業委員会が了解したのかと、仮に今回申告したら毎年やらなきゃいけなくなっちゃう、義務。逆に言えば、それは当然なんです、その辺のまだ気持的な整理が徹底できていない。

私も今年になって初めてこの税制がある、今まで税金の申告は、生意気にも町に来なくて税務署に行っていたものですから、そこではそういうお知らせが一切ないんで、今まででよかったという認識があったものですから、そういった中、これについてはもう少し取り組みやすい、例えば、文書の中にも出ておりますが、農家であれば、トラクター、コンバイン、田植機、これはナンバープレートさえ取れば軽自動車税で済む、そういったことも書かれているんですが、そこまで丁寧に見ようとしなくて捨てちゃう、そういう方も多少あるんじゃないかと思いますので、この辺はそんなに怖いものじゃないと、その辺をやんわりと持って行ってみんなに周知してもらって、それが一つの内容。

もう一つは、町のほうで、先ほど、冒頭町長もありましたが、このコロナ禍の中で、我々農家もそうなんです、今年本当に米が安い。それ以外に、町においても、観光業についてもお客さんが少ない、みんな経営者は疲弊しちゃっているんですね。

この時代において、税収を徹底的に隅までやるのか、少し町の、町長の英断で温情を持ってその辺を、言葉的に軽減とか、減免とか、そういった方法もあるやに聞きます。

今回、町で大いに問題になったのは初期、そういう気持ちでスタートしたのが、正式に文書化されていない。そこを指摘されて、ずっと累積的なことで言われた、何かそういうふうには私個人は判断するんですが、その辺の周知、それと、今言ったように、町長の固定資産税に対する当面の気持ちを伺いたいと思います。

○議長（酒井良信君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 今、固定資産税の件に関しましては、例えば旅館組合等でも減免があったんですか。

（はいと呼ぶ声あり）

固定資産税の減免ですね。

（はいと呼ぶ声あり）

そういう制度もあります。ですから、そういう形で、とにかく今、産業が非常に疲弊しておりますんで、その辺はまたそういう形でいろいろ対応していけばいいというふうに思います。

ただ、町単独でできるかとなりますと、やっぱり、これも法律は法律でございまして、法

律を無視してというわけにもいかないと思いますので、その辺のほうは弾力的に運用していけばいいような気がします。

そういうことでよろしゅうございますでしょうか。

○議長（酒井良信君） 4番梅澤哲夫君。

○4番（梅澤哲夫君） それでは、固定資産税につきましては、今後、町長の英断及び仁政といたしますか、温かい血の通った行政対応ということで要望しておきます。

2番目として、大きな災害が起きたときの対応について。

今日ですね、台風時とか、大雨のときについての質問等が出ております。これを、私は、このような質問については、ある面では架空であります。起きてほしくない架空事態であります。

ですが、最近の災害を見ていると、いつ、何が起きるか想定できない。数年前だと、地域が自衛隊出動を要請しても、なかなか許可、法律といたしますか、法的に許可できない、そういった方向があったようですが、ここ数年、毎年のように、残念ながら毎年のようにあちこちで大災害がある。

これは、地域ではなくて、もう国の、上のトップランクといたしますか、そういった方向で指令が出されているようですが、しかし、物の本を見ますと、大災害時において誰がキーポイントかということが書かれておりました。はっきり申し上げまして、各市町村長、要は、俗に言う首長さん、この人がトップになっていろいろ指揮権発揮してやらなければいけないということをお聞きしております。

そういった点について、町長はどういうふうにお考えか、お聞きします。

○議長（酒井良信君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） おっしゃるとおりだと思います。要は、首長の一番の責務は、やはり、危機管理能力の問題だと思います。これ、本当に非常に厳しいあれです。

例えば、私も今回コロナに当たりまして、学校関係が、今、教育長がいな関係がありまして、この関係が一番私は厳しいというふうに思っておるところでございます。

ですから、そういう危機管理能力を、やはり、どれだけ持てるかということが一番大事だと思ひまして、この点は本当に肝に銘じてやっていくつもりでおります。

以上です。

○議長（酒井良信君） 4番梅澤哲夫君。

○4番（梅澤哲夫君） 私もちよっと本を読んだだけの付け焼き刃といたしますか、そういうこ

とですが、取りあえずは、首長がやられることは、近隣市町村長との連絡、県知事への連絡、また、大きく言えば、自衛隊への出動要請、これはできるそうでありますので、町民がいかに災害が、大きな災害があっても最終的にはトップがちゃんと動いて住民が安心していけるんだという、そういった安心感をぜひ与えてほしいということで要望しておきます。

続いて、3番目なんですが、先ほどから市川さんがコロナ禍の話をしております。

私も一、二行ずれた話になりますが、同じコロナ禍であります、皆さんもご存じのとおり、残念ながら役場庁舎内、総務課、建設課ですか、発生者がいます。発生された方については、これは今日の状況の中、ある面では致し方ないということが考えられます。

しかし、そういった中で一番大事なことは、発生してしまったその後の問題です。先ほど来、市川さんの質問、その他についても、町長の答弁では、予算がない、お金がないからできないような、何より予算が、要はPCR検査なんですね。

役場庁舎というのは町の活動の中核であります。そこで万が一クラスター等など発生した場合、役場業務が停滞、万が一、今回ならなかったからよかったんですが、もし、あった場合と考えると、先ほど来から予算、予算と言われますが、これ、私は町の経営内容、予備費等についてちょっと不勉強で数字的なことは言えませんが、多少その辺は何か、このコロナ騒ぎの緊急時態勢の中であります。

やっぱり町長の英断で即刻処置した中で、後日議会にこうしてしまったという了解をしても、他の議員さんの考えは分かりません、ただ、私個人的な発言としては、その辺がたまにあっても致し方ない今日の状況だと思います。

これは国の予算がないとか、保健所の指示とか、そういうことじゃないと思いますので、その辺の配慮、どう考えているか、お伺いします。

○議長（酒井良信君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） おっしゃるとおりだと思います。私は、個人的にはそのようにぜひやりたいというふうに思っております。ちょっとその辺もいろんな、ほかの総務課長以下、いろんな人と相談しながらやります。

といいますのは、ご存じのように、濃厚接触じゃないと公的な検査ができないというあれがありまして、じゃ、役場の職員だけ濃厚接触に、保健所の規定では濃厚接触にならないという形だけど、ちょっと厳しいからPCRやろうということになっちゃうと、職員だけそういう優遇するということもある面では公平の原則からしてちょっと厳しいようなところもありますので、その辺はいろいろ今後協議して進めていきたいと思います。心情的にはおっしゃ

るとおりだと思います。

その辺でよろしく願いいたします。

○議長（酒井良信君） 4番梅澤哲夫君。

○4番（梅澤哲夫君） 今、町長の気持ちは分かりました。ぜひ行動に移してほしいんです。

よろしく、要望して私の質問を終わります。

以上です。

○議長（酒井良信君） 以上で、4番梅澤哲夫君の一般質問を終結いたします。

引き続き、会議を開きます。

◇ 板 倉 正 道 君

○議長（酒井良信君） 10番板倉正道君の一般質問を許します。

10番板倉正道君。

○10番（板倉正道君） 去る9月7日、同志、先輩であります齊藤豊彦議員が逝去されました。改めまして冥福をお祈り申し上げます。

通告順に従いまして一般質問をいたします。

今回の質問は、道路行政についての質問です。

①として、町道1041号線の拡幅工事について。町道1041号線は、工事完了してから10年を経過しますが、いまだに道路に関しての悪評を時折耳にします。

去る7月26日に白子町長、また、白子町議会宛てに浜宿の住民から文書が届きました。内容について一部抜粋して読み上げます。

私の孫は保育園のときから白子町にお世話になってきました。小学校は南白亀小学校で、浜宿の家から1時間程度の通学路を通っていました。通学路には車が通ると立ち止まって道のふちによけて待つような狭い道もありました。用水路や田んぼに落ちそうになった子供たちもあり、地区の子供会でもその危険性について話し合いました。また、保護者としても学校に要望を上げました。おかげさまで、孫が3年生のとき、その道路が整備され、歩道ができました。子供たちの安全を第一に考え、整備していただき本当に安心しました。

あるとき、新聞の折り込みの中に通学路のことを町長道路と書かれているのを目にしました。あの道路は地区の保護者からの子供たちの安全を願う長年の要望の結果、整備してもら

った道路です。八街市の交通事故の報道を見ると、白子町ではその何十年も前から子供の安全第一に考えてくださったと改めて感じます。

子供たちの安全を守る重要性を感じることができず、整備された通学路を町長道路などと揶揄する町民がいるのはとても残念です。このような声のために白子町の子供の命と安全を守る通学路整備やその他の取組が進まなくなることが心配です。白子町はこれまで子供たちを地域の宝として大切に育ててきました。それは、新しい町長さんになられても変わらないことと願っております。

つきましては、町長道路と揶揄する声に対して、ぜひとも決してそのような道路ではない、子供たちの安全を守ることは全ての大人の当然の責任であると、新しい町長、よろしく議員の皆さんからお話いただきますようお願いいたします。

こういう文書が届きました。

まさにそのとおりだと思います。以上のことから、私は、この道路は絶対に必要だった道路だと思います。そこで町長の見解を伺います。

そして第2点目、②として、町道1082号線の改修計画についての質問です。

この道路については、北田議員より質問されたことに鑑み、かいつまんで要点だけお聞きます。

南日当橋の完成と同時に道路改修も一部を除いて終了いたしました。残り、剃金地先の一部になりますが、宅地や家屋が絡んでいることから、地籍調査終了後着工するとのことで、復興予算で整備してきた事業ですが、残りの事業はどのような形で進めていくのか、伺います。

③として、町道108号線、北高根交差点から県道正気線——まきのきてい前の通りです——の延長1,700メートルほどですが、長生村の歩道は完成しており、白子町に入ったところで歩道が未設置です。町村間の格差があり過ぎると思います。今後、歩道の設置は必要と思いますが、どのような計画を考えているのか、伺います。

④として、通学路整備について伺います。

関地区の北高根から関小学校までの通学路は道幅も狭く、センターラインを引けない通学路であります。数年前、学童の安全確保のために緑道帯が設置されました。

せっかく設置された緑道帯ですが、生け垣の露出や雑草の繁茂、また、汚れなどから機能不全の状態であります。せっかくつくった緑道帯ですので、機能を回復させるべきだと思いますが、見解を伺います。

そして、5点目として、白子地区全体を見回したところ、関地区の農道舗装整備の遅れが見られます。夏から秋の長雨で農道の雑草、ぬかるみによる支障があちこちに見られました。

町は地域の要望もありますが、遅れている農道舗装の整備を計画すべきと思いますが、見解を伺います。

以上、5項目、5点です。よろしくご答弁のほどお願いいたします。

○議長（酒井良信君） 当局の答弁を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 板倉議員の質問にお答えいたします。

町道1041号線は有意義な事業と思うかということでありまして、町道1041号は対面交通が不十分な3.7メートルの舗装道路でありましたが、隣接地権者の方々のご協力の下、車道幅5.5メートル、西側に2メートルの歩道を設置し、機能性や安全性の高い生活道路への改修をし、地域の道路として重要な役割を果たしております。

また、今年、今年度予定しております剃金地区の未整備地区間約70メートルの工事が実施することにより、大網白里市との境の郡界道路から南白亀小学校へつながる町道203号線の区間が完成し、さらに利便性が向上する予定でございます。

先ほど板倉議員からのお話がありましたように、町のこの道路としては非常に広い道路で、非常に利便性は上がった道路だというふうに私も認識しております。

それから次に、町道1182号線、南日当橋に至る道路でございます。

先ほど北田議員の質問でも回答しておりますが、本路線は避難路としての役割を果たしていることから、町道105号線に接道するまで狭窄区間約250メートルの区間については、国の補助金や起債を活用し、引き続き整備していきたいというふうに考えております。

それから、町道108号線の歩道設置計画はということでございます。

ひまわり東側の道ですね、南北の通りです。町道108号線の歩道設置計画については、現在ありませんが、長生村側が歩道を整備されてありますので、隣接する本町も同様な形で整備が必要と考えております。なお、歩道設置においては大きな予算が必要となりますので、整備を進めるに当たって、国の交付金、社会資本整備総合交付金を活用するなどし、取り組んでおります。

実施時期については、現在、補助事業で進めております町道107号線——白濁小の東側の通りでございます——の完成後速やかに着手できるような検討をしております。また、歩道の設置については、道路幅員の確保が必要となりますので、地域住民の方々のご理解やご

協力が必要となります。その際にはご尽力いただきたいと思います。

関地区の通学路の緑道再整備と町内通学路の整備計画はということでございますが、関地区の通学路の緑道ですが、関小学校から北高根地区に向かう通学路の約1.9キロ、県道茂原白子線と町道111号線の交差点から南日当地区の通学路550メートルを整備してあります。再整備については、ご指摘のとおり、経年劣化により薄くなっている箇所もあるため、順次再整備を進めてまいります。

町内の通学路整備計画は、町道107号線の未整備区間であった幸治地区の歩道整備、また、町道111号線や町道3175号線の改良工事を継続し、今後も町内の通学路の整備を進めてまいります。

それから、関地区の農道舗装の整備計画はということでございまして、関地区の農道舗装整備計画についてですが、農道舗装につきましては、関地区に限らず町道認定されている道路について地域自治会からの舗装要望を受けた上、その道路の公共性や通行量を鑑み、予算の範囲内で優先順位により順次整備しております。したがって、関地区の農道舗装につきましても、引き続き地域から要望として上げていただいた上で、順次整備を進めていきたいと思っております。

なお、道路の凸凹が大きくなった場合は、損傷がある箇所については要請を受けながらではありますが、随時補修をしております。農道については、舗装整備まで相当の期間を要すると思っておりますので、今後もそのような箇所については維持補修に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 10番板倉正道君。

○10番（板倉正道君） それでは、再質問いたします。

それこそ5項目について、石井町長より5項目とも前向きな、また有意義な発言をいただきました。ありがとうございます。

その中で、この1番目の道路整備事業、これに関しては、両総用水の改修工事が同時進行されました。南白亀地区の用水確保が格段に改良されたと住民から聞いております。これについては、大変有意義な事業だったと思っております。

また最近では、健康志向の面からもジョギングコースとしても地域に欠かせない貴重な場所になっております。私は有用な事業だと思っております。それこそ、町長の感想、再度伺い、よかった、町長についてもこの事業は有意義だったということの確認を再度お願いします。

それと同時に、これについての、1項目ずつですので、これについての要望、まず、します。それについては、事業実践に当たって、町民が100%賛成する事業、おおよそないと思います。あとは行政の判断だと思います。新町長の手腕を期待し、適切な判断をよろしくお願いします。

これについては、①については、有意義だったということで了解してよろしいですね。

第2項目、町道1082号線の改修計画ですが、北田議員の質問の説明にもありましたが、今後事業を進めていくとの答弁がありました。

ただ、これについては、事業を進めていくには財源確保が必要です。その財源確保をどのような形で考えているのか、伺います。

○議長（酒井良信君） 建設課長、齊藤 雄君。

○建設課長（齊藤 雄君） ただいまの財源確保についてのご質問ですが、こちらにつきましては、先ほど板倉議員のほうからもお話がありまして、狭小区間につきましては、建物が近接しておりまして、南日当橋の取付け道路と同じ道路幅が取れない可能性がございますが、避難道路としての機能を発揮できるように、起債事業等、その準備が整ったときに活用できる補助金等を利用しながら進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（酒井良信君） 10番板倉正道君。

○10番（板倉正道君） これについては、起債を起こして町の負担をできるだけ少なくするということですが、今、完了したところの道路については復興予算、あるいは、そういう形で進んできたと思いますけれども、この先、残りの道路についてはどのような起債と
いうか、形を考えているのか。

例えば国土強靱化事業とかいろんな補助があると思いますけれども、それをまず見据えた中でできるだけ早く計画を移していただきたいと思います。よろしくお願いします。

それについての町長の再度考えを伺います。

○議長（酒井良信君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 起債についてとか、そういうことに関しては、私もちょっとまだ知識不足で非常に申し訳ないんですが、ただ、あそこの道路に関しては、避難道路ということで造ったわけでございまして、今のままですと、はっきり言いまして機能不全です。もうできちゃったものは、やはりそれをつなげなければ道路としての機能がないわけですから、これはできるだけ早く機能をちゃんと持たせるために、やはり拡幅してやるべきだと思っております。

ます。

ですから、私自身は、結局荊金地区の狭いところだけをやるだけじゃなくて、南日当のところもどん詰まりなんです。それを、やっぱり、真っすぐ延ばして、日天のところの脇の道路、それから、三橋商店さんのあの道路、田中モータースの道路、あそこまでやはり持っていくのが本来の形だというふうに思っております。これは、私の希望というか、私の基本的な考えはそういう考えを持っております。

以上です。

○議長（酒井良信君） 10番板倉正道君。

○10番（板倉正道君） それこそ計画があるとするならば、一日も早い事業着工をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

続きまして3番として、③として、延長1,700メートルほどですが、この区間について、それこそ関保育園もあり、また、一番心配しているのは、直売所ひまわりがあります。そのひまわりのイベントのときやシーズン、非常に混み合います。ひまわりさんもガードマンをつけて対応しておりますが、とにかく、ひまわりに来るお客さん、高齢者が多いと私は思っております。

その中で、交通事故が発生してからでは遅いと思います。一日も早い着工、これについては近い将来ではなく、早急にも計画を出してもらいたいと思いますけれども、その辺の見解を伺います。

○議長（酒井良信君） 建設課長、齊藤 雄君。

○建設課長（齊藤 雄君） 早い着工ということですので、こちらにつきましては、大変大きな事業費が必要となりますので、こちらについても国庫補助事業等導入しなければならないと思います。そのために、早期にそのような補助金が活用できるように準備を進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 10番板倉正道君。

○10番（板倉正道君） それでは、3については了解しました。

④として、緑道帯の維持管理、これについては、私は、前回教職員の会議があったときにも、厚生文教の常任委員長ですから、お話をさせていただきました。

その中で、各自治会を巻き込んで、行政がやるだけではなく、自治会が率先して、例えば、今、保全会事業とかいろいろあります。そういうものを活用して、できるだけ町民一体とな

ってこの緑道帯の維持管理を進めていければと思います。

その辺について、これは関地区だけの話ですけれども、先ほどのほかの方の質問にもありましたように、グリーンベルトの追加箇所という話がありました。それについて、どこに何か所あるのかお聞きしたいと思います。

○議長（酒井良信君） 建設課長、齊藤 雄君。

○建設課長（齊藤 雄君） グリーンベルトの、まず維持のほうですが、板倉議員のお話にもありましたとおり、グリーンベルトの効果を維持させるためにはできるだけ道幅を広く使えるよう、また、路上に出ている枝や植塀等の管理など、できるだけ、また、あと落ち葉やそういうものの清掃など沿線の、地域の方々のご協力が必要ですし、また、そのような活動のご協力に感謝しております。また、引き続き、そのような形でご協力いただければと思います。

また、続きのグリーンベルトの設置箇所につきましては、先ほど来から話があります関小学校から少し西に行った北高根までの約1.9キロ、こちらと、ただいま整備を継続しております町道111号線、これは茂原白子線からちょうど111号線を南日当、北日当のほうに向かっていく路線ですが、そちらの整備完了区間の550メートル、最近では白子中学校の正面玄関の近くの一部にグリーンベルトを施しております。

また、県道にも多少やっておりますが、町の管理するものについては今の箇所になります。関小学校から北高根のほうに向かう路線については、先ほどお話がありましたとおり、劣化が進んでおりますので、再整備、色を濃くするなど順次進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（酒井良信君） 10番板倉正道君。

○10番（板倉正道君） それこそ町内全域にわたり通学路の整備、これは絶対に必要だと思います。これについては、惜しむことなく率先して事業を進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

続きまして、5番目として、白子地区全体を見回したときに、私、今回、長雨で、私も農家ですから、農道、コンバイン等動かします。その中で、トレーラーが潜った箇所が何か所もあるんです。それは何でかということ、こうやって見ている中で、南白亀、白潟については生活圏というか、住宅地がありますから割と舗装されているんです。ところが、関地区の北高根の西のほうはほとんど舗装されていません。

それは何でかということ、隣接が茂原になりますから、その間の民家がないとか、そういう

形で、農道が整備されていないんです。センターラインに草が生えて、本当に不便だし、時には車がスリップしちゃうんですね。そういう道路があります。

その辺については、地区の要望だけではなく、やっぱり遅れている、私が見たところ、3列も4列も舗装していないところあるんです、連続で。そういうところを町は計画的にその辺の状況を判断して、計画的に舗装整備をお願いしたい、それが私の意見です。その辺、どうなんですか。

○議長（酒井良信君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 私も北高根地区、あの辺の農道といいますか、未舗装の道路、随分、この間選挙期間中は随分あの辺を歩きました。この辺は本当にひどいなというふうに実感しております。

ですから、結局あの辺も自治会に入っていない方がほとんどなんですよ。ですから、そういう要望もあまりないという部分も相当あるような気がします。ですから、あの辺もよくこちらでまた見て、あの辺ももう少し舗装しなければいけないような部分が相当あるような気がしますので、後で点検しながらちょっとやっていきたいというふうに私自身は前から思っております。

○議長（酒井良信君） 10番板倉正道君。

○10番（板倉正道君） 最後になりますけれども、それこそ5項目にわたって町長の前向きな答弁をいただきました。ぜひ答弁だけではなく実施に向かって邁進していただきたいと思っています。

以上で私の質問を終わります。

○議長（酒井良信君） 以上で、10番板倉正道君の一般質問を終結いたします。

ここで休憩いたします。

再開は4時30分といたします。

休憩 午後 4時23分

再開 午後 4時30分

○議長（酒井良信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 大多和 秀 一 君

○議長（酒井良信君） 13番大多和秀一君の一般質問を許します。

13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） まず初めに、齊藤豊彦議員のご逝去に当たり、心よりご冥福をお祈り申し上げます。

通告順に従いまして、一般質問をいたします。

緊急事態宣言が延長される中、夏季休業が終わり、学校が再開されましたが、感染の広がりが無いことを願うところです。

今回の質問は2項目、4点になります。

まず1項目は、教育課題の解決に向けた施策について伺いますが、6月の定例会において、町長の公約にあった教育問題について質問いたしましたが、ここで今の本町の教育における課題、評価が答弁としてありました。個々の認識に違いがあるのは当たり前ですが、私とは大きな差異があり、驚愕をいたしました。

したがって、評価の正誤を含めて3点伺います。評価の基礎となった資料があれば、後ほど提出をしていただければ幸いです。

1点目として、本町に勤務をしている教員の資質についてですが、質の低下が見られ、教員のレベルアップが必要だとありました。

この判断基準に、進学率を含め全部、保護者の中には白子町の学校では不安であるという人もあるとあります。しかしながら、私が調査した中では、平成29年度から令和2年度の4か年ですが、白子町の生徒の進学率は100%になっています。これをどう捉えているのか、また、不安を持つ保護者がどの程度いるのか、今後の参考にするためにお伺いをいたします。

次に、資質の向上を図るには、低い教員は転出をしてもらい、資質の高い教員の本町への勤務を依頼することが最も効率的な施策になりますが、年末には教員の異動希望調査もあると聞いています。白子町には勤務をしたくないということを聞くという答弁をされましたが、私が聞いた限りでは、むしろ白子町への希望が多いと説明がありました。町長の判断となった材料と具体的な教員の確保、獲得の方策について伺います。

2点目として、白子町の教育レベルを上げるということについてですが、国が示す学習指導要領に基づいて行われている教育においてレベルアップを図るというのはどういうことな

のか、本町の教育が指導要領の一定の水準に達していないのかということなのかという思いがいたします。これについて見解を伺います。

次に、小学校の統合がレベルアップにつながる要素とありましたが、確かに要素の一つにはなると思います。

長南町、睦沢町の例が挙げりましたが、両町とも積極的に統合を進めたわけではなく、地域事情、1学年の児童数の大幅減などを踏まえて選択をされたものです。道端を歩くことから始まる小学校教育、集団の中で自我、自立性が求められる中学校教育、人の成長の中で真の教育の在り方を考えたとき、統合は手段ではなく選択肢の一つであると思っています。

白子中学校が統合によりよくなったと6月に答弁をされましたが、創立以来58年、1万人を超える卒業生の努力で評価をされる今があると私はと思っています。教育のレベルアップについて、再度見解を伺います。

3点目として、小学校再編に向けたこれからの取組について伺います。

6月の答弁では、早い時期に、4年の任期中にめどをつけたいとありましたが、議案書と一緒に配付をされた工程表について伺います。なお、通告がなくて恐縮ですが、保育所についても記載をされていますので、これについてもお願いをいたします。

2項目として、6月に板倉議員が質問されましたが、町の主催事業、補助事業である祭り、イベント等について、これまでの評価と今後の方向性について、6月の答弁を踏まえて伺います。

町が主催をし、主管を実行委員会に委託する事業、これには「花の咲くまちづくり事業」、「ふるさとしらこ祭」、「生涯学習フェスティバル」などがあります。

また、補助金として支出、支援をしている事業、これには「たまねぎ祭り」、「イカダのぼり大会」、「温泉桜祭り」などがあります。

これらは、ソフト事業的な性質上、費用対効果という点からは評価は難しいと思いますが、一つの自治体の顔としてまちづくりに大きな役割を果たしていると私はと思っています。

林前町長は、自らの思いやアイデアを出しながら、これらのイベントが町民主体となる形づくりをし、継続をされてきました。

これらについて、石井町長は、できた経緯や今後の影響は分からないと答弁をしています。議員として在職5年、この間、決算審査特別委員会委員長などもされましたので、予算の執行、決算状況、あるいは内容等も把握をしているはずであります。また、これらのイベントに参加をしたこともあると思います。

これまでの評価をしながら石井町長の色が出る形を企画すべきだと思いますが、見解を伺います。

また、新型コロナウイルスの影響により、これらの事業が昨年度から中止、縮小という形で進められています。マニフェストの工程に町のブランディング化、既存イベントの内容の見直しを図ると出していますので、今後は町長自らがトップとなり、DMOではなく企画、行革担当にこれを集約し、公でオーガニゼーションを編成し、イベントを進めていったらよいのではないかと私は思っています。これについて見解を伺います。

以上、2項目、4点、答弁をお願いいたします。

○議長（酒井良信君） 当局の答弁を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） それでは、大多和議員の質問にお答えいたします。

まず1点目が、教員の資質向上を図る施策についてということでございまして、こちら、私もちょっと非常にあまり知識深くないんですけども申し上げますと、学校教職員は教育公務員特例法により絶えず研修と研究、修養に努めなければならず、また、任命権者は、研修に関する計画を立てて実施することにあります。

教職員の研修については、大きく分けて、千葉県教育委員会の主催する研修、白子町教育委員会の主催する研修、各学校で主体的に行われている研修の3つになります。

千葉県の研修は、学習指導、生徒指導等の4つの柱と、その教職員の経験に合わせた3つのステージに沿って行われ、教師個人が自ら資質向上に合った研修内容を選択し、研修します。

白子町の研修は、ふるさと教育を実践していく観点から行っています。町外から着任する教職員に白子町の特色を理解してもらうために研修、教職経験7年目以内の若手対象の学習指導、学級経営に関する研修、千葉県教育庁から講師を招いての不祥事根絶研修を継続して実施しています。各学校では、I T C機器を活用した授業づくりを中心に研修を行っています。

以上のように、教職という専門職を多角的に焦点化し、現代的教育課題に対応し、資質向上を図っています。

②白子町教育レベルを上げる具体的な方法とはということでありまして、千葉県標準学力テストの全国学力状況調査、中学生の進路選択、授業中の児童・生徒の様子など多角的に考察しますと、標準レベルにあると考えます。

教育レベルというかなり抽象的な表現になりますが、一人一人の子供に向き合い、その個性を理解し、その子に合った指導を丁寧に行う教育は子供たちにとって幸せだと感じています。

続きまして、③小学校再編に向けたこれからの取組について。

まず、基本として考えていかなければならないことは、子供たちにとって時代に合わせた教育という観点において、子供たちを本当に伸ばす教育について話し合いを持つことが大事だと思います。令和4年度に、仮称ですが、白子町小学校適正配置検討委員会を設置し、小学校の適正規模、適正配置に関して基本的な方針、具体的な方策を検討していきたいと思います。

それから、町主催の事業、イベントについてでございます。

町では一年を通して町主催の事業、イベントを実施して、地域活性化や各種産業振興に努めてまいりました。「チューリップ祭り」や「たまねぎ祭り」、「イカダのぼり大会」など人口が1万人ちょっとの白子町に何千人ものお客様が来ていただき、地域活性化や経済効果は相当なものがあります。非常に有意義なものだったと思います。

しかしながら、コロナ禍においてこの方法に大きな見直さなければならない状況にあります。また、町のブランディング化に役立った町主催事業、イベントですが、参加者が減少したり、実行委員会委員の負担が大きかったり、大変な状態にあることも聞いています。

したがって、今後、町主催事業、イベントの方向性につきましては、関係者の皆様のご意見を伺いながら、再度検討しつつ、見直しの判断を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） 答弁、ありがとうございます。

しかしながら、私の聞いたことに1点目、2点目はお答えになっておりませんので、まずはここから確認をさせていただきます。

6月の定例会で議事録は確認をさせてもらったんですが、教員の資質が低いと、教員のレベルアップをしなきゃいけないという、まずは答弁をされました。このことはお忘れではないですよね、もちろんね。これを聞いた本町に勤めている教員も驚きまして、何か非常に問題になったというようなことも聞いています。

この判断に至った理由について、まずはお伺いをさっきしたはずですので、これについてエビデンス等々がありましたら、それを含めてお伺いをしているわけです。これについて

お聞きします。

○議長（酒井良信君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 私自身は、どう答えたかというのはよく覚えていませんですけども、実際問題として、教員のレベルが低いと言った覚えは全くございません。これ、はっきり言います。これは絶対うそです。そういうふうになっていますけれども、実際、そんなこと一切言っていない。レベルが低いじゃなくて、レベルを上げなければいけないということをやっただけです。

やっぱり、教職員というのは、まちづくりというのは、結局、まず人づくりなんですね。人づくりの下には結局教育というのがあるわけです。ですから、やはり、教員が優秀な方が多ければ教育レベルというのは上がっていくということは事実だと思ひまして、教員の質が悪いとか、そういうことは一切言っておりません。また、そういう認識も全くございません。

○議長（酒井良信君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） 私のほうで確認をしたんですが、教員のレベルアップを図るということは教員の質が低下をしていることですよという確認をしたら、そうですとおっしゃったんですけども。

（そういう認識は全くございませんもので、それはねと呼ぶ声あり）

○議長（酒井良信君） 町長、私が言ってから言ってください。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） そういう認識はね、もし、そういう形で言ったのに私がうなずいたとしたら、私はそういう認識で言ったんじゃないということはここで改めて訂正させていただきます。

○議長（酒井良信君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） 分かりました。

それでは、教員のレベルアップが必要だとありましたが、この判断基準に進学率などを含めてというふうなことがお話をされました。これは議事録に載っています。

進学率というのは小学校ではないかと、中学校のことだろうというふうに思いましたので、中学校の進学率について資料を頂きました、これ、4年間ですけども。そうしたら、生徒全員が高校の進学という形になっていました。すなわち100%であります。

これについてはどういう判断なんでしょう、進学率を含めて全部というのは。

○議長（酒井良信君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 私もそういった細かいデータがあって言ったわけでも何でもないので、結局、進学率が悪いとか、いいとか、そういう問題じゃなくて、やはり、レベルを上げてもらっていい高校に行ってもらいたいとか、そういうことを言っているだけのことでありまして、そういう形で実際揚げ足を取られた形になっていますけれども、実際問題、私は白子町の中学校のレベルが低いとか、そういうことは一切言っていないです。

実際、私はそんなに見ていませんから、実際、そこを見てね、したんなら分かりますけれども、私はだって全然あれもやっていないわけですから、文教のほうの担当でも何でもないので、はっきり言って、そういうことは一切言っておりません。

○議長（酒井良信君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） 水かけ論は私も嫌いですので、そうやっておっしゃるならそれで結構ですけれども、じゃ、白子中に通わせるのに不安を抱いている保護者がいるという話はされましたよね。

（はいと呼ぶ声あり）

これについて、もう一回見解をお聞きします。

どのような形でそれが分かったのかということ。

○議長（酒井良信君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） それは、ある人からそれは聞きました。お名前を言うのは非常に失礼ですけれども、白子に子供を通わせるというのは非常に嫌だから茂原に行かせようとか、そういうことを言っていた方がいました。そういうことでございます。

○議長（酒井良信君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） 一自治体の首長たる方が、その一人の意見を述べて、それがそうであるという言い方をするのは、私はいかがというふうに思います。結局、そうやって皆さんに伝わってしまうわけですよね。この辺の発言についてお聞きをしますが。

○議長（酒井良信君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） そういうお話もあったということを私は申し上げただけでございます。

○議長（酒井良信君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） 1項目につき再質問2回までですので、もう既に2回ですので、これ以上聞けないふうなこともあります。もう一点だけ、白子町に転勤をしたくない教員がいるというふうなお話もされましたよね。逆に聞いてみたら、これ、東上総の教育事務所のほうからのあれでもあります。いや、白子町を希望する教員は多いですよというよう

な話を聞きました。この辺の見解の相違について、ちょっと質問の回数超えて恐縮ですけども。

○議長（酒井良信君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） これはですね、そういう話は私も耳に入ったことがあります。だから、言っちゃって、今がどうのこうのじゃないです。過去にそういうことがあったということは私も何回か聞いたことがあります。その程度でございまして、私の認識が間違っているのであれば、それはおわび申し上げますけれども、白子町がレベルが低いとか、何とかと、そんなことを私は一切思っていないから、そういう形で、攻撃するためにそういう形でやってくるのかも分かりませんが、それはちょっと、実際、私の認識からすると全く違いますので、その辺はちょっとご配慮いただきたいと思います。

○議長（酒井良信君） お諮りいたします。

本日の会議を議事の都合により延長したいと思います。これに異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、本日の会議は延長することに決定いたしました。

13番大多和秀一君、どうぞ。

○13番（大多和秀一君） 議会で攻撃的とかそういうことではありませんので、まずはご理解いただきたいというふうに思います。言ったことについてお聞きをしているだけです。攻撃してどうなるということではありません。町の教育のために進めている議論でありますので、ご理解をお願いいたします。

次、2点目として、町の教育レベルを上げるということについてですが、今の指導要領に基づいた教育が行われたはずなんです、本町の指導要領が一定の水準に達していないというような見解をお持ちですか。

○議長（酒井良信君） 町長、石井和芳君。

（ちょっとお待ちくださいと呼ぶ声あり）

教育課長、目羅伸夫君。

○教育課長（目羅伸夫君） 小中学校を管轄する立場から幾つかデータに基づいてお話をいたします。

まず1つ目です。

教育レベルということで、いろんな考えがあると思うんですが、先日、全国学力状況調

査、これは全国が全部同じ問題でやっていますので、その数字が出てまいりました。

中学校のほうで、数学のほうで全国平均を1ポイント上回る。小学校では、全体として3校合わせて平均で4ポイント上回る。中には、小学校ですが、国語と算数で10ポイント上回るということで、事務所のほうからなぜ急激にこんなに学力が上がってきたんだということで、昨日調査が上がってまいりました。

教職員の名誉のために言いますが、非常に先生方は、あまりお金をかけずに頑張ってくれています。そして、成果が、小中連携という形の研究の成果がやっと少しずつ出てきた最中かなと考えています。

それから、教育の進学校ですが、平成29年から令和元年度まで、具体的な学校名を出すと恐縮ですので、地域の進学校とします。大体年に平均4名程度だったものが昨年度は12名、12名が進学校に進学いたしました。

ということからも考えまして、非常にレベル的には、教育委員会としては、先生方、よく頑張っているなという印象は持っています。

○議長（酒井良信君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） 目羅課長に聞いたんじゃないくて、私、町長に聞いていたんですけれども、教育レベルを上げるというふうなことはどういうことなのかというふうなことをお聞きしたんです。

今、目羅課長の答弁を聞いていると、一定の水準以上高い評価を得ているというふうにありますので、これ以上、もっともっと上げて、本町の教育がものすごいことを目指すのかをお聞きをします。

○議長（酒井良信君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 私はですね、白子中とか小学校の教育レベルがどうのこうのということを、言いましたけれども、一般論として言ったわけでございまして、今がいいとか、悪いとか、そういうことを言っているわけじゃないんですよ。

今、そういうお話で、非常にレベルが上がってきたと、平均より上がってきたっていうことは非常にいいことだと思います。とにかく進学校がどうのこうのということも当然あるわけなんですけれども、やはり、皆さんの教育が、教育レベルと言ったら変ですけども、上がってもらって、そういうことになると人づくりの中のいわゆる教育部門が相当よくなってくるわけで……

○議長（酒井良信君） 町長、マイク使ってください。

○町長（石井和芳君） すみません。そういうことで、結局、レベルが、レベルというか、皆さんがそういう教育のあれが上がってくれば、ひいては、まちづくりの結果的には恩恵が来るということでもあります。

私は、教育の今の実態を全然、はっきり言って分かっていないわけなんですけれども、過去にこういうことがあった、過去にこういうことがあったということを今まで言ってきただけであって、今の教育体制をどうのこうのと批判するとか、そういう形は一切ありませんでしたから、結局、何だかんだいっても、やはり、まちづくりは人づくりであり、人づくりは教育であるという、そういう基本的な考え、この基本的な考えしか私はないわけです。

ですから、個々のレベルがどうのこうのと、進学率がどうのこうのと、そういう話は、私ははっきり言ってデータも何にもない状態で、一般論として、だから、例えば教員の質が今、教員が結構白子中に、白子地区に来たがっている人がいるということも初めて知りましたよ。だけど、かつてはそうじゃなかったよというの、荒れていた中学校とか、そういうときは、かつてはそうではなかったよという話も聞いたし、実際に、最近行った、お客さんと言ったら変ですけども、住民の方のところでも、やはり、白子町の教育はどうなのかなって、そういうふうな不安を持っていた方もいましたけれども、そのところで私は正確なデータを挙げるができなかったのは非常に残念ですけども、そういうことで、白子町の教育レベルがどうのこうのと、低いとか高いとか、そんなことは実際考えておりません。

それより、とにかくまちづくりのためには教育であるということも事実でございますので、その辺はやはりできるだけ、結局、白子町の皆さんが、進学にしても、何にしてもいいところに行けるような、そういう形が私は望ましいということと言っただけのことでございます。

○議長（酒井良信君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） 何か少し安心したような気持ちにもなります。過去の中での判断がなされていて、今の状況を聞いたときに、今の現状がご理解できたのではないかなというふうに私は思います。

したがって、今の白子町の行く行くはしっかりとした形で、高水準の中で、先生方も本町に来たがっているというような現実をしっかりと見据えていただいて、さらなる教育の振興を進めていただければというふうに思います。

それでもう一つは、さらに、ある意味でバージョンアップじゃないと思いますけれども、3小学校の統合がこの要素にもなるというふうにお話しております。

片や、冒頭の答弁では、それぞれの地域のふるさと教育でしっかりとした教育がなされて

いる、これが貴重であるというふうな話もされています。

睦沢町や長南町の事情、私のほうからも話をしましたが、積極的に進められたものではない。しかし、本町、この前もお話をしたように、向こう5年は一クラス2桁確保できている現状がありますが、そういうことは関係なくて、とにかく早く進めたい、この4年間の中でさらに進めていきたい。一小一中の小中一貫教育を進めたいというふうにお話をされています。

私が言った成長過程での小学校教育、中学校教育、これまでしっかりとした形で永年続けられてきました。これらについての考え方の違いだと思いますけれども、もう一回、早急に進めていく統合の問題、既に工程表もできておりますけれども、実際にはなかなかそうやすくは進められないだろうなという気がしていますが、もう一回、急ぐ理由ですね、を含めて再編に向けた考え方をお伺いします。

○議長（酒井良信君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 急ぐ理由じゃないんですよね。状況的にはもう令和1年度だか2年度だかの子供は34人になってきているというので、結局、南白亀地区も10人を割っているという、そういう状況が実際に目前に迫っているわけでございますよね。

これ、白子町だけじゃなくて、例えば、本納地区の統合も今やっている最中なんですけれども、結構これ、大変なんですよ。やはり最低5年以上かかるというのは、間違いなくかかるんです。

ですから、白子町も複式学級になっちゃうからやるという、そういうのじゃなくて、その前に、やはりそういう形のものをやっていかないと、今から進めていかないと、検討することですからね、すぐ統合するということをすぐ言うわけじゃないんです。それを検討するっていう町民会議をつくろうというのが私の主張していることでございまして、別に、ほかでも相当な年数がかかっている中において、白子町だけは、これはそのままにしておくというのは絶対駄目だというふうに思っております。

それから、やはり統合して、統合した統合効果というのはあると思われます。ある面では、例えば、小学生から英語とか、そういう形で学んでいくような形になっていきますけれども、こういうものも小中一貫であればぐるっと回る場合もあるわけございまして、そういうもので統合は今後避けて通れない部分が相当あるような気がします。

それからもう一点、やはり今、例えば、先ほど南白亀地区のあれが1時間かかって小学校に通ったという、板倉議員からお話がありましたけれども、実際、私も南白亀小学校の送り

迎えをやっている、おじいさんですよ、保護者の方から私も相談を受けまして、実際問題、あそこに車回しをつくってくれという話もありました。

というのは、ほとんど送り迎えしているというわけなんですよ、毎日のように。というのは、今、子供たちも集団登下校できない。人数が少ないですから、1人、2人になっちゃうとなかなか集団登下校ができない状態になっているわけでございまして、こういうものもあって、やはり結局スクールバスの形が今後、そういう試行をしていかなければいけないような気がします。

なぜかというのは、この間、八街の問題もありますけれども、やはり、そういう形で結構危険が大き過ぎるというふうに思いますので、そういう面で時代の流れとして、ある面では今から考えて対応していかなければいけないという感じはしております。

以上です。

○議長（酒井良信君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） 分かりました。残り時間4分でありますので、今の小学校の再編統合については、多分、工程表を見るとコミュニティ・スクール構想、文科省の進めるコミュニティ構想に従った工程表になっていると私は認識をしていますが、それで多分よろしいかと思います。そういう形でまずは進めてみるというのはいいかと思います。

2項目にありましたイベント等についてですけれども、先ほども言いましたように、コロナ禍でこれらの事業が中止あるいは縮小されていますので、この際ですから、町長の右腕である行革、それから企画室をふんだんに運用なさって、これらのイベントを町長部局で集約をして、自分がトップリーダーになってオーガニゼーションをつくっていくのが私はいいと思いますので、これは、あとは町長のお考えですので要望させていただきます。

これについて、最後の答弁をお願いいたします。

○議長（酒井良信君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 確かに今、イベントについてはやはり相当な数ございまして、見直したほうがいいという部分というのも相当あるような気がします。

それで、この間、職員にアンケート調査をとりまして、やはりその辺のことについては相当の皆さんの負担にもなっていますし、変えていったほうがいいんじゃないかという人がほとんどでございます。特に、イカダのぼりについては、やはりそういう形がすごく多いような気がします。

ですから、全て私はそれを否定するわけじゃないんですけれども、やはり、幾つかは、負

担の多いような幾つかはそろそろ変えていって、ほかのものに、ブランディングもほかのものでやっていくというのも一つの方法だと思います。

本当にそれが何であるかというのも実際問題なかなかないわけなんですけれども、そういう形で、とにかく職員の休日出勤というのにも相当な数、このコロナ禍において結構減ってきましたんですけれども、これがない段階ですと、年間何十日という形で休日出勤をしているのが現状でございましたので、それをできるだけ緩和するというのも一つの方法だというふうに思っております、いずれにしても、見直しをしながら新しいブランディングといいますか、そういうイベントも考えていこうじゃないかと私は思っております。

以上です。

○議長（酒井良信君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） 答弁ありがとうございます。攻撃的という言葉を使われましたけれども、そうではないことをご理解いただいて、共に進むということですね。これからも教育行政についても頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長（酒井良信君） 以上で13番大多和秀一君の一般質問を終結いたします。

今期定例会に通告されました一般質問は全部終了いたしました。

◎休会の件

○議長（酒井良信君） 日程第7、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。

明日、9月11日から9月16日までを議案調査のため休会にしたいと思います。これに異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、9月11日から9月16日までを休会とすることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（酒井良信君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

9月17日は定刻より会議を開きます。

これにて散会いたします。

散会 午後 5時11分

令和3年第3回白子町議会定例会会議録

議 事 日 程（第2号）

令和3年9月17日（金）午前10時開議

- 日程第 1 発議案第1号 白子町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第 2 発議案第2号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書
- 日程第 3 議案第 1号 町道の路線認定について
- 日程第 4 議案第 2号 令和3年度白子町一般会計第3回歳入歳出補正予算について
- 日程第 5 議案第 3号 令和3年度白子町国民健康保険事業特別会計第1回歳入歳出補正予算について
- 日程第 6 議案第 4号 令和3年度白子町介護保険事業特別会計第1回歳入歳出補正予算について
- 日程第 7 議案第 5号 令和3年度白子町ガス事業特別会計第1回歳入歳出補正予算について
- 日程第 8 認定第 1号 令和2年度白子町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定第 2号 令和2年度白子町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第 3号 令和2年度白子町後期高齢者事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第 4号 令和2年度白子町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第 5号 令和2年度白子町休養施設事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 認定第 6号 令和2年度白子町ガス事業特別会計歳入歳出決算認定及び剰余金の処分について
- 追加日程第1 発議案第3号 事務の検査について
- 追加日程第2 決算審査特別委員会の閉会中の継続審査申し出の件
- 追加日程第3 議会運営委員会委員の選任について

本日の会議に付した事件

日程第 1 から追加日程第 3 まで議事日程に同じ

出席議員（ 1 3 名）

1 番	今 井 滋 則 君	2 番	大多和 正 夫 君
3 番	北 田 百 人 君	4 番	梅 澤 哲 夫 君
5 番	宗 島 理 仁 君	6 番	東海林 東 治 君
7 番	酒 井 良 信 君	8 番	今 関 勝 巳 君
1 0 番	板 倉 正 道 君	1 1 番	大多和 正 之 君
1 2 番	齋 藤 鉄 也 君	1 3 番	大多和 秀 一 君
1 4 番	市 川 隆 子 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	石 井 和 芳 君	総 務 課 長	斉 藤 繁 男 君
税 務 課 長	御 園 友加里 君	建 設 課 長	齊 藤 雄 君
産 業 課 長	小 高 健 史 君	商工観光課長	田 邊 健 治 君
健康福祉課長	竹 下 裕 之 君	環 境 課 長	梶 幸 男 君
住 民 課 長	今 関 道 雄 君	ガス事業所長	緑 川 栄 治 君
会 計 管 理 者	緑 川 義 之 君	教 育 課 長	目 羅 伸 夫 君
生涯学習課長	齊 藤 貴 人 君	学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	三 橋 政 明 君
監 査 委 員	今 関 勝 巳 君		

事務局職員出席者

書 記	鈴 木 宏 和	書 記	味 戸 ひろ子
書 記	三 橋 早奈恵	書 記	萬 崎 弘 也
書 記	鈴 木 貴 文	書 記	畠 山 優 也

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○議長（酒井良信君） これより本日の会議を開きます。

ここでご報告いたします。

齊藤豊彦議員におかれましては、去る 9 月 7 日にてご逝去されました。享年 74 歳でありました。故齊藤豊彦議員には、平成 15 年 12 月、白子町議会議員に当選以来、今日まで白子町政発展のため寄与され、多大なる功績を立てられました。ここに故人の生前をしのび、心から哀悼の意を表します。

故齊藤豊彦議員の逝去に当たり、今関勝巳議員から哀悼の言葉をささげたい旨の申出がありましたので、これを許します。

○8 番（今関勝巳君） おはようございます。

令和 3 年第 3 回定例会の冒頭、議員各位のお許しをいただき、故齊藤豊彦議員の逝去を悼み、謹んで哀悼の言葉を申し上げさせていただきたいと存じます。

齊藤豊彦議員におかれましては、去る 9 月 7 日、多くの方々に惜しまれつつ 74 年の生涯に幕を閉じられました。あまりにも突然の知らせにしばし茫然とし、言葉を失いました。ご遺族の皆様のご心情をお察ししますと、お慰めの言葉もありません。

齊藤豊彦議員は、平成 15 年 12 月、多くの地元の方々や支援者に推され、白子町議会議員に初当選されました。以来、総務常任委員会委員長、議会運営委員会委員長、監査委員などを歴任し、平成 26 年 12 月には第 33 代白子町議会議長に就任され、約 18 年の長きにわたり、白子町の進展のために尽力されました。

また、町の基幹産業である農業の振興にも心血を注ぎ、家業の農業経営に励みながら、町農業委員会委員をはじめ農業振興協議会会長なども務め、優れた手腕を発揮し、白子町農業の発展に尽力されたことは皆がひとしく認めるところであります。

いつも笑顔で、誰にでも分け隔てなく優しく接し、親しく話しかけ、話に耳を傾け、その人柄から多くの方々に愛された議員でありました。同志として共に歩んできた齊藤豊彦議員を失いましたことは、議会ばかりでなく、町全体にとりまして大きな痛手であります。しかしながら、この悲しみを乗り越え、意を新たにし、真剣に町政に取り組んでいくことが、我々残された議員に課せられた責務であると思います。

今、町政は大変厳しく多難な時代を迎えておりますが、町政発展のため、より一層邁進することを議員一同とともにお誓い申し上げます。

寂寥の感深く、惜別の念に堪えませんが、これまでのご厚誼、ご厚情に心からお礼を申し上げますとともに、ご生前のご功績をたたえ、心からご冥福をお祈り申し上げて、哀悼の言葉といたします。

令和３年９月17日。

白子町議会議員代表、今関勝巳。

○議長（酒井良信君） 以上で、今関勝巳議員の哀悼の言葉を終わりました。

ここで、本議会として、故齊藤豊彦議員のご冥福を祈り、１分間の黙祷を行います。

全員、起立願います。

（全員起立）

黙祷。

（黙祷）

黙祷を終わります。ご着席ください。

◎発議案第１号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（酒井良信君） 日程第１、発議案第１号 白子町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

12番齋藤鉄也君。

○12番（齋藤鉄也君） 発議案第１号。

令和３年９月17日。

白子町議会議長、酒井良信様。

提出者、白子町議会議員、齋藤鉄也。

賛成者、白子町議会議員、大多和正之、大多和秀一、板倉正道、今関勝巳。

白子町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について。

上記の議案を別紙のとおり白子町議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

改正の要旨。

議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など議員として活動するに当たっての諸要因に配慮するため、育児、介護など議会への欠席事由を整備するとともに、出産については母性保護の観点から出産に係る産前・産後の欠席期間を規定するものです。

また、請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続について、請願者に一律に求めている押印の義務付けを見直し、署名又は記名押印に改めるものです。

主な改正の内容。

議会への欠席事由を整備するとともに、出産については母性保護の観点から出産に係る産前・産後の欠席期間を規定するものです。

また「請願書」に請願者が自署している場合は押印を不要とするものです。

白子町議会会議規則の一部を改正する規則（案）

白子町議会会議規則（平成2年白子町議会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「事故」を「公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第2項中「議員」を「前項の規定にかかわらず、議員」に、「日数を定めて」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第88条第1項中「、請願者の住所及び氏名」を「及び請願者の住所」に、「名称及び代表者の氏名」を「所在地」に、「押印しなければ」を「請願者（法人の場合にはその名称を記載し、代表者）が署名又は記名押印しなければ」に改める。

附則。

この規則は、公布の日から施行する。

改正前と改正後のご説明は最後のページに添付してありますので、よろしくお願いいたします。

○議長（酒井良信君） 以上で提案理由の説明が終了いたしました。

これより、発議案第1号 白子町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について質疑を行います。

（発言する者なし）

質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(なしと呼ぶ声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

この採決は起立により行います。

発議案第1号 白子町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、原案に賛成の諸君は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、発議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎発議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(酒井良信君) 日程第2、発議案第2号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書についてを議題といたします。

提出者より趣旨説明を求めます。

12番齋藤鉄也君。

○12番(齋藤鉄也君) 発議案第2号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出いたします。

令和3年9月17日。

提出者、白子町議会議員、齋藤鉄也。

賛成者、白子町議会議員、大多和正之、大多和秀一、板倉正道、今関勝巳。

白子町議会議長、酒井良信様。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書。

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている。この中で、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社

会保障等への対応に迫られており、このためには、地方税財源の充実が不可欠である。

よって、国においては、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

1、令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがされないよう、十分な総額を確保すること。

2、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

3、令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。

4、令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。

5、炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月17日。

衆議院議長、大島理森様、参議院議長、山東昭子様、内閣総理大臣、菅義偉様、財務大臣、麻生太郎様、総務大臣、武田良太様、経済産業大臣、梶山弘志様、内閣官房長官、加藤勝信様、経済再生担当大臣、西村康稔様。

白子町議会。

以上です。

○議長（酒井良信君） 以上で趣旨説明が終了いたしました。

これより、発議案第2号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について質疑を行います。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(なしと呼ぶ声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

この採決は起立により行います。

発議案第2号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について、原案に賛成の諸君は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、発議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（酒井良信君） 日程第3、議案第1号 町道の路線認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 議案第1号の提案説明をさせていただきます。

議案第1号 町道の路線認定についてであります。新たに町道として、町道2280号線の路線認定をするに当たりまして、議会の議決を求めるものであります。

建設課長から詳細説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（酒井良信君） 続いて、内容説明を求めます。

議案第1号内容説明について、建設課長、齊藤 雄君。

○建設課長（齊藤 雄君） それでは、議案第1号 町道の路線認定についての内容をご説明申し上げます。

提出議案説明資料1ページをご覧ください。

新たな町道として、町道2280号線を路線認定するに当たり、議会の議決を求めるものでございます。

認定する路線の場所につきましては、関駐在所に隣接いたします、旧関保育所跡地の定住促進分譲地内道路となります。起点、終点、幅員につきましては、議案書記載のとおりでございます。

以上、議案第1号についてのご説明をさせていただきました。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（酒井良信君） 以上で内容説明が終了いたしました。

これより、議案第1号 町道の路線認定について質疑を行います。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

議案第1号は原案のとおり決することに異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。

再開は10時35分といたします。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時35分

○議長（酒井良信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第2号～議案第5号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（酒井良信君） 日程第4、議案第2号 令和3年度白子町一般会計第3回歳入歳出補正予算について、ないし日程第7、議案第5号 令和3年度白子町ガス事業特別会計第1回歳入歳出補正予算についてまでを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） それでは、議案第2号から提案説明をさせていただきます。

議案第2号 令和3年度白子町一般会計第3回歳入歳出補正予算について、これは総務課長から詳細説明をいたします。

次に、議案第3号 令和3年度白子町国民健康保険事業特別会計第1回歳入歳出補正予算について、これは住民課長から詳細説明をいたします。

次に、議案第4号 令和3年度白子町介護保険事業特別会計第1回歳入歳出補正予算について、これは健康福祉課長から詳細説明いたします。

次に、議案第5号 令和3年度白子町ガス事業特別会計第1回歳入歳出補正予算について、これはガス事業所長から詳細説明をいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（酒井良信君） 続いて、内容説明を求めます。

議案第2号の内容説明について、総務課長、斉藤繁男君。

○総務課長（斉藤繁男君） 議案第2号 令和3年度白子町一般会計第3回歳入歳出補正予算について内容説明をいたします。

1ページをお開きください。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ6,333万2,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ49億6,894万6,000円とし、併せて地方債の補正を行うものです。

最初に、地方債の補正について申し上げますので、5ページの第2表をご覧ください。

臨時財政対策債は、普通交付税の本算定の結果、発行可能額が増となったことにより、1億5,000万円から3,575万1,000円増額し、1億8,575万1,000円とするものです。

それでは、歳出より主なものにつきましてご説明申し上げますが、今回の補正の中で各科目の一般職人件費の補正につきましては、4月1日付の人事異動に伴うもので、説明は省略させていただきます。

それでは、11ページをお開きください。

2款総務費、1項5目の財産管理費は349万3,000円の増額となります。

12ページをお願いします。

これは、令和2年度に策定した個別施設計画の内容を、平成28年度に作成済みの総合管理計画に反映し、令和3年度中に更新する必要があることから、今回、公共施設総合管理計画更新支援業務委託料100万円を計上、及び老朽化した議場カメラ2台の修繕工事費249万3,000円を計上いたしました。

6目の企画費は、来年度に策定作業を行う第5次総合計画の後期基本計画についての事前調査業務のため、委託料355万円を計上いたしました。

14ページをお願いします。

3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費は、コロナ対応地方創生臨時交付金を活用し、各種証明書のコンビニ交付のためのシステム構築委託料106万5,000円を計上いたしました。

15ページの4項選挙費、2目衆議院議員選挙費は、投票所舗装工事費として、第2投票所となる八斗東公民館の駐車場舗装工事費202万4,000円を計上いたしました。

20ページをお願いします。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費は、新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づき予防接種台帳システムの改修が必要となったため、委託料を179万1,000円計上いたしました。

23ページをお願いします。

5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、園芸振興事業の「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業補助金は、事業量の増加により331万5,000円を追加いたしました。

24ページをお願いします。

水田農業構造改革対策事業では、同じく事業量の増加により、水田農業構造改革対策事業補助金184万3,000円と飼料用米等拡大支援事業補助金324万7,000円をそれぞれ追加いたしました。農業次世代人材投資事業補助金につきましても、対象者の増加により150万円を追加しました。

5目農地費では、鉍毒対策事業で施設修繕が必要となり工事費を110万円、土地改良総務事業で、制度改革に伴う事業拡充により多面的機能支払交付金を261万8,000円、農業基盤整備促進事業で、南白亀地区の農業用排水路整備に対する助成措置として、農業水路等長寿命化防災・減災事業補助金を180万円、畦畔除去を行い大区画化を図る担い手への支援として、小規模農地基盤整備事業補助金150万円をそれぞれ計上いたしました。

25ページの6款商工費、1項商工費、2目商工業振興費は、商工業振興事業として、飲食店以外を対象とする新型コロナ復旧支援の県事業への上乗せ助成となる中小企業等事業継続支援金2,500万円、及び商工会館改修に伴う補助金250万円を計上いたしました。

3目観光費は、宿泊施設復興支援事業として、同じく県事業への上乗せ助成となる宿泊施設感染防止対策支援金1,800万円を計上いたしました。

29ページをお願いします。

9款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費の修学旅行キャンセル料補助金21万円、30ページの3目教育総務費の芸術ふれあい業務委託料39万6,000円、31ページの2項小学校費、1目学校管理費の一般備品購入費120万円、32ページの3項中学校費、1目学校管理費の一般備品購入費40万円は、コロナ対応地方創生臨時交付金事業として計上したものです。

次の中学校施設整備工事費185万円は、落雷に伴う消防設備の修繕工事を計上いたしました。

以上が主な歳出でございます。

次に、歳入について主なものを説明いたしますので、8ページにお戻りください。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金997万円の追加は、国からの追加交付によるものです。

16款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金の多面的機能支払交付金196万4,000円、「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業補助金331万5,000円、農業次世代人材投資事業交付金150万円、飼料用米等拡大支援事業補助金324万7,000円は、それぞれ事業量の増に伴う県からの追加交付によるものです。

22款の町債は、冒頭に地方債の補正の説明をさせていただきましたので省略させていただき、順序が逆転しますが、19款繰入金、2項特別会計繰入金、2目の介護保険事業特別会計繰入金739万4,000円は、令和2年度介護保険会計の剰余金の返還金となります。

最後に、19款1項基金繰入金、1目の財政調整基金繰入金を127万1,000円減額し、歳入と歳出の差額調整を行っています。

以上、歳出を賄う財源となります歳入の説明とさせていただきます。

なお、37ページ以降に、給与費明細書を添付してありますのでご参照ください。

以上、議案第2号の説明とさせていただきました。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（酒井良信君） 次に、議案第3号の内容説明について、住民課長、今関道雄君。

○住民課長（今関道雄君） 議案第3号 令和3年度白子町国民健康保険事業特別会計第1回歳入歳出補正予算について内容説明いたします。

1ページをお開きください。

今回の補正は、予算の総額に歳入歳出それぞれ18万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ15億4,001万7,000円とするものでございます。

歳出よりご説明いたしますので、7ページをお開きください。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費18万7,000円の追加は、一般職員の昇格等による人件費の移動と、任用職員共済費の社会保険料と共済組合負担金の組替えに伴う増額でございます。

続きまして、歳入について説明いたしますので、6ページをご覧ください。

6 款繰入金、1 項1 目一般会計繰入金18万7,000円の追加は、職員給与費等繰入金の増額です。

なお、8ページに給与費明細書を添付してございますのでご参照ください。

以上で、国民健康保険事業特別会計第1 回補正予算の内容説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（酒井良信君） 次に、議案第4号の内容説明について、健康福祉課長、竹下裕之君。

○健康福祉課長（竹下裕之君） 議案第4号 令和3年度白子町介護保険事業特別会計第1 回歳入歳出補正予算につきましてご説明申し上げます。

1 ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,975万円を追加し、総額を14億2,394万2,000円とするものでございます。

歳出より主なものについてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、7ページをお開きください。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費126万3,000円の追加補正でございます。職員の給料、手当、共済費等、職員の異動に伴う増額分でございます。

次に、8ページをお開きください。

6 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、3 目償還金2,109万3,000円の追加補正でございます。令和2年度介護給付費及び地域支援事業費等の額が確定したことにより、国・県及び社会保険診療報酬支払基金に対し、超過額をそれぞれ返還するための追加補正でございます。

次に、10ページをお開きください。

6 款諸支出金、2 項繰出金、1 目一般会計繰出金739万4,000円の追加補正でございます。償還金と同様に、令和2年度の介護給付費、地域支援事業費及び総務費等事務費の額が確定したことにより、超過額を町の一般会計予算へ返還するものでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、6ページにお戻りください。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、5目その他一般会計繰入金126万3,000円の追加補正でございます。これは、職員の人事異動に伴う給料、手当等の増額によるものです。

次に、8款1項1目繰越金2,848万7,000円ですが、令和2年度の繰越金となっております。

以上、令和3年度介護保険事業特別会計第1回補正予算の説明といたします。

なお、11ページに給与費明細書を添付してございますのでご参照ください。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（酒井良信君） 次に、議案第5号の内容説明について、ガス事業所長、緑川栄治君。

○ガス事業所長（緑川栄治君） 議案第5号 令和3年度白子町ガス事業特別会計第1回歳入歳出補正予算についてご説明いたします。

1ページをお開き願います。

初めに、第2条では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う影響を考慮し、業務の予定量を改めるものでございます。（2）の年間ガス販売量を20万立米縮小し280万立米に、また、（3）1日平均ガス販売量においても7,671立米に改めるものでございます。

続きまして、第3条では、収益的収入及び支出における販売予定量の縮小及び人事異動に伴う人件費の組替え並びに事業内容の変更等を反映し、収入より、第1款ガス事業収益を1,882万3,000円減額し2億7,740万5,000円、支出より、第1款ガス事業費用を891万8,000円減額し2億9,614万円にするものでございます。

続きまして、第4条では、資本的収入及び支出において追加となる事業等を反映し、収入より、第1款資本的収入を300万3,000円増額し3,300万4,000円、支出より、第1款資本的支出を104万8,000円増額し1億3,323万7,000円にするものでございます。

補正後の資本的収支の不足額1億23万3,000円の補填財源の内訳について申し上げます。

過年度分損益勘定留保資金2,221万2,000円、当年度分損益勘定留保資金5,018万1,000円、建設改良積立金1,861万4,000円、消費税及び地方消費税資本的収支調整額922万6,000円にて補填するものでございます。

続きまして、第5条では、人事異動等に伴い職員給与費を5,281万7,000円に改めるものでございます。

内訳を実施計画でご説明いたしますので、2ページをご覧ください。

収入として、1款ガス事業収益、1項製品売上、1目ガス売上を20万立米分の減少額1,853万8,000円、3項営業外収益の28万5,000円を合わせた1,882万3,000円を減額し、2億

7,740万5,000円とするものでございます。

支出については主なものを申し上げます。

1 款ガス事業費用、1 項売上原価、1 目ガス売上原価では、販売量の減少に見合う同量の購入額分といたしまして792万4,000円を減額。

第2 項供給販売費の7 目修繕費からは、災害での導管等供給設備の修繕として121万円、22目減価償却費からは、昨年度の決算額が予定額を下回ったため203万円を減額、そのほか、人事異動に伴う人件費等を合わせた補正予定額を計891万8,000円減額し、2 億9,614万円とするものでございます。

次に、3 ページの資本的収入及び支出になりますが、収入として、1 款資本的収入、2 項負担金、1 目工事負担金、既決予定額3,000万1,000円に対し、補正予定額300万3,000円を増額し、3,300万4,000円とするものでございます。

支出として、1 款資本的支出、1 項建設改良費、1 目導管、既決予定額1 億3,218万9,000円に対し、補正予定額104万8,000円を増額し、1 億3,323万7,000円にするものでございます。

補正理由は、経営事業に伴うもののほか、ガス事業費用の供給販売費からの労務費振替分を反映したものでございます。

続きまして、6 ページ、7 ページをお開き願います。

実施計画を基に、税抜き処理による予定損益計算書でございます。

6 ページより、販売量の減少を加味した、1、営業収益2 億4,362万2,000円、ガス購入料及び人件費を調整した、2、営業費用2 億7,925万6,000円により生じます営業損失は3,563万4,000円となります。この営業損失と、7 ページ、営業外利益817万4,000円の合計が経常損失2,746万円となり、当年度純損失も同額の2,746万円を予定するものでございます。

なお、前年度未処分利益剰余金につきましては、令和2年度の決算残高でございます。また、その他未処分利益剰余金変動額で純損失を補填し、補填後の残高を当年度未処分利益とするものでございます。

次に、8 ページ、9 ページをお開き願います。

令和4年3月末時点の予定貸借対照表でございます。

一番右側の数値が合計金額になります。

1、固定資産合計は9 億2,625万2,056円、2、流動資産合計は2 億2,005万5,403円となり、資産合計は11億4,630万7,459円でございます。

9 ページ負債の部より、3、固定負債合計2 億4,368万4,751円、4、流動負債合計9,595

万2,336円、5、繰延収益合計4,601万1,172円で、負債合計は3億8,564万8,259円となります。

資本の部より、6、資本金6億1,407万6,223円、7、剰余金合計1億4,658万2,977円で、資本合計は7億6,065万9,200円となり、負債資本合計は11億4,630万7,459円で、8ページの資産合計と一致いたします。

最後となりますが、11ページをお開き願います。

予算額どおりに収入及び支出がされた場合の予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

下から3段目に、資金減少額3,331万1,971円を見込むため、一番下段の資金期末残高は1億6,735万4,400円に減少する予定でございます。

以上で、令和3年度白子町ガス事業特別会計第1回歳入歳出補正予算の説明を終了させていただきます。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（酒井良信君） 以上で内容説明が終了いたしました。

これより、議案第2号 令和3年度白子町一般会計第3回歳入歳出補正予算について質疑を行います。

2番大多和正夫君。

○2番（大多和正夫君） それでは、24ページの農林水産業費の5目農地費の関係でお聞きをしたいと思います。

まず、18節の負担金補助及び交付金の中で、小規模農地基盤整備事業補助金について伺いたしたいと思います。

まず、これは、10日の議会で、令和4年度以降もこの補正の関係の事業につきましては継続して実施すると、石井町長より回答をいただきました。ありがとうございます。この関連で質問させていただきます。

ご存じだと思いますけれども、今年の米価なんですけれども、JAの買取りはコシヒカリで現在1俵9,000円という非常に厳しい価格体系になっておりまして、やはりこの米価の下落で、人・農地プランの受け手として位置づけられている担い手が、私の地元でも、今年担い手の大型農家が2名ぐらい、もう来年から稲作やめようという話も聞いております。また、それ以外に、これ以上の稲作に対する投資とか規模拡大はできないという話を聞いております。

そういう中で、それだけ今年の米価、また、来年以降の状況に対して、大きな影響を受け

そうだとすることで、その打撃に対しまして、やはり規模拡大に非常に消極的な担い手が多く増えているのを聞いております。

そういう中で、このままこの状態を放置しましたら、やはり農業立町であります白子町においてもですね、白子町内の水田耕地が条件の悪いところから荒廃してしまうんじゃないかというふうに考えています。

そういう中で、やはり今後の白子町としては担い手支援は喫緊の課題だと思いますので、そこで、町内独自で農業用機械、また施設導入支援として、担い手支援基金、これは仮称ですけれども、そういうものを創設することを提案させていただきたいと思います。

実際に、長南町では、前町長の藤見町長のときからそういうものを取り組んでおりまして、水稻の担い手为中心ですけれども、非常に効率よくそれを使っているというのを聞いております。そういう中では、やはり計画を持たれた石井町長でございますので、その手腕を発揮して、ふるさと納税等を原資とした基金創設を検討する考えがあるかどうか、お伺いをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（酒井良信君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 本当に9,000円という状況ですと、非常に厳しいと思います。本当に白子町農業がこれ以上荒廃したり、いろいろしていったら大変だというふうに私自身思っています。この件に関しては、いろいろ検討はすべきだというふうに私自身は思っておりますので、その辺でひとつよろしくお願いいたします。

○議長（酒井良信君） 2番大多和正夫君。

○2番（大多和正夫君） 今、町長のお話にもありましたけれども、非常に厳しい状況でございますので、前向きな検討で、やはり早いうちに担い手の農家に、来年の稲作に向けて、希望の光が見えるような体制づくりをよろしくお願い申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（酒井良信君） ほかに質疑ございませんか。

6番東海林東治君。

○6番（東海林東治君） 12ページに、企画費として委託料350万、今回補正にのっているわけですが、これは総合計画の企画ということなんですけれども、この委託はどちらにされる予定なのか。

それから、この総合計画においては、まずは町の総務課の中などで、まずはこの総合計画に関する企画を検討されているのかどうか、もう頭から委託ということなのか、その点をご

答弁をお願いします。

○議長（酒井良信君） 総務課長、斉藤繁男君。

○総務課長（斉藤繁男君） では、東海林議員の質問に対して回答させていただきます。

今回のこの委託につきましては、来年度から実施します後期の基本計画策定作業、その前段となるアンケート調査を実施するものです。そういうことで、まだ予算も確定しておりませんので、委託先等については決定しておりません。

そして、総合計画についての課内での協議ということですが、まずこのアンケートの結果を踏まえての協議という形になりますので、まだ、そこについての協議等は実施していない状況でございます。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 6番東海林東治君。

○6番（東海林東治君） そうしますと、まだ業者が決まっていないということだと、暫定的に予算を組んでいるということだと思いますけれども、それから、このアンケートというのはどういう形で、いわゆる住民アンケートなのか、どういう形で、各所帯別でやるのか、この辺の集計することだってこれはなかなか大変なわけで、非常に期間がですね、何でもここで業者がまだ決まってもいない、アンケートがこれからということで、補正を組まなきゃならないのかなという、非常に疑問なものですからね。まだまだ先のことになっていくような気がするんですけれども、その点はいかがですか。

○議長（酒井良信君） 総務課長、斉藤繁男君。

○総務課長（斉藤繁男君） 令和4年度に、令和5年度からの後期の基本計画を策定する作業をするに当たり、前もってそのアンケートの結果を把握して、その作業に反映させたいということで、そのためには今議会での予算計上は必要だということで計上させていただいたところでございます。

以上です。

○議長（酒井良信君） 6番東海林東治君。

○6番（東海林東治君） そうしますと、今回新たにアンケートを取るということじゃなくて、以前のアンケートを基にした形での企画だよということですか。その点明確をお願いします。

○議長（酒井良信君） 総務課長、斉藤繁男君。

○総務課長（斉藤繁男君） アンケートにつきましては、この予算の中で承認された場合はアンケートを実施する予定です。3年度中にアンケートを実施して、その結果を4年度からの

作業に反映させたいということで、今回提案させていただいたところでございます。

以上です。

○議長（酒井良信君） ほかに。

13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） 2点とも両議員の関連質問になるんですけども、まず、今、東海林議員がおっしゃった企画費の中の第5次総合計画の後期基本計画策定、これに当たって、今355万円がアンケートの調査、さらには取りまとめの費用だというふうに説明がありましたが、この350万円の根拠について、どういう形で350万円というものが算出されたのかということをお聞きしたいのと、それから、令和4年度から策定される後期の基本計画に当たって、石井町長の意向がどこまで反映をさせていくのか、あるいはその取りまとめに当たる業者に、町長の意向がしっかりと伝わらないと、町長の思う後期の基本計画が作成されないのではないかなというふうなことがありますので、委託先が決まりましたらば、ぜひとも町長の意向が反映されるような基本計画の後期の策定をする。

さらには、議員時代におっしゃっていましたが、実施計画3か年、これも策定をしていく必要があるというふうにおっしゃってましたので、その辺のフローについてもお聞きをしたいというふうに思います。それがまず1点であります。

それからもう一点、大多和正夫議員の関連ですけども、ご承知のように正夫議員からも説明がありましたけれども、今年度の主食用の米価については、人口減や主食用としての米離れが加速する中でありますけれども、さらにコロナウイルスの影響による業務用のお米が激減する要素も加わりまして、大きな下落が当初から予想をされていました。

したがって、本町の取組としては、今年度期間を延長しまして、産業課の職員が中心となって、新規需要米、これは飼料米や備蓄米のことですけれども、などの取組を、担い手を核とした経営体に進めてきました。この成果は大きなものでありましたが、それでもご承知のとおり米価の大幅な下落は避けられませんでした。

このことを踏まえて、町としての基幹産業である水田農業の維持、それから継続していく観点から、これまで短期的に行われてきました支援事業の上乗せ、さらには長期を見据えた支援が必要だと思われますけれども、町長の見解をもう一回伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（酒井良信君） 総務課長、斉藤繁男君。

○総務課長（斉藤繁男君） 私のほうからは、後期の基本計画の関係のご質問に回答させてい

ただきたいと思います。

350万円の根拠につきましては、業者から見積りを取って計上させていただいているところでございます。内容といたしましては、町内1,200通のアンケートを送付いたしまして、その回答を回収し、取りまとめ、報告をいただくという内容となっております。

私のほうからは以上でございます。

○議長（酒井良信君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 私のほうから、私の基本的な考えと今度の第5次総合計画の後期の問題、これはこの間も私のマニフェストの関係で、例えばコンパクトシティー関係の関係で、いろいろ予定、工程表をお出ししたと思いますけれども、ああいうものとある程度整合性を持たせるような形のものを考えております。

やはり、こちらの政策と第5次総合計画の後期がある程度マッチしないといけませんもので、当然そのあれを入れながら計画は練っていくつもりでおります。

○議長（酒井良信君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） もう一つの農業関係。

○町長（石井和芳君） 農業関係ですか。いずれにしても米価がこういう状態で、農業が相当打撃を受けるということは確かにありますんで、やはりある面で本当に白子町の農業を今後も盛り立てていかなければいけないという部分も相当あります。ですから、これに対していろいろな補助金とかそういうものも含めて、例えば今回の補正の中に入っております補助金で、商工観光から出ている分のもものもでございますんですけども、やはりコロナの関係ですか。ちょっとすみません、それも農業の補助金の1個でございますんで、いずれにしても最大限のこれは大変な、やはり米価の関係も非常に大変な事業でございますんで、それは最大限見ていかなければいけないと私は思っておりますから、基本的な考えはそうです。

具体的にどういう補助をしようとか、そういうことは、まだ今後検討していかなくちゃいけないと思いますんで、それはやっていくつもりでおりますんで。だから、ちょっと、商工観光課長から、コロナに関する事業で農業方面にも補助があるというものが一つありますんで、それちょっと、いいですか。

○議長（酒井良信君） 商工観光課長、田邊健治君。

○商工観光課長（田邊健治君） それでは、補足のほうを説明させていただきます。

予算書の25ページのほうで、商工業振興事業18節で中小企業等事業継続支援金として2,500万計上してございますが、これについては総務課長のほうから内容説明を申し上げます。

したが、町内の飲食店等を除くと申し上げましたが、千葉県の感染拡大防止対策協力金、その申請、交付を受けていない業種については、幅広く申請ができるようになっておりますので、商工業、観光業の事業者及び基幹的農業者のほうも、もちろんこの中小企業等の継続補助金の対象になりますので、農業者のほうも基幹的農業者、町内のほうでおおむね200事業者ということで、内容の中に計上をさせていただいてあります。

なお、支援金額については、中小企業、法人については10万円の県に上乗せをするということと、個人事業主については5万円の上乗せ計上を、内容として予定することとしております。

以上です。

○議長（酒井良信君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） それでは、総合計画についての中で1点ほど、このアンケートをするための業者については、既に決まっているというふうなお話で、ここの業者にアンケートの結果等の取りまとめをお願いするというふうにありましたので、まずその業者がどこなのかということと、それからその業者が取りまとめるということは、その業者が引き続き取りまとめた業者ですので、関連をして策定業務にも関わるような気がいたしますので、まずはこれについてお聞きをします。

それから、策定業務の中で、特に東海林議員もおっしゃってございましたけれども、総務課の中の企画部門の、要は担当する職員が、どこまでこれに関われるかというのが、今回、地についた基本計画になるはずですので、これについてもその企画の職員の方々の奮闘を期待するのと、それから、お答えをいただかなかった実施計画、これについての作成の意向はあるのかどうかということをお聞きします。

それから、農業関係については、商工関係のほうからも、1つの企業体あるいは個人事業主としての農業関係の助成が受けられるということですので、これを周知していただくのと、それからもう一点、ご承知のとおり、直接の短期的な町の助成としては、これまで飼料米については町単で10アール当たり5,000円の助成がされておりました。これ、実際に本町というか千葉県の平均収量を規定されると大体9.4俵というのが、10アール当たりですけれども、これ飼料米に課せられる収量であります。

これを割り返しますと、1俵当たり550円の助成というふうに、約ですけれども、なります。ご承知のとおり、今年の飼料米のキロ当たりの引取り単価というのは1キロ9円でありました。1俵当たり540円で引取りをされていきます。これが農家の手取りでありますけれ

ども、これに国・県の助成と、さらには本町は本当にいい形で町単の助成も出ておりますけれども、ここまでの米価の下落ですと、この飼料米というのが、特に担い手を中心とされているものですから、これも短期的な部分で上乘せを考えてもいいのではないかというふうな気もいたしますので、これについて見解をお伺いします。

これが今年度補正で行けるものなのかどうかということも含めてお伺いすると、それから、中長期的には、大多和正夫議員もおっしゃっていましたが、長南町の単独事業、さらには隣町の長生村も単独事業を行っておりますので、これらを参考にして、本町独自の長期的な事業の創立を、私のほうからも要望をさせてもらいたいと思いますので、これについての見解も併せて伺います。

○議長（酒井良信君） 総務課長、斉藤繁男君。

○総務課長（斉藤繁男君） 私のほうからは、総合計画に関しまして、見積りを取ったということで、もう業者が決まっているんじゃないかというようなお話だったんですけども、この見積りは、予算を計上するために見積りを取って予算を計上したというだけでございますので、業者等はまだ決まっておりません。今後、一般競争入札なり指名競争入札なり、そういう手続を取りまして、業者のほうを選定してまいりたいと思います。

今回のこの業務につきましては、アンケートをして、年度末に業務の結果報告書を提出させるという業務でございますので、その先の総合計画についてその業者が云々ということは、まだ一切ございません。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 当然、計画があれば実施計画をPDCAで回していくような形は取らざるを得ないと私は思っています。今までやってこなかったこと自体がおかしいわけですから、そう思っています。

それから、いろいろ長生村とか長柄とか、そういうところでいわゆるそういう補助金、補助金だけに頼っているような農業じゃいけないというふうに私は思っておりますけれども、でもそういうものはどういう形で、やはり有効に機能しているかということもよく検証しながらやっていきたいというふうに思っています。いずれにしても、基本的には、この白子町農業をとにかく守らなければいけないという基本的な考えは私にはありますんで、そういうつもりで、今後進めていきたいと思っております。

以上です。

(何事か呼ぶ声あり)

それが、白子町が特に少ないとか、ほかと比べてどうなのかということもあると思いますんで、その辺も見ながら、また考えていきたいと思います。

基本的には補助しないということではありませんもので、それはいろいろ検討しながら見ていきたいというふうに思っております。

(了解ですと呼ぶ声あり)

○議長（酒井良信君） ほかにございませんか。

14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） それでは、29ページ、教育費について伺います。

今回、修学旅行のキャンセル料の補助金ということで予算計上されているわけですが、キャンセル料が生じたということは、直前まで様子を、この修学旅行に行くかどうか見ていたのかどうか。

それから、修学旅行、恐らく積立て等をやって保護者負担等もあると思うんですが、それに対する補助金なのか伺います。

○議長（酒井良信君） 教育課長、目羅伸夫君。

○教育課長（目羅伸夫君） 小中学校の修学旅行につきましては、今現在、検討中であります。

ただ、各学校が全て保護者、子供たちにアンケート調査をしまして、その内容も各学校ごとに多少違ってきております。延期をした場合にはキャンセル料は発生する、または場所を変更するだけでもキャンセル料が発生する場合があります。それを含めまして、一応キャンセル料が発生した金額というのがただいまの金額になっております。

○議長（酒井良信君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 分かりました。

昨年からずっとこのコロナ禍において、子供たちの行事というのが大分縮小されたりしているわけですが、その中でも今学校としては何とか工夫して子供たちの思い出づくりをつくらうということでいろいろなことを実施していると思いますが、例えば、修学旅行がキャンセルになってしまった、そういう場合には、それに代わるものとして学校としては何か計画をしていくのかどうか伺います。

○議長（酒井良信君） 教育課長、目羅伸夫君。

○教育課長（目羅伸夫君） 全ての小中学校に全て新しい計画を立てるように、今報告をさせているところであります。もし仮に中止、延期になった場合ですが、必ず何かは実施させま

す。

○議長（酒井良信君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 昨年からこうした学校行事、本当に学校側も大変な思いをして、工夫されて実施されていると思うんですが、この状況がまだしばらく続くというふうに、今言われているわけですが、何よりもやはりこうした状況の中で、今在学している子供たちが、大変だったけれども、いい思い出になったと、そういうような学校生活が送れるようにして、いっていただきたいというふうに思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

○議長（酒井良信君） ほかに質疑ございませんか。

12番齋藤鉄也君。

○12番（齋藤鉄也君） 先ほど、2人の大多和議員から農業問題でちょっと質疑がありましたけれども、私1期のときから農業のことをちょっと質問したことあるんですけども、今日コロナウイルス、いろんな業界もみんなそうですけれども、大変な局面を迎えております。その中で、お米は日本人の主食でございます。いろいろ言ってきたら切りがないですけども、その中で、今回米の米価が本当に下がったと、あちこち行くとお話を聞きますので、これ議事録に載せないでもいいですけども、要するに、町のほうでは農家の方々は額に汗をかい、て一生懸命やっているわけですね。

また、もう一点は、田んぼは貯水代わりになるわけです、貯水池ね。ということは、ああいうものをつくるとなると莫大なお金がかかります。そのことを踏まえて、お互いにいろんな話をしながら、今回の件は、できる限り農家の人たちに予算といいますか、安いものですよ、税金ですから、失礼なこと言うわけじゃないですけども、貯水池のダム代わりの金を払う考えを持てば、結局私が言いたいことは易しいことです。だから、今回はみんないろんな面でしびっております。コロナ禍いろいろ、コロナウイルスの件で。

町長も、今回も6月になって当選しまして、3か月ですか。その中で、今農家の人たちは必死で、議員の人たちはその人たちの代弁として頑張っているわけです。だから、補助金を当てにされちゃ困ると言わないで、お互いにいい方向に話をしましょうということで、お互いによくなればいいじゃないですか。そのように、町長も考慮していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（酒井良信君） ほかにございませんか。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(なしと呼ぶ声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第2号は原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 令和3年度白子町国民健康保険事業特別会計第1回歳入歳出補正予算について質疑を行います。

(なしと呼ぶ声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(なしと呼ぶ声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第3号は原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 令和3年度白子町介護保険事業特別会計第1回歳入歳出補正予算について質疑を行います。

(なしと呼ぶ声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(なしと呼ぶ声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第4号は原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 令和3年度白子町ガス事業特別会計第1回歳入歳出補正予算について
質疑を行います。

(なしと呼ぶ声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(なしと呼ぶ声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第5号は原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため休憩いたします。

再開は1時といたします。

休憩 午前11時38分

再開 午後 1時00分

○議長（酒井良信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎認定第1号～認定第6号の一括上程、説明

○議長（酒井良信君） 次に、日程第8、認定第1号 令和2年度白子町一般会計歳入歳出決算認定について、ないし日程第13、認定第6号 令和2年度白子町ガス事業特別会計歳入歳出決算認定及び剰余金の処分についてまでを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） それでは、認定第1号からの提案説明をさせていただきます。

認定第1号 令和2年度白子町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第2号 令和2年度白子町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号 令和2年度白子町後期高齢者事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号 令和2年度白子町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第5号 令和2年度白子町休養施設事業特別会計歳入歳出決算認定について、以上5案件につきましては会計課長から詳細説明をいたさせます。

認定第6号 令和2年度白子町ガス事業特別会計歳入歳出決算認定及び剰余金の処分について、この件につきましてはガス事業所長から詳細説明をいたさせます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（酒井良信君） 続いて、内容説明を求めます。

認定第1号ないし認定第5号の内容説明について、会計課長、緑川義之君。

○会計管理者（緑川義之君） 認定第1号 令和2年度白子町一般会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、決算書1ページの実質収支に関する調書をお開き願います。

本会計の決算額、歳入総額は前年度に比べ28.1ポイント増の66億1,469万4,679円、歳出総額は前年度に比べ30.8ポイント増の64億3,027万8,868円で、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支は1億8,441万5,811円で、このうち翌年度への繰越事業で繰越明許費繰越額が16事業で487万4,000円及び事故繰越繰越額が2事業で124万円を合わせた額611万4,000円を控除しました実質収支額は1億7,830万1,811円でございます。

それでは、まず歳入から主な内容を款ごとの収入済額によりご説明申し上げます。

決算書の2ページ、3ページをお開き願います。

1款の町税は、町民税、固定資産税、軽自動車税など6税合わせまして12億6,100万9,902円で、歳入総額に占める構成比は19.1%でございます。町税のうち軽自動車税が台数の増加により増となりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響等により、個人住民税、固定資産税や入湯税などが減収となったため、前年度に比べ5,229万979円、4.0ポイントの減となりました。

徴収につきまして、徴収率は現年度分は94.92%で前年度に比べ3.22ポイントの減、滞納分は25.24%で前年度に比べ2.47ポイントの増、現年と滞納分合わせて91.08%、これは前年

度に比べ2.83ポイントの減となりました。

2 款の地方譲与税は7,091万3,000円で、前年度に比べ11万1,007円、0.2ポイントの減でございます。

7 款の地方消費税交付金は2億2,657万3,000円で、前年度に比べ4,275万5,000円、23.3ポイントの増で、税率改正による影響でございます。

8 款の自動車取得税交付金1,943円は、前年度に比べ1,484万5,161円、約100ポイントの減で、これは税制改正により自動車取得税交付金が廃止となったためでございます。

10款の地方特例交付金は981万5,000円で、前年度に比べ1,520万3,000円、60.8ポイントの減は、子ども・子育て支援金等の減額によるものでございます。

11款の地方交付税は15億6,503万4,000円で、前年度に比べ1億2,855万9,000円、8.9ポイントの増で、歳入総額に占める構成比は23.7%でございます。普通交付税は、基準財政需要額の新規費目として地域社会再生事業費が追加されたことにより14億5,878万2,000円で、前年度に比べ1億6,851万3,000円、13.1ポイントの増、特別交付税は、1億609万8,000円で前年度に比べ3,955万円、27.4ポイントの減でございます。

また、東日本大震災による被災団体に対して別枠で交付されます震災復興特別交付税につきましては、前年度に比べ4,000円減の15万4,000円が交付されました。

4 ページ、5 ページをお開き願います。

15款の国庫支出金は、国庫負担金、国庫補助金及び委託金を合わせ17億4,974万9,876円で、前年度に比べ14億2,258万5,312円、434.8ポイントの大幅増で、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として実施されました特別定額給付金事業などの増額によるものでございます。

16款の県支出金は、県負担金、県補助金及び委託金合わせまして5億2,619万4,231円で、前年度に比べ9,989万7,386円、23.4ポイントの増は、台風による被災農業支援事業に係る補助金などの増加によるものでございます。

18款の寄附金は、一般寄附金、ふるさとしらか応援寄附金、教育費寄附金を合わせまして1億3,553万8,659円で、前年度に比べ9,322万4,841円、40.8ポイントの減で、主なものはふるさと応援寄附金で返礼品の内容変更が生じたことによる寄附件数の減少により減額となったためでございます。

19款の繰入金は1億7,086万4,247円で、前年度に比べ2億9,032万5,598円、63ポイントの減、これは財政調整基金からの繰入れの減額によるものでございます。

21款の諸収入は1億1,828万3,480円、前年度に比べ767万1,633円、6.1ポイントの減で、

主に雑入の減によるものでございます。

6 ページ、7 ページをお開き願います。

22 款の町債は 3 億 9,353 万円で、前年度に比べ 1 億 3,583 万円、52.7 ポイントの増で、緊急防災災害事業や防災・減災、国土強靱化対策事業に関わる借入れの増加などによるものでございます。

以上、歳入合計といたしまして、予算現額 70 億 3,689 万 7,000 円に対しまして、調定額 68 億 8,875 万 3,609 円、収入済額 66 億 1,469 万 4,679 円、不納欠損額は町税、使用料金合わせまして 691 万 4,393 円、収入未済額は町税、使用料、諸収入及び令和 3 年度への繰越財源の国庫支出金及び県支出金など合わせまして 2 億 6,714 万 4,537 円で、調定額に対する収入率は 96% でございます。

続きまして、歳出の主な内容を款ごとの支出済額によりご説明申し上げます。

決算書 8 ページ、9 ページをお開き願います。

2 款の総務費は 17 億 9,611 万 9,606 円で、前年度に比べ 10 億 5,354 万 3,417 円で、141.9 ポイントの増です。要因は、特別定額給付金給付事業実施によるものでございます。

3 款の民生費は 13 億 8,591 万 9,933 円で、前年度に比べ 5,374 万 606 円、4.0 ポイントの増でございます。主な要因は、新型コロナウイルス感染症緊急対策事業に伴う子育て世帯への臨時特別給付金事業や子育て世帯応援給付金事業、赤ちゃん元気チャージ応援給付金事業などの子育て支援関連事業によるものでございます。

4 款の衛生費は 5 億 8,690 万 7,448 円で、前年度に比べ 1,875 万 4,796 円で、3.3 ポイント増です。主な要因は、新型コロナウイルスワクチン接種確保事業や公共的空間安心・安全確保事業、感染拡大防止体制整備事業などの新型コロナ対策関連事業の増、また、美しいまちづくり推進事業で、ごみ処理に関わる広域市町村圏組合負担金や一宮聖苑組合負担金の増などによるものでございます。

5 款の農林水産業費は 4 億 7,689 万 6,178 円で、前年度に比べ 2 億 728 万 9,843 円、76.9 ポイントの増です。主な要因は、農業振興事業で台風の被災農業者への補助金として強い農業担い手づくり総合支援事業補助金の増、園芸振興事業で「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業補助金の増及び土地改良施設維持管理適正化事業の工事請負費の増でございます。

6 款の商工費は 1 億 4,564 万 2,304 円で、前年度に比べ 2,558 万 1,551 円で、21.3 ポイントの増です。主な要因は、新型コロナ対策による宿泊施設復興支援事業、ポイントカード事業、復興支援町内共通商品券事業や商工業振興事業の中小企業再建支援金などの増によるもので

ございます。

7 款の土木費は 3 億 1,626 万 1,012 円で、前年度に比べ 8,046 万 5,029 円、20.3 ポイントの減です。主な要因は、用地管理事業の地籍調査委託料の減、道路維持補修事業の工事請負費の減、橋梁整備事業の橋梁長寿命化修繕設計委託料の減などによるものでございます。

8 款の消防費は 2 億 9,997 万 5,583 円で、前年度に比べ 5,567 万 6,615 円、22.8 ポイントの増です。主な要因は、緊急避難施設整備事業で白潟地区緊急避難所施設新設に要する経費の増、避難所安全確保事業で新型コロナ対策に伴う消耗品や備品購入などの増によるものでございます。

10 ページ、11 ページをお開き願います。

9 款の教育費は 7 億 525 万 9,270 円で、前年度に比べ 2 億 8,741 万 833 円、68.8 ポイントの増です。主な要因は、白潟小学校大規模改修事業の増や公立学校情報機器整備事業で、小中学校の ICT 活用のため末端機器導入のための増、学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係わる支援事業などの新型コロナ対策に伴う事業の増によるものでございます。

11 款の公債費は 3 億 6,980 万 5,875 円、前年度に比べ 160 万 3,281 円、0.4 ポイントの増です。

12 款の諸支出金は 2 億 6,163 万 3,956 円、前年度に比べ 7,732 万 5,448 円、22.8 ポイントの減です。要因は、ふるさとしらこ応援寄附金積立金の減で寄附件数が減少したことによるものでございます。

以上、歳出合計といたしまして、予算現額 70 億 3,689 万 7,000 円に対しまして、支出済額 64 億 3,027 万 8,868 円、翌年度繰越額は繰越明許費及び事故繰越合わせまして 3 億 8,890 万円、不用額は 2 億 1,771 万 8,132 円で、予算現額に対する執行率は 91.4% でございます。

なお、歳入歳出決算事項別明細書は、決算書 14 ページから 177 ページまでに、財産に関する調書、有価証券、出資による権利、物品、基金につきましては、178 ページから 182 ページまでに記載してございますので、ご参照いただきますようお願いいたします。

以上で、令和 2 年度白子町一般会計歳入歳出決算認定について、内容説明を終了させていただきます。

続きまして、認定第 2 号 令和 2 年度白子町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

決算書の 183 ページの調書をお開き願います。

本会計の決算額は、歳入総額 15 億 8,921 万 3,278 円、歳出総額 14 億 7,016 万 2,390 円で、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支及

び実質収支は同額の1億1,905万884円でございます。

歳入から主な内容を収入済額によりご説明申し上げます。

決算書の184ページ、185ページをお開き願います。

1 款の国民健康保険税は3億105万6,091円で、前年度に比べ775万5,722円、2.5ポイントの減で、これは被保険者数の減少及び新型コロナウイルスの影響による収入減によるものでございます。徴収率につきましては、収入額の減の影響から現年度分は93.37%で、前年度に比べ1.02ポイントの減となり、滞納分は22.5%で、前年度に比べ3.4ポイントの増でございます。

令和2年度の国民健康保険加入状況でございますが、年平均で世帯数は2,133世帯、被保険者数は3,381人でございます。前年度に比べ世帯数は6世帯、被保険者数は35人とそれぞれ僅かに減少しておりますが、1人当たりの総医療費は36万1,989円で、前年度に比べ8,875円増加いたしました。

4 款の県支出金は、保険給付費を賄うための普通交付金と、保険者努力支援分や特別調整交付金分、都道府県繰入金などの特別交付金合わせまして10億5,419万2,016円、前年度に比べ3,631万1,611円で、3.6ポイントの増で、主な要因は普通交付金の増によるものでございます。

6 款の繰入金は、国民保険税の軽減措置等に対する保険基盤安定繰入金や財政の安定を図るための財政安定化支援事業繰入金、職員給与費事務費等の職員給与費等分繰入金、出産育児一時金等繰入金など、一般会計からの繰入金を合わせまして1億3,127万2,400円で、前年度に比べ664万7,082円、4.8ポイントの減でございます。

7 款の繰越金は9,629万1,133円で、前年度に比べ3,068万555円、46.8ポイントの増でございます。

以上で歳入合計といたしまして、予算現額15億5,774万6,000円に対しまして、調定額16億7,196万8,152円、収入済額15億8,921万3,278円、不納欠損額は391件で642万6,750円、収入未済額7,632万8,124円、調定額に対する収入率は95.1%でございます。

続きまして、歳出の主な内容を支出済額によりご説明申し上げます。

決算書186ページ、187ページをお開き願います。

2 款の保険給付費は、主なものといたしまして一般と退職の被保険者の療養給付費など10億4,054万1,294円で、前年度に比べ3,574万2,609円、3.6ポイントの増です。主な要因は、療養諸費や高額療養費などの医療費の増でございます。

3 款の国民健康保険事業納付金は、一般及び退職被保険者の保険給付費に関わる県への納付金で、医療給付費分、後期高齢者支援金等分及び介護納付金分を合わせまして 3 億 5,621 万 2,795 円でございます。前年度に比べ 1,226 万 1,631 円、3.3 ポイントの減でございます。

5 款の保健事業費は 1,476 万 8,815 円で、特定健康診査等に要する費用や人間ドック助成事業に要する費用などで、前年度に比べ 816 万 5,749 円、35.6 ポイントの減です。減の要因は、新型コロナウイルス感染対策における特定健康診査等の事業制限により、委託料の減が主なものでございます。

以上、歳出合計といたしまして、予算現額 15 億 5,774 万 6,000 円に対しまして、支出済額 14 億 7,016 万 2,394 円で、不用額 8,758 万 3,606 円で、予算現額に対する執行率は 94.4% でございます。

なお、歳入歳出決算事項別明細書、基金及び高額療養費貸付基金につきましては、決算書 190 ページから 212 ページまで記載してございますので、ご参照いただきますようお願いいたします。

以上で、令和 2 年度白子町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての内容説明を終了させていただきます。

続きまして、認定第 3 号 令和 2 年度白子町後期高齢者事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

決算書の 213 ページの調書をお開き願います。

本会計の決算額は、歳入総額 1 億 5,929 万 7,230 円、歳出総額 1 億 5,833 万 5,205 円で、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支及び実質収支は同額の 96 万 2,025 円でございます。

まず、歳入から主な内容を収入済額によりご説明申し上げます。

214 ページ、215 ページをお開き願います。

1 款の後期高齢者保険料は、特別徴収と普通徴収合わせまして 1 億 1,970 万 2,200 円で、前年度に比べ 971 万 5,600 円、8.8 ポイント増で、これは保険料改定による影響でございます。令和 2 年度の平均被保険者数は 2,158 人、前年度に比べ 27 人の減となっております。保険料の徴収率につきましては、現年度分が 99.77% で、前年度に比べ 0.48% の増、滞納分は 66.84% で前年度に比べ 8.13 ポイント増でございます。

3 款の繰入金は 3,890 万 8,205 円で、前年度に比べ 207 万 9,972 円、5.6 ポイント増で、一般会計から事務費繰入金と、所得の低い被保険者への軽減措置の保険基盤安定繰入金の増の影

響によるものでございます。

なお、２年度の保険基盤安定制度の対象者数は1,511人で、前年度に比べ７人の増でございます。

以上、歳入合計といたしまして、予算現額１億6,058万8,000円に対しまして調定額１億5,979万2,130円、収入済額１億5,929万7,230円、不納欠損額は15件で８万4,100円、収入未済額は90件で41万800円、収入率は99.7%でございます。

続きまして、歳出の主な内容を支出済額によりご説明申し上げます。

216ページ、217ページをお開き願います。

１款の総務費は169万4,550円で、事務費や電算システムに関わる委託料、使用料等が主なものでございます。

２款の後期高齢者医療広域連合納付金は、被保険者から徴収しました保険料と保険基盤安定制度負担金を合わせました千葉県後期高齢者広域連合への納付金で１億5,661万3,855円、前年度に比べ1,091万7,756円、7.5ポイント増で、保険料改定に伴う増によるものでございます。

３款の諸支出金は、後期高齢者保険料の過年度還付金で２万6,800円でございます。

以上、歳出合計といたしまして、予算現額１億6,058万8,000円に対しまして、支出済額１億5,833万5,205円、不用額225万2,795円で、予算現額に対する執行率は98.6%でございます。

なお、歳入歳出事項別明細書につきましては、決算書220ページから227ページまでに記載してございますので、ご参照いただきますようお願いいたします。

以上で、令和２年度白子町後期高齢者事業特別会計歳入歳出決算認定についての内容説明を終了させていただきます。

続きまして、認定第４号 令和２年度白子町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

決算書の229ページの調書をお開き願います。

本会計の決算額は、歳入総額14億3,775万1,451円、歳出総額13億2,545万5,926円で、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支及び実質収支は同額の１億1,229万5,525円でございます。

まず、歳入から主な内容を収入済額によりご説明申し上げます。

230ページ、231ページをお開き願います。

１款の保険料は65歳以上の第１号被保険者の保険料で、特別徴収と普通徴収合わせまして

2億8,730万9,330円、前年度に比べ838万3,090円、2.8ポイントの減で、主な要因は、保険料の低所得者の軽減制度等によるものでございます。

令和3年3月末の被保険者数につきましては、第1号被保険者が4,557人、第2号被保険者が3,592人で、介護認定者数は要支援認定者が165人、要介護認定者が562人、合わせて727人で、前年度と比較して2人の減でございます。

保険料徴収率につきましては、現年度分が98.75%で前年度に比べ0.14ポイントの増で、滞納分は8.49%で、前年度に比べ11.7ポイントの減でございます。

3款の国庫支出金は、介護保険給付費に対する国の負担金や調整交付金、介護予防事業に関わる地域支援事業交付金などを合わせまして、保険給付費等の約25%、3億547万7,701円でございます。

4款の県支出金は、介護保険給付費に対する県の負担金や介護予防事業に関わる地域支援事業交付金などを合わせまして、保険給付費等の約12.5%、1億8,526万7,440円でございます。

5款の支払基金交付金は、第2号被保険者の保険料として交付される介護給付費交付金及び介護予防事業に要した費用として交付される地域支援事業交付金で、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございます。3億3,320万8,510円で、前年度に比べ1,405万4,510円、4.4ポイントの増でございます。

7款の繰入金は2億2,681万9,000円で、前年度に比べ1,403万9,000円、6.6ポイントの増で、介護給付費の町負担分や地域支援事業の法定繰入金、低所得者保険料軽減繰入金、職員人件費等に係る繰入金などでございます。

以上、歳入合計といたしまして、予算現額13億7,720万6,000円に対し、調定額14億4,918万5,791円、収入済額14億3,775万1,451円、不納欠損額は88件で406万5,140円、収入未済額は698件で736万9,200円、調定額に対する収入率は99.2%でございます。

続きまして、歳出の主な内容を支出済額によりご説明申し上げます。

232ページ、233ページをお開き願います。

1款の総務費は4,597万1,751円で、前年度に比べ357万5,036円、8.4ポイントの増で、主なものは介護保険事業担当職員給与、介護認定審査会費や認定調査費等に係る事務費でございます。

2款の保険給付費は、居宅や予防、施設などの介護サービスに係る保険給付費で11億7,512万2,489円、前年度に比べ1,001万9,063円、0.9ポイントの増でございます。

4 款の基金積立金は、今後の保険給付費の増加に対応するため、介護給付費準備基金積立金としまして3,093万円の積立てを行ったものでございます。前年度に比べ1,290万1,000円、29.4ポイントの減でございます。

5 款の地域支援事業費は、生活機能の低下により、要支援・要介護になるおそれのある高齢者及び日常生活が活動的な状態にある高齢者を対象とした予防事業、訪問などの包括的支援事業など5,202万9,224円、前年度に比べ512万232円、9ポイントの減でございます。

6 款の諸支出金は2,140万2,462円、前年度に比べ859万1,481円、67.1ポイントの増で、介護給付費及び地域支援事業に係る過年度分の精算に伴う国庫支出金の返還金及び一般会計繰出金などでございます。

以上、歳出合計といたしまして、予算現額13億7,720万6,000円に対し、支出済額13億2,545万5,926円、不用額5,175万74円で予算現額に対する執行率は96.2%でございます。

なお、歳入歳出決算事項別明細書及び基金につきましては、決算書236ページから258ページまでに記載してございますので、ご参照いただきますようお願いいたします。

以上で、令和2年度白子町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての内容説明を終了させていただきます。

続きまして、認定第5号 令和2年度白子町休養施設事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

決算書の259ページの調書をお開き願います。

本会計の決算額は、歳入総額401万6,813円、歳出総額384万3,441円で、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支及び実質収支は、同額の17万3,372円でございます。

まず、歳入から主なものを収入済額によりご説明申し上げます。

決算書260ページ、261ページをお開き願います。

1 款の事業収入は315万円で、指定管理者からの納入金でございます。前年度に比べ165万円、34.4ポイントの減は、新型コロナウイルスの影響により納入金額の変更があったためでございます。

2 款の財産収入は8,222円で、前年度に比べ46万1,623円、98.3ポイントの減、これは前年度にございました白子荘、マイクロバスの売払収入分の減でございます。

以上、歳入合計といたしまして、予算現額398万3,000円に対しまして、調定額、収入済額は同額の401万6,813円で、調定額に対します収入率は100%でございます。

続きまして、歳出の主な内容を支出済額によりご説明申し上げます。

262ページ263ページをお開き願います。

1 款の総務費は68万5,219円で、国民宿舎白子荘に関わる保険料や特殊建築物定期調査委託料でございます。

2 款の諸支出金315万8,222円は、財政調整基金の積立金でございます。

以上、歳出合計といたしまして、予算現額398万3,000円に対しまして、支出済額384万3,441円、不用額13万9,559円で、予算現額に対する執行率は96.5%でございます。

なお、歳入歳出事項別明細書、物品及び基金につきましては、決算書266ページから271ページまでに記載してございますので、ご参照いただきますようお願いいたします。

以上で、令和2年度休養施設事業特別会計歳入歳出決算認定についての内容説明を終了させていただきます。

これまで認定第1号 令和2年度白子町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第5号 令和2年度白子町休養施設事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの内容説明をさせていただきます。ご審議の上、ご認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（酒井良信君） 次に、認定第6号の内容説明について、ガス事業所長、緑川栄治君。

○ガス事業所長（緑川栄治君） 認定第6号 令和2年度白子町ガス事業特別会計歳入歳出決算認定及び剰余金の処分についてご説明いたします。

決算書の1ページ、決算報告書をお開き願います。

（1）収益的収入及び支出の収入の部といたしまして、第1款ガス事業収益の決算額は2億4,134万4,973円で行いました。内訳といたしまして、第1項製品売上2億2,508万943円、第2項営業雑収益679万9,136円、第3項営業外収益946万4,894円で行いました。

続きまして、2ページの支出の部をお開き願います。

第1款ガス事業費用の決算額は2億5,396万5,145円で行いました。内訳といたしまして、第1項売上原価8,423万6,623円。第2項供給販売費1億3,333万3,408円、第3項一般管理費2,811万5,968円、第4項営業雑費用650万6,367円、第5項営業外費用143万905円、第6項特別損失34万1,874円で行いました。

続いて、3ページをご覧ください。

（2）資本的収入及び支出の収入の部より、第1款資本的収入の決算額は3,045万6,500円、第1項企業債より3,000万円の借入れを行いました。第2項負担金からは一般会計より移住定住対策に係る導管新設工事負担金が45万6,500円で行いました。

続きまして、4ページをお開き願います。

支出の部より、第1款資本的支出の決算額は1億2,828万1,020円で、第1項建設改良費より1億1,868万2,447円でございます。安定・安全供給に資する経年管入替工事を最重要事業として実施いたしました。

第2項企業債償還金につきましては、平成20年度から平成28年度借入れ分の元金959万8,573円でございます。

なお、資本的収入が資本的支出に対し不足する額9,782万4,520円は、過年度分損益勘定留保資金163万2,034円及び当年度分損益勘定留保資金5,573万7,206円、建設改良積立金3,138万2,141円並びに当年度分消費税資本的収支調整額より907万3,139円にて補填いたしました。

続いて、5ページをご覧ください。

実際の資金の流れを表したキャッシュ・フロー計算書でございます。

上段の当年度純損失として2,221万2,341円が生じましたが、下から3段目の637万6,556円の資金減少が生じたため、一番下段の資金期末残高は2億66万6,371円に減少いたしました。

続きまして、6ページ、7ページの損益計算書をお開き願います。

右端の数値をご覧ください。6ページの(1)製品売上と(2)営業雑収益を合わせた1、営業収益は、前年度より17%減少し、2億1,081万4,666円でございます。

2、営業費用は、(1)売上原価、(2)供給販売費、(3)一般管理費、7ページにございます(4)営業雑費用の合計となり、前年度より8.2%減少し2億4,100万3,590円で、3,018万8,924円の営業損失が生じました。

3、営業外収益、4、営業外費用の合計であります営業外利益831万8,457円及び特別損失34万1,874円並びに営業損失の合計により、当年度純損失を2,221万2,341円とするものでございます。

なお、損失額を前年度繰越利益剰余金及びその他未処分利益剰余金変動額に含まれる利益積立金の取崩し額により補填し、補填後の残高を当年度未処分利益剰余金とするものでございます。

続きまして、9ページをお開き願います。

剰余金処分計算書案といたしまして、損失補填後の未処分利益剰余金3,138万2,141円は、建設改良積立金の取崩しにより生じたものでございますので、白子町ガス事業の設置等に関する条例第4条第1項第2号を適用し、全額を資本金に組み入れる処分案でございます。

続きまして、10ページ、11ページをお開き願います。

年度末の貸借対照表でございます。

10ページ、資産の部より、1、固定資産の資産合計 9 億154万4,056円、2、流動資産合計 2 億5,116万7,820円を合わせた資産合計は11億5,271万1,876円でございます。

11ページ、負債の部でございますが、3、固定負債合計 2 億2,243万8,012円、4、流動負債合計9,014万1,492円、5、繰延収益合計5,201万3,172円を合わせた負債合計は 3 億6,459万2,676円ございました。

続いて、資本の部でございますが、6、資本金合計 6 億1,407万6,223円、7、剰余金合計は当年度純損失を補填した分が減少し 1 億7,404万2,977円となり、資本合計は 7 億8,811万9,200円ございました。資本の合計は資産合計と同額の11億5,271万1,876円でございます。

続きまして、13ページの事業報告書をお開き願います。

1、概況より、（1）総括事項でございます。

令和 2 年度末の供給戸数は0.24%減少し2,904戸、供給区域内普及率は61.12%ございました。また、ガス販売量は237万5,511立方メートルで、コロナ禍に伴う影響が大きく、前年度から18.22%減少いたしました。

続きまして、（イ）保安の確保といたしまして、ガス事業法に基づく需要家ガス設備の法定調査の実施により、保安活動に努めました。

（ロ）建設状況でございますが、安全・安定供給に向け経年管入替工事を10か所、1,455メートル、新規需要に対する導管新設工事を75メートル実施いたしました。また、災害リスクの解消に向け、ガスシステムのクラウド化に取り組み、システムの最適化に努めました。

（ハ）経営状況でございますが、総費用が総収益を上回り、純損失2,221万2,341円が生じましたが、前年度繰越利益剰余金及び利益積立金の取崩しにより損失を補填いたしました。

いまだ新型コロナウイルス感染症の終息が見えず厳しい状況ではありますが、今後も財務状況、社会情勢等を的確に把握し、安全・安定供給に向けた施設整備を進めてまいりたいと考えます。

以上で、令和 2 年度白子町ガス事業特別会計歳入歳出決算認定及び剰余金の処分についての内容説明を終了させていただきます。ご審議の上、ご認定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（酒井良信君） 以上で、内容説明が終了いたしました。

ここで、地方自治法第121条第 1 項の規定により、監査委員の今関勝巳君の出席を要求しております。今関勝巳君より、令和 2 年度白子町一般会計及び 5 事業特別会計歳入歳出決算

について監査報告を求めます。

監査委員、今関勝巳君。

○監査委員（今関勝巳君） 決算審査の状況及び結果につきまして、ご報告申し上げます。

去る8月4日、6日の2日間にわたりまして、令和3年度白子町監査計画の定めるところにより、決算審査を行いました。

この決算審査は、地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項の規定に従い、予算の執行または事業の経営が適正かつ効率的に行われているかについて、決算書及びその附属書類、関係資料に基づき審査したものであります。

まず、地方自治法第233条第2項の規定により審査を行いました会計は、令和2年度一般会計及び国民健康保険事業特別会計、後期高齢者事業特別会計、介護保険事業特別会計、休養施設事業特別会計であります。

審査は、今までに行いました例月出納検査及び定期監査の結果を踏まえながら、各会計の歳入歳出決算書、同事項別明細資料及び実質収支に関する調書、財産に関する調書の附属書類などについて、決算の計数が正確であるかどうかを確認するとともに、事務事業執行状況について当局の説明を聴取いたしました。

審査の結果、各会計の歳入歳出決算書及び附属書類等は、関係法令に準拠して作成されており、その計数は正確で、予算の執行は議会の議決の本旨にのっとり、適正に執行されているものと認められました。

次に、地方公営企業法第30条第2項の規定により、ガス事業特別会計の審査を行いました。

審査は、ガス事業全体の経営状況及び財務状況を適正に把握、表示しているかどうかの確認及び託送収支計算書の内容について、当局の説明を聴取しながら行いました。

審査の結果、決算書及び附属書類等は、計数は正確であり、当該事業の経営状況及び財務状況は適正に表示されているものと認められました。

審査の結果を踏まえ、町長に対し提出いたしました各会計決算の審査意見書は、お手許に配布されている資料のとおりであります。

今回、歳入の安定確保と町民の公平性を維持し、公平公正な課税の実施を努めるよう意見を述べさせていただきましたことをお伝えいたします。

今後とも、関係法令等を遵守し、適正・的確な予算執行と効率的な事務事業執行を強く望むものであります。

以上、監査委員による決算審査のご報告といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（酒井良信君） 以上で監査報告が終了いたしました。

今関勝巳君、ご苦労さまでした。

認定第1号ないし認定第6号については、令和2年度白子町一般会計及び5事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

お諮りいたします。

この際、委員会条例第5条の規定により、各常任委員会から2名、議会運営委員会から1名の委員を選任し、合計7名の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに認定第1号ないし認定第6号の審査を付託したいと思います。これに異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、認定第1号ないし認定第6号の審査は、ただいま設置されました決算審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

続いて、お諮りいたします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会委員の選任は、委員会条例第6条第4項の規定により、1番、今井滋則君、2番、大多和正夫君、3番、北田百人君、4番、梅澤哲夫君、10番、板倉正道君、12番、齋藤鉄也君、13番、大多和秀一君を指名いたします。これに異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員会委員は、ただいま指名したとおり選任されました。

ここで決算審査特別委員会開催のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時06分

再開 午後 2時25分

○議長（酒井良信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に開催されました決算審査特別委員会において、正副委員長の互選が行われ、その結果について通知がありましたので、ご報告いたします。

決算審査特別委員長につきましては、北田百人君、副委員長につきましては、大多和正夫

君の両名が就任されました。

以上で報告を終わります。

◎追加日程の件

○議長（酒井良信君） お諮りいたします。

お手許に配布した議題を日程に追加し、追加日程第1、発議案第3号 事務の検査について、追加日程第2、決算審査特別委員会の閉会中の継続審査申出の件、追加日程第3、議会運営委員会委員の選任までを議題といたします。これに異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、追加日程第1として発議案第3号 事務の検査について、追加日程第2として、決算審査特別委員会の閉会中の継続審査申し出の件、追加日程第3として議会運営委員会委員の選任までを議題とすることに決定いたします。

◎発議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（酒井良信君） 追加日程第1、発議案第3号 事務の検査についてを議題といたします。

提出者より趣旨説明を求めます。

3番北田百人君。

○3番（北田百人君） 発議案第3号。

令和3年9月17日。

白子町議会議長、酒井良信様。

提出者、白子町議会議員、北田百人。

賛成者、白子町議会議員、大多和正夫、今井滋則、梅澤哲夫、板倉正道、齋藤鉄也、大多和秀一。

事務の検査について。

地方自治法第98条第1項の規定により、町長に対し、次のとおり令和2年度白子町一般会計歳入歳出決算及び5事業特別会計歳入歳出決算に関する事務について報告を請求して検査することとしたいので、白子町議会会議規則第13条の規定により提出します。

趣旨説明といたしまして、地方自治法第98条第1項の規定により、議会は町の事務に関する書類及び計算書を検閲し、報告を請求して、事務の管理、議決の執行及び出納を検査することができる権限を有しております。

先ほど、委員7名で構成する決算審査特別委員会が設置され、今後、この委員会において、令和2年度白子町一般会計と五つの特別会計の歳入歳出決算について審査を行ってまいりますが、その際、議会が持つ検査権限をあらかじめ決算審査特別委員会に委任しておく必要があるため、この発議案を提案するものであります。

この発議案が成立しない場合、決算審査特別委員会が、町の事務に関する書類及び計算書を検閲し、報告を請求して、事務の管理、議決の執行及び出納を検査する権限を持つことができないこととなりますので、議員各位におかれましては、この趣旨にご賛同いただき、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（酒井良信君） 以上で趣旨説明が終了いたしました。

これより発議案第3号 事務の検査について質疑を行います。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

この採決は起立により行います。

発議案第3号 事務の検査について、原案に賛成の諸君は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、発議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎決算審査特別委員会の閉会中の継続審査申し出の件

○議長（酒井良信君） 追加日程第2、決算審査特別委員会の閉会中の継続審査申し出の件を議題といたします。

決算審査特別委員長から、会議規則第74条の規定により、お手許に配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りいたします。

決算審査特別委員長申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員長申出のとおり継続審査とすることに決定いたしました。

◎議会運営委員会委員の選任について

○議長（酒井良信君） 追加日程第3、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

議会運営委員会の選任は、委員会条例第6条第4項の規定により、議会運営委員会委員に梅澤哲夫君を指名いたします。これに異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員は、ただいま指名したとおり選任されました。

◎閉会の宣告

○議長（酒井良信君） 以上で、本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

これをもって、令和3年第3回白子町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 2時32分